

総合人間学会

目次

〈投稿論文〉		1
所有の総合人間学		
— 人権の自然史的根拠を探る —	穴見 愼一	1
聖なるものに対する科学的姿勢		
一 自然科学とモラル・サイエンスの対照 一		
	小倉 建二	17
〈研究ノート〉		33
授業科目「総合人間学」受講生における		
1年時と3年時のレポート内容にみる「総合性」の	の変容について	
	松本 孚	33
小林直樹『暴力の人間学的考察』再読		
	太田 明	45
人新世におけるヒトの大加速化、文化進化、自己家畜化に	関する一考察	
一総合人間学の構築に向けて (4) —	古沢 広祐	61
〈若手シンポジウム報告〉		79
不安の時代の「愛」を考える		
	本多 俊貴	79
愛の社会的可能性について		
- 現代社会の権威主義的欲求といかに向き合うか	_	
	菅原 想	80
「愛」で虐待は防げるか?		
- 児童虐待事件に関する新聞記事のフレーム分析	_	
	木野村 樹里	96
(TAME) A)		
〈書籍紹介〉	-	113
〈学会情報〉	:	118
総合人間学会会則		118
投稿規定・執筆要項		121
お知らせ		124
あとがき	河上 睦子	125

所有の総合人間学 - 人権の自然史的根拠を探る -

Synthetic Anthropology of Property

— Exploring the Naturalistic Roots of Human Rights —

穴見 愼一 ANAMI, Shinichi

はじめに

世界各地で、人権の蹂躙が止まらない。それに対し、日々起きる事件や社会問題を人権の 視点から把握し得る私たちの眼力は圧倒的に弱い。それを痛感せざるを得ない一例が、名古 屋の入管施設で 2021 年に起きたウィシュマ・サンダマリさんの死亡事件だ。監視カメラの 映像を見た家族からは「姉は動物のように扱われていた」、との言葉も発せられ、外国人の人 権を蔑ろにしている日本の入管行政の闇も見えた。しかも、こうした人権侵害問題はこれま でも国際機関から再三指摘されて来たにもかかわらず、日本政府はその勧告を無視してきて おり、その原因の根源は日本国憲法制定時の GHQ 草案にはあった「法の下の平等」の「内 外人平等の規定」を「すべて国民」と書き直した当時の日本政府の憲法改正案にまで遡るこ とができる、との指摘もある(1)。

同年6月には改正国民投票法が成立し、いよいよ改憲の現実も見えて来た。しかし、人権理解に乏しいこの国にまともな改憲ができるとは到底思えない。それ故、今こそ、総合人間学の視点から人権を問い、私たちの人権感覚・意識を高めることに繋げて行かなければならない。と言うのも、世界人権宣言のような国際的文書においても、人権は「人が人たることに基づいて有する権利」とだけ規定されており、「人が人たること」=「人間であること」がいかなることなのかは不問に付され、自明視されている状況が続いてきているからである。しかし、「人権とは人間の権利である」と豪語するだけの同語反復のテーゼからは②、日本人にとって舶来ものである人権思想への意識など芽生えようもなければ、まして感覚など得られようもないのではないか。

こうした問題に関し、法学者の下山瑛二の議論(下山 1972)は、日本の「人権」侵害状況の特徴の一つを国民の「人権擁護意識が希薄であり脆弱である」点に見出しており(同:7)、極めて示唆的である。と言うのも、下山はその原因の一端を明治維新以来の近代化のみならず、戦後の民主化さえも「上からの改革」の成果でしかなかった点に認め、国民に見る「自由・平等な自覚的主体的人間」の現実像の不在を問題視しているからである(同:51)。より重要なのは、それがひとり日本における「市民革命の不在」のみならず、欧米型の「人権」

投稿論文 『総合人間学』第 17 巻

概念が、それまで一度もその根底から問い直されることがなかったことへの反省をも指摘している点である。そこで下山は、高度成長期における空洞化された「人権」概念のイデオロギー性を批判して、国家の実定法制度として規定された「人権」とは別に、「人間」が人間として生きるために自然発生的に生ずる欲求そのものを念頭において、「人権」を擁護することの必要を強調する(同:242 - 247)。それはすなわち、人間の存在そのものが、自然史の過程であるという事実に基づき、「生存権」をあらゆる「人権」の根本基準とする、との主張である。これは、「人間の生命そのものが、自然法則に規定されていることを無視して、『人間の権利』を論ずることはできない」とされる点において(同:18)、自然状態や社会契約に起因する「人権のフィクション性」を払拭すると同時に「人権の普遍性」の主張にもつながる論理であるように思われる。

それから半世紀がたち、経済的・政治的なグローバリゼーションが加速化する近年の世界にあって、一方では「人権の普遍化」への国際的な要請は高まりつつ、他方では、文化相対主義の主張に見る「人権の帝国主義」に対する根強い批判と抵抗が途上国を中心に渦巻いている。そうした現実を前に、敢えて「人権の普遍性」を抽象的、学問的に示すことよりも、むしろ、国際的な枠組みにおける政治的対話を通じて、具体的な個々の法制度の中で「人権の普遍化」を実現しようとする議論もある(3)。しかし、その為に必要な根気強い努力も「人権の普遍性」への信頼無くしては続かないだろうし、既存の議論に見る「人権のフィクション性」容認論から脱しない限り、下山も危惧した日本の人権状況における「自由・平等な自覚的主体的人間」像の実現は更に半世紀先送りの課題となってしまうことだろう。

おそらく、そこに必要なのは、これまでの人権観の大転換であり、そのポイントは大きく二つあると思われる。その一つは、「何が人権か」を問う、人権の中身に関する問題で、「自由権中心的な人権観から生存権中心的な人権観への転換」を示すことである。もう一つは、「人権とは何か」を問う、思想としての人権に関する問題で、「人権が人間存在に基づく権利だと言うよりは、人間こそ人権に基づく存在である」とのテーゼを明証することである。そして、何より重要なのは、前者が後者から必然的に導かれる論理を示すことであろう。何故ならば、後者は特定の価値(規範)によらない「人権の普遍性」を論証する試みであり、それ無くして、「人権の普遍化」における価値対立は避けられようがない、と思われるからである。そして、その為には、人類史の枠を超えて、人権の自然史的根拠が示されなければならないのである。

問題の提起

「自由権中心的な人権観から生存権中心的な人権観への転換」を主張する国際法の大沼保昭(1998)は、「人権の普遍化」の必要を強調しつつも、その実現を焦るあまり、決して「人権の普遍的起源論に陥ってはならない」(大沼 1998:306)、としている。それは、前近代や非西欧の思想伝統に人権を見出すことで「人権の普遍性」の主張を目論む類であるが、果たして、西欧近代のはるか以前に「人権の自然史的根拠」を認めようとする本小論はそれに該

当してしまうのか。無論、「人権そのもの」ではなく、「人権の思想的・機能的等価物」の存在は大沼も広く各文明に認めるところであり(同:150)、その意味で、本小論を後者に関する試論として位置付けることは可能であろう。しかも、なぜかくも多様な形態での展開を見せる種々の文明において、それらに人権と類似の思想・機能を見出し得るのか。「人権の自然史的根拠」の視点は、むしろその答えを理論的に準備するものだと言えるのではないか。

だが、人類史を超えた視点から人権の根拠を論じることは極めて困難であり、特に、人権の自然史的根拠探求の試みは、これまでほとんどなかったように思われる。それに関し、筆者の知る類似の研究事例の一つに、法哲学の内藤敦(2007)の議論がある。そこで内藤は、人権の普遍性を否定する文化相対主義の主張に抗し、特定の価値に依存しない人権正当化論を模索した。その立論に際し、内藤が依拠したのは「人間の本性」であり、特に、「人間はすべて『繁殖』に向けて生きる」こと、また普遍的に「集団生活をする」存在である、とされる生物学上の事実に着目している。ただ、事実から価値(規範)を引き出すのは「自然主義的誤謬」にあたるとして(4)、「前提の中で事実として示された目的を、同じくそこで事実として提示された状況の下で達成するための合理的手段として規範を導く」との論法を媒介にして、「繁殖」という目的を「集団」生活の中で達成するための合理的・効果的な「配分」の必然を規範として導き、その合理性が人権保障を正当化する、との主張を展開した(同:233 - 234)。

それは確かに、人間に関する「普遍的」事実に基づく人権の「脱 – 価値論」的な正当化であり、文化相対主義の主張(「価値(観)」の相対性)を認めた上でも成立する「人権の普遍性」論証の試みであった、と言えるだろう。おそらく、その成功の是非は、事実から規範を導く論法にかかっているのだろうが、内藤自身も言及する通り(同:145)、ここでの「事実」は任意であり、必然ではないという意味で人権保障の正当化根拠は論理的には他の人間本性にも置き換え可能であって、それ故、内藤の文脈では「配分」の合理性という規範化の契機を持ち出さざるを得なかったように思われる。

既存の広範な人権の正当化論を綿密に議論しつつ、相対的な価値(観)に依存した規範ではなく、進化生物学の観点や知見を取り入れた普遍的な人間の本性に基づく規範に着目して、「自然主義の人権論」の可能性を追求した内藤の試みは称賛に値する。しかし、「事実に基づく人権の正当化」と言っても、論理構成上それは間接的なものにならざるを得ず、その分、結局人権の根拠は何であるのか、少し分かりにくい議論になっているように思われる。そして、その最大の原因は、内藤が人間の生物学的基礎にのみ人権の根拠を求めようとした問いの立て方自体にあったように思われる。すなわち、それは人権の根拠を「人間であること」から「ヒトであること」に移行させたに過ぎず、結局、人権保障の正当化には何らかの「規範=価値」(この場合は「配分の合理性」)が要請される点で、内藤が批判する既存の「人権の正当化論」との径庭はさほどなかった、ということである。筆者はその轍を踏まぬよう、あくまでも、「人間であること」に人権の根拠を求める立場に定位し、しかし、人類史を超えた仕方で人権の根拠を示すべく、人間存在の在り方自体が人権原理となるような、それ故、人間の存在原理が人権の保障を必然的に要請するような「人権の正当化論」を以下に展

開しようと思う。その意味で、それは内藤のような「自然主義的アプローチ」とは異なる、 「自然史的アプローチ」による人権論となるだろう。

より具体的には、それは『統治二論』(特に後篇の「政治的統治について」)で展開されたロックのproperty 概念の独自性を総合人間学的に把握し直すことから開始される。と言うのも、この著作が時代を超えた政治学第一級の古典であることは言うまでもないが、その影響力は単なる学問や理論の領域に止まるものではなく、アメリカの独立宣言やフランスの人権宣言など、現実の歴史の動向にさえ実践的な影響を強く与え、その余波は私たちの日本国憲法にまで及んでいると理解されるからである。その意味で、ロックの所有論が現今の人権論の淵源にあたることは疑いようもないが、その論理基盤である「神学的パラダイム」がもはや意味を失った今、「前 – 国家的」「前 – 実定法的」とされる制度以前の人権の根拠は、神にではなく、さりとて架空の自然状態(自然法)にでもなく、おそらくは、人間自身の自然史の文脈に見出す外にはないだろう。

その場合、ロックの所有は人間の進化の視点から把握し直される必要があるが、より重要なのは所有が「人間であること」に関係づけられて理解されることである。と言うのも、ロックの議論を前提とする限り、人権の淵源は一方では「所有」にあり、他方では「人間であること」に求められると理解されるからである。しかし、所有とは一般に財産を持つことであり、そこに「人間であること」といかなる関係が認められるというのか。おそらく、疑問を持たれる読者は多いことだろう。ここで、財産を人工物に置き換えて考えてみよう。さずればそこに、人間の進化における人工物の強い影響を指摘した動物学の小原秀雄の「自己家畜化論」が浮上してくるのである。特に、その人間観として語られる小原の「人間(ヒト)」概念は、「モノ」(人工物)に依存する人間の存在構造を見事に表象しており、その意味で、「モノ」概念を媒介にして、「所有」と「人間であること」との関係を示唆する可能性を秘めているように思われるのである。

そこで以下に、その潜在力を引き出すべく、まずは所有概念に関する予備的整理を行うことから議論を始めてみようと思う(第1節)。そして次に、小原の「人間(ヒト)」概念のポイントを整理し、「所有」と「人間であること」との間にいかなる関係性が見出せるのかを示そうと思う(第2節)。その上で、改めてロックの議論を検討する作業を通じて(第3節)、人権の自然史的根拠を論じ、人権概念の大転換の必要を主張しようと思う(第4節)。尚、本小論第2節の記述内容は拙稿(穴見2021)の第2節の大部分、及びその第3節の一部と重複することを予めお断りしておく。

1 所有概念に関する予備的整理

所有とは一般に、物を所持し、使用し、そして処分することを意味する言葉だと理解される。『岩波 哲学・思想事典』(1998)の「所有」に関する川本隆史の記述によれば、所有とは「狭義には、人間が自分の身体と能力を行使して外界の事物に働きかけ、その成果を正当にわがモノとし、これを全面的・包括的・排他的に支配する事態を指し、『財産』とほぼ同義

に用いられる」とされている。これは、「労働による生産物は労働者本人のものである」とする、いわゆる「労働価値説」に基づいた説明になっており、既にロックの property 概念の独自色が反映されていると考えられる。と言うのも、『完訳 統治二論』の訳者である加藤節の「解説」によれば、ロック以前の所有概念は「財産」(所有物)、及び「財産権」程度の意味で用いられ、財産への所有者による労働介在の有無は不問に付されていたからである。

また、川本の同記述では、「広義には、〈生命、自由、財産に対する自然権〉の総称で、『固有権』とも訳すことができる」とされ、「〈それをなくしてしまうと自分が自分でなくなり、それを奪ってしまうと相手が相手でなくなるほどに掛け替えのないことがら〉のこと」と補足されている。そして、この説明こそが所有が人権の淵源となるロックの property 概念の独自性を言い表しており、同時に、所有(物)は人間存在の「基体」である(ロック 2010:610)、とも理解され得るロックの慧眼を示唆しているように思われる。無論、それはロックの「神学的パラダイム」(「神の作品」としての人間における神学的義務の遂行)においてのことではあるが(同)、「労働による生産物が人間存在を根底で支えている」との主張は、「道具の製作・使用によりヒトは「人間(ヒト)」に進化した」と考える小原秀雄の「自己家畜化論」にも通底する論理であると考えられる。

これに関し、ロック研究者の三浦永光(1997)の議論は大変興味深い。「自己保存権」保障の視点から自然権(生命、自由、財産への権利:広義のプロパティ)と所有権(財産権:狭義のプロパティ)との間に生じている「いくつかの論理的亀裂」について論じる中で、三浦はロックの「プロパティ("Property")概念」に触れて、「生命、自由、財産は自己保存の三つの基本的要素として考えられている」とした上で、「ロックはこの三者の関連をより動的に、『身体』、『労働』、『所有物』の関係として展開している」と指摘している。そして、「生命=身体」、「自由=労働」、「財産=所有物」の三者の関係を「人間という主語に対する述語としての動詞で表してみると、『ある(存在する)』『する(行う)』『もつ(所有する)』ことになるかもしれない」として、「ある」を基本としながらも、対象に向かって「行い」、また対象を「もつ」ことをとおしてはじめて「ある」ことができる、との理解を示している。これによれば、「『ある』『行う』『もつ』のいずれも欠けてはならず、三者相まってはじめて人間存在が全体的に展開されるのである」(三浦 1997:27 - 32)。

ロックの「プロパティ("Property")概念」に基づく、こうした三浦の人間存在への理解は小原の「人間(ヒト)」の視点に極めて接近する。と言うのも、ロックの「生命=身体」は小原のヒトに、「自由=労働」「財産=所有物」は「モノ」に相当・関連し、これらが相俟ってはじめて「人間(ヒト)」という存在が全体的に展開されるからである。そこで、ロックの「労働・所有」を小原の「道具の製作・使用」に置き換えることで、筆者はそこに、所有概念の進化論的把握による人権の自然史的根拠の説明可能性を見出しているわけだが、読者にはそれを疑問視する向きもあるだろう。と言うのも、ロックの議論における「所有の主体」は彼の「神学的パラダイム」をその論理基盤とするのに対し、動物学に定位する小原の人間観がそれと同じだとはとても思えないからである。それでも両者の議論に接続の可能性を筆者が見出すのは、ロックの経験主義に物体にも実在性(主観的な「二次性質」とは区別される

客観的な「一次性質」)を認める科学実在論的立場を認めることができるからである。したがって、そうした問題に後々応えるためにも、ここでは、小原の「人間(ヒト)」概念の論点を整理しつつ、筆者が〈進化論的所有〉と呼ぶ議論への展開をひとまずお許し願いたい。

2「人間(ヒト)」の存在構造と所有

繰り返すが、「人間(ヒト)」は動物学者小原秀雄が主張する「自己家畜化論」における人間観である(小原 2000)。小原によれば、人間の進化のプロセスは他の野生動物とは異なり、道具の製作・使用やその産物である人工物の影響を受けるため、自然淘汰による「ヒト化(hominization)」を基層としつつも、そこに人為淘汰による「人間化(humanization)」が重なりながら展開する「人間(ヒト)化」の重層構造をもつとされる ⑤。誤解してならないのは、「ヒト化」から「人間化」へと単純な切り替わりが起きるのではなく、進化プロセスの展開に伴って前者から後者へとその影響力の比重を移しつつも、前者は内化され止むことなく維持される、とされる点である。したがって、ヒトが人間になったのではなく、ヒトは「人間(ヒト)」になった、と小原は言う。

この「人間(ヒト)」の存在構造を理解するポイントは少なくとも二つある。一つは、「ヒトと人間とを統合するのが『モノ』であり、道具である」ということ。すなわち、「人間とは『ヒト+道具』である」(小原 2000:10)、ということ。もう一つは「人間でないヒトはいないし、ヒトでない人間はいない」ということである(小原・羽仁 1995:131)。しかし、これら二つのテーゼは、一見、矛盾しているようにも思われる。なぜなら、前者の見解に従えば、ヒトと人間とはあたかも区別できる二つの実体として理解できるのに対して、後者では、「人間=ヒト」という仕方であくまでも一つの実体として理解されるからである。

ここで重要なのが、小原のタームである「モノ」が何を指しているかである。小原によれば、「モノ」とは道具やその生産物で構成される総じて人工物のことであるが、そこには言語や思想等の精神文化も含まれている。ここに言語を道具に還元して理解する小原の言語観が顔を出すが、その当否の判断はひとまずおき(の、この小原の主張に従いつつ、一つの思考実験を試みることにする。そこで仮に「人間(ヒト)」の存在構造において、ヒトと人間とを統合するのが「モノ」であるとすれば、そこから「モノ」を全て取り去った後に残っているのは一体何であろうか。少なくともそこでは「人間(ヒト)」は解体され、残っているのは人間か、ヒトか、のいずれか、あるいは分離した両者か、であろう。しかるに、「モノ」を全て取り去るということは、衣服を含めた日常品に代表されるような人工物のみならず、言語や思想等も取り去ることを意味しており、そうなれば、そこに残るのは生物学的な人間を意味するヒトのみであるの、と考えられる。ただしその場合、一体どこへ人間は消えてなくなったと言うのか。仮に、人間が実体として存在するのであれば、「人間(ヒト)」が解体されても人間は残るはずである。これに関し、小原の議論では、現実に存在するのは「人間(ヒト)」のみであり、そこから切り離されたヒトも人間も各々一つの抽象でしかない、とされている。その意味では、ヒトや人間の個々の存在やその有無について論じることは重要で

なく、議論のポイントはむしろ、「人間(ヒト)」の存在構造における人間とは何か、ヒトと は何かを問うことにある、と考えられる。

しからば、「人間(ヒト)」における人間とは何か。それは、デカルト的コギトとは異なる仕方での精神(自己意識=私)の顕現(現象)である。すなわち、ここでの人間とはデカルト的な意味における精神としての実体ではなく、「人間(ヒト)」の存在構造に起因する人間現象としての機能的様態であり、それを構成するのは生命体としてのヒトを存在基盤としつつ、そこに「モノ」が介在して成立する「社会的諸関係の総体」である(8)。では、「人間(ヒト)」におけるヒトとは何か。それは、「モノ」の存在や社会的諸関係に依存しない生命体としての基体である。したがって、「人間(ヒト)」の存在構造におけるヒトと人間との「モノ」による統合とは、「モノ」を媒介とした社会的諸関係によって基体としてのヒトが人間として現象することを意味している。すなわち、「人間(ヒト)」とは、「モノ」とヒトとが相俟って構成する「包括的存在」(comprehensive entity)とも表現され(ポラニー 2003:33)(9)、「モノ」の介在無くして人間は現象せず、基体としてのヒトもそれ単独では社会的存在としての個人を意味しないのである。それは、「人間(ヒト)」の存在構造における人間もヒトも、「モノ」との関係において相関的にしか存在し得ない、と言う理解である。

さらに、小原は現実の野生動物の姿が見せる多様性を重視する点から、生物の多様な現象 そのものが本質的であるとの見解に達し、「現象自身の中にこそ本質がある」としているが (小原・川那部 1999:32-35)、それはあたかも、カントの不可知論的理解に反対して、「本 質は現象しなければならず」、「現象を通して本質を認識する」とした、ヘーゲル現象学の主 張のようにも受け取れる。だが、動物学に定位する小原の議論が単に観念論に与していると は到底考え難く、自然科学の哲学的基礎としては唯物論的思想傾向を当然保持していると考 えるのが妥当であろう。すなわち、多様性が生物の基本的な性質であることを小原が認める 時、他の一般的な生物学者と同様に、そこには世界の存在論的実在性の承認が前提されるの であり、しかし、そこで多様な現象から本質へと共通の一般性を見出すような一般的な科学 の方法論・立場を小原はとらない、ということである。それは現実というものが厳しく我々 の意識なり、社会的な存在条件を縛っている以上、他の生物も同様であろうからそう考えざ るを得ないのであって、「多様な個々の社会現象自体の中に本質が存在している」とする小 原の直観が自然現象にも向けられていることを意味している(同)。つまり、小原の議論は あくまで動物学に定位しながらも、ひとり自然現象のみならず、社会現象をも同時に把握し ようとする視線に貫かれており、「人間(ヒト)」の存在構造はその射程において理解される べきである、ということである。それはまた自然科学と社会科学とを架橋する目論見を含む 試みであり、その意味で、小原の議論の哲学的基礎は科学哲学の一つの立場と目される「批 判的実在論」の認識論や存在論に類似しているとも考えられる (10)。

そして、仮にそう理解されるのであれば、「人間(ヒト)」の存在構造における人間とは「モノ」やヒトという存在の「基底性」によって「創発」する現象として規定可能である、と思われるのである。その意味で、人間存在は「モノ」に深く依存するのであって、そこには人間が「モノ」を一方的に所有すると言うよりは、むしろ、所有が人間の存在条件となるよう

な関係性が見出されるように思われる。これに関し、「存在と所有とはたがいに依存しあっている」とするガブリエル・マルセルは(マルセル 1980:503)、例えば、誰か(ある単一主体)が特定のものとの関係において内属や把握ということ(所有)の中心となっている場合、その主体はそのものを自分自身に関係づけるとみなされるが、そこに存立する関係は、本質的に単一主体のほうに影響するのであって、その主体に乗り移り、それへの一状態へと変質して行く傾向を持つ、とする。しかし、持つということが実質的に成り立つためには、主体が何らかの意味合いにおいて存在せねばならないとして、「存在と所有の相互作用」を主張している。すなわち、この場合の主体とは、永遠不変の実体としての自己意識(デカルト的コギト)などではなく、所有を通じて変化・形成される、との意味において「所有的存在」とも言い得るのである。そして、そのように変化・形成されるものとしての主体が所有成立の前提として存在しているのである(11)。

存在と所有をめぐるマルセルのこのような視角から、改めて小原の「人間(ヒト)」概念 を捉え返した場合、所有の主体はヒトから「人間(ヒト)」へ、変化・形成されてきたと理解 できる。つまり、進化の時間軸に即して言えば、所有の主体の出発点はヒトであり、その道 具の製作・使用により開始される人間化のプロセスが所有の契機を生み、「モノ」の内属や 把握によって「人間(ヒト)」を自己形成していくのである。その意味で、道具の製作・使用 のみならず、「モノ」の所持や処分も「人間であること」と不可分であり、所有は人間存在の 不可欠の前提と言い得るのである。したがって、人権思想にもつながる所有の視点から改め て「人間(ヒト)」の存在構造を捉え返し、逆にまた、「人間(ヒト)」の視点から所有を概念 的に把握し直すことは、ひとり小原の議論への理解を深めることに貢献するのみならず、人 権の自然史的根拠を明らかにする点において、必要かつ有益な試みであるように思われるの である。なぜならば、一方で、所有の否定は「人間(ヒト)」の存在構造における「モノ」の 介在を否定することによって、その解体(人間の消滅)を惹起する契機を孕んでおり、その 意味で、「人間であること」に基づく人権は「所有」によって発生するもの(所有⇒人間⇒人 権)であると理解し得るし、他方で、その所有には制度を超えた自然史的ルーツがあること (〈進化論的所有〉) が示唆され、その意味で人権の「前 – 国家的」「前 – 実定法的」根拠も同 時に担保され得ると考えられるからである。

3 ロックの所有概念のパラダイムシフトは可能か

これまでの議論で、所有に自然史的根拠があり得ることが示された。また、それは同時に、「人間であること」と所有の切っても切れない関係性を示すものでもあった。それ故、次なる問題は、その場合の所有(〈進化論的所有〉)が果たして人権の根拠と呼び得るものなのか、それを明証することである。それは同時に、先送りにした問題――ロックの「神学的パラダイム」と小原の「進化論的パラダイム」とを重ねて議論することが可能なのか、との疑問に答えることでもあるだろう。ただ、神学と進化論とでは、人間の起源をめぐる説明が真っ向から対立しているので、この問題の解決は極めて難しいようにも思える。しかし、ロックの

property 概念が、今でも有効だとするのであれば、少なくともその根拠は神学に求められるべきではないだろう。

ここで改めて、ロックの「神学的パラダイム」について確認しておこう。『完訳 統治二論』の訳者である加藤節の「解説」によれば、17世紀中葉の厳格なピューリタンの家に生まれたロックは、終生、敬虔なクリスチャンであり、その信仰は主に次の二つの信条から成っていたとされている。その一つは、カオスに満ちた人間の生の規範的な指針を示してくれる「神の手」の存在への揺ぎ無き確信であり、もう一つは、「人間を、『神の目的』に仕えるべき義務を負って創造された『神の作品』とみなす信念」である。そして、これら二つの信念に基づく神との義務論的な関係において、「『理性的被造物』の名に真に値する人間の生の条件を確証しようとする神学的パラダイム」が、ロックの思考の枠組みとして成立した、と加藤は指摘している(ロック 2010:602 - 603)。したがって、ロックの property 概念は言うに及ばず、政治権力の正統性をめぐるサー・ロバート・フィルマーの「王権神授説」との対決も、この「神学的パラダイム」を抜きにして理解することはできないように思われる。

ロックのフィルマー批判の核心を「神と人間との関係の神学的解釈」に見出す加藤は、次の三つの争点を指摘する。それは、第一に、フィルマーが君主を一切の宗教的義務から自由な全能の絶対者にしてしまっている点。第二に、世界を君主の所有物に帰したこと。そして第三に、人間の生来的な自由を否定し、人間を無力な奴隷に還元したことである。ここで興味深いのは、第三の争点である。すなわち、人間に対する神の圧倒的優位を説く他の二つの争点とは異なり、被造物である人間に「神の目的」に仕える義務を果たす上でのイニシアティブをロックが認めている点である。これは、人間を「理性的被造物」とするロックの宗教的人間観に基づくものであろうが、政治的統治の正統性の淵源をひとり「神の意志」のみならず、「人間の意志」にも求め(同:612)、神との義務論的な関係における人間の生の条件の確証を両者の協働関係の内に見るロックのパラダイム原理の独自性の現れだろう。それ故、「労働価値説」に基づく所有権の議論をロックが展開した理由の一つとして、被造物ではあるが、自由であり、決して無力な奴隷ではない人間の証明として「労働」に人間活動の積極的価値をロックは認めたのだ、と理解してよいように思われる。

おそらく、この積極的な人間活動としての「労働」への注目が、マルクスを介してロックと小原とを結び付けるように思われる。と言うのも、マルクスが一方でロックの「私的所有」批判を展開しながら、他方で『資本論』の前提として「労働価値説」を受け入れているのは明らかであり(12)、「自己家畜化論」やその関連議論で小原がマルクスやエンゲルスの影響を受けているのも明らかだからである(13)。それは何も、大脳の発達を促したとされる「道具の製作・使用」への着目だけでなく、労働によって生産された人工物(「モノ」)が環境を構成する点で人間の進化では極めて重要な役回りを果たしてきている、とする小原の基本的な考え方(「自己人為淘汰」)にも認めることができる。また、論理構成上の観点からすれば、ロックの「神学的パラダイム」が神と人間との協働関係をベースに組み立てられていたのに対し、小原の「進化論的パラダイム」は「ヒト化」(自然淘汰)と「人間化」(人為淘汰)という、自然と人間との協働関係をベースにしているので、両者の議論における「人為」への

投稿論文 『総合人間学』第 17 巻

注目の重なりが、神学に依拠しつつも現世的なものを本質的に肯定するロックの経験論と ダーウィニズムに依拠しつつも現実の人間活動の影響を本質的に肯定する小原の「自己家畜 化論」との接続を可能にしているとも考えられるのである。

すなわち、両者のパラダイムは各々神学と進化論に基づく点で表面上は対立しながら、しかし、その独自性はむしろ各パラダイムにおける人為の強調・重視にある点で内的に一致しているのである。それはまた、ロックの経験論が人間の知識一般の起源をひとり感覚(sensation)にのみならず、内省(reflection)にも置くことで、一方では認識主体が外界によって規定される受動性を指摘しながら、他方では主体の思考が能動的に反応し、外界の衝撃に対して積極的に対処し得る能動性を認める点で(三浦 1997:243)、主体と環境との相互作用を論理の基調とする小原の進化論と同じ論理構造をもつことに起因するものであろう。したがって、むしろ、人為の強調・重視という共通点で両者の論理は媒介され、そこを契機にロックの議論の前提としての「神の被造物」という人間観は「自然の被造物」に置き換え可能となるのであり、また、そうすることによって、「労働による私的所有権の成立=神の意志としての自然法」というロックの図式は解体され、これまでは単なるフィクションだとみなされてきた「個人の自然権」の自然史的根拠探求への道が拓かれるのである。そして、この自然史的根拠を示すことこそが財産権を人権としたロックの思想の新たな根拠づけになり得る、と筆者には思われるのである。

4 所有と人権の自然史的根拠を求めることの意義

『人権の思想史』という著作の中で、ロックに言及しているイギリス近代史の浜林正夫は、「財産権はそもそも人権なのであろうか」との根源的疑問を呈している。結局、この問いへの明瞭な回答が同著作で示されることはないが、ロックの財産権論は一面ではあたっており、ある面では納得できない、と浜林は言う。すなわち、一方で働いて手に入れたものが自分のものであるというのは、その通りだという実感があり、他人や国が勝手にそれを取り上げるのは不当だと思うが、他方でまじめに働かないで財産を増やしている奴がいるではないかとの不満もある、としている。つまり、「ロックは一方では封建的な不平等に反対しつつ、資本主義的な不平等はみとめるという、まさに過渡期の思想家らしい二面性をしめした」というわけだ(浜林 1995;34 - 36)。

おそらく、ロックの所有論の功罪を指摘するこうした評価は決して珍しくはなく、マルクスの「ブルジョワ」批判の視点に立つ限り、正当であるように思える。三浦(1997)もまた、「同意無し」に他人の共有権を排除できる、ロックの「労働による所有」の重大な問題性(論理矛盾)を指摘する。しかも、その批判の矛先は本小論の文脈においてより深いところまで届いている。と言うのも、ロックの論理は自然権としての所有権の肯定が他人の自然権を危うくする点において所有権をむしろ自然権と対立するまでに変質させてしまうし(14)、労働力の無い者の生存権保障の問題が視野に入ってこない点において、所有を基盤とする人権思想そのものを無効にしかねない危険を孕んでいると考えられるからである。すなわち、ロッ

クの所有権は自己保存権または生存権から派生しており、この生存権に対する所有権の従属 関係は所有権をその起源にまで遡って考察する際には極めて重要なものだと考えられるので ある(三浦 1997:88)。

それ故、この視点は、ロックの「自然権≒所有権」の起源を、人類史を超えて自然史の中に見出すことで「人権の普遍性」を論証しようとする本小論にとっても極めて重要なものとなる。おそらく、三浦(1997)の指摘したロックの矛盾を回避する議論の試みは、まずは次の二点を区別するところから始めなければならない。すなわち、①「自然権≒所有権」の「発生根拠」の説明と、②「自然権≒所有権」の「保障正当化根拠」の説明とがそれである。これら両者を明確に区別するのは、それを前提として自然史(人類史の前史)に着目することで、「労働による所有」の論理を介せずとも、①が②の直接の根拠となる理解が可能であることを示し得るからである。つまり、それは「労働による所有」の論理の介在によって前者が後者を掘り崩すロックの論理の危険性を払拭し、同時に、人権保障の正当化論における恣意性(規範=価値)を排除することにも寄与することになるだろう。

おそらく、ロック(2010)もまた、一旦は両者を区別する視座から独自の所有権論を展開した。すなわち、前者は「自然状態」において、後者は「市民国家の成立」においてである。しかし、それは神の世界創造とともに始まる人類史の枠内でのことであり、しかも、その「自然状態」の初期段階では「制度は何もなかった」としながらも、神に与えられた自己保存権に基づき、労働による私的所有権の成立が確認されている。また、その段階では所有の不平等は見られなかったが、貨幣の発明・使用に対する人民の「暗黙の同意」の下に所有の格差が増大し、所有権争いが生じると、「自然状態」のままではプロパティの享受が難しくなったので、個人の所有権を護る政治権力としての「市民国家」が成立した、と説明されている。つまり、結局ロックは、一旦区別した二つの論点を「労働による所有」の論理で関連付けることで生存権に対する所有権の従属関係を解体してしまったのであり、それ故に所有権と自然権とが対立するまでに至る論理矛盾に陥ったのであって、しかしそれは、「労働による私的所有権の成立=神の意志としての自然法」との絶対的図式に基づき、自然権を人類史の枠内でしか論じることが出来なかったロックの議論に予め内包された論理の限界だったのである。

したがって、「人権の普遍化」への要請の前に大きく立ちはだかるこの難題を解くには、人類史の枠を超えて、所有と人権の自然史的根拠を示すことが極めて重要になると考えられる。と言うのも、「人間であること」を根拠とする人権の起源を人類史の枠内にいくら求めても、そこにはすでに人間が存在している以上、何らかの仕方で「人間であること」に「規範=価値」を与える必要があり、そこに「神の意志」や「ヒューマニズム(人間中心主義)」以上の根拠や起源は見出し得ないからである。しかし、だからと言ってそれは単純に人間を生物としてのヒトに還元して、そこに種々の文化・文明を超えた人類としての人権の起源を見つけて済むような類の問題ではないだろう。なぜならば、現行の法制度では人権はヒトにではなく「人間であること」に基づくとされており、その意味で、この問いの立て方では、仮に人権の「発生根拠の問題」には答えられても、その「保障正当化根拠の問題」にはそれ

自体では対応できないからである。したがって、一方では、人権の起源をヒトにではなく、 さりとて人間にでもなく、「ヒト⇒人間」の進化の過程(自然史)の中に見出さざるを得な いし、他方で、それが同時に、既存の法制度における人権保障の正当化根拠を示し得るよう な問いの立て方が重要なのだと思われる。

その意味で、ロックの議論の限界は、その「神学的パラダイム」や「自然状態」の恣意性にあったのであり、さらには、「労働による所有」の論理を人類史の枠内でしか議論できなかったことにある、と考えられる。(一般に 17 世紀の著作に、進化論の視点から批判を加えることは無意味だと思うが、それが数百年後の今の世界に強い影響力を持つ場合は別であろう。)すなわち、「市民国家の成立」時には無論のこと、「自然状態」の初期と後期の段階ですら、「労働による所有」の論理の自然権に対する意義は大きく異なっているにもかかわらず、神の名のもとにロックが同じ論理を押し通してしまった点に「自然権≒所有権」の論理矛盾が胚胎されてしまったのである。

したがって、そうではなく、「労働による所有」は人類史に先立つヒトの「道具の製作・使用」の開始にその起源を持つとすることで、①「自然権≒所有権」の「発生根拠」は「自然状態」にではなく、「自然史」の中に求められる、と説明すべきであろうし、その帰結としてヒトが「人間(ヒト)」になったのだとするのであれば、②「自然権≒所有権」の「保障正当化根拠」はそうした「人間(ヒト)」の存在様式そのものにある、とさえ説明すればよいのである。その限りにおいて、そこに所有の不平等の問題が持ち込まれる必要は無いし、むしろ、持ち込んではならない。なぜならば、それは所有のあり方(規範=価値)に関わる問題であって、「所有的存在」という「人間(ヒト)」の存在様式自体に関わる問題ではないからだ。その意味で、それは法制度における「何が人権か」を問う議論を通じて解決されるべき問題であり、「人権とは何か」を問い、「人権の普遍性」を論証する本小論の試みはそれを促すことになるだろう。

果たして、そこに見出し得るのはただ、所有に支えられた「人間(ヒト)」という存在と、それ故に、所有を保障する人権を否定することは「人間(ヒト)」の存在を否定する、という事実だけである。なぜならば、〈進化論的所有〉の視点に立つ限り、所有が「人間(ヒト)」を誕生させ、その人間に基づいて人権が成立するという「人権の発生根拠(所有⇒人間⇒人権)」が確認されるが、現存するのは単なる人間でもヒトでもなく、すべて「人間(ヒト)」である以上、所有を保障する人権こそがその存在構造を支える「人間存在の構造根拠(人権⇒所有⇒人間)」として認められるからである。そしてそれが、「人間であること」と所有との不可分ともいえる関係性把握(「所有的存在」としての「人間(ヒト)」)の視点に基づく人権理解である。

したがって、その意味において、人権に関する従来の概念規定は、次のように改められなくてはならない。すなわち、もはや「人権が人間存在に基づくのではなく、人間存在が人権に基づくのである」と。そして、このテーゼが「所有の総合人間学」が切り拓く人権論の新たなる地平であり、〈進化論的所有〉の視点こそが人権の自然史的根拠なのであって、そこに示唆される人間存在の原理は人権をその前提としているが故に、人権は普遍的であり、保

障すべきと言うよりは、保障せざるを得ないのである。

おわりに

大沼(1998)は、「人権の普遍性」論に批判的な途上国の主張を踏まえ、「人権の普遍化」 阻害の主因を自由権中心主義的人権観に見出し、それを社会権と不可分・相互依存の関係に あると考える「包括的人権観」に改める必要を主張した。また、その為に、人権を単に近代 の欧米中心の文明の枠内のみで考えない「文際的視点」の導入も提案し、各文明による「文 際的人権観」の模索を「人権の普遍化」プロセスとして位置付けている。

それはまさに、一方で、かつての社会主義的民主主義の運動が勝ち取った生存権保障を全世界的に承認させようとする壮大な「人権の普遍化」運動の提案であり(15)、他方で、今日の人権概念の淵源ともいえるロックの「自然権」の原義に立ち返って「何が人権か」を再考する提案(自由権中心主義的人権観の相対化)としても理解されるものである。

しかし、その試みが下山(1972)も危惧した「上からの改革」に終始することなく、日本国民の人権擁護の意識向上にまでつながるかどうかは、ひとり実定法制度上の議論のみならず、その「人権」体系を「人間の本源的自然的欲求」との関連で、原点から批判的に考察し直すことにもかかっている(下山 1972:16)、と考えられる。と言うのも、それは文明の衝突を超えて、人間存在そのものが自然史の産物であるとの事実に基づき、「生存権」をあらゆる人権の根本基準とする主張の擁護に寄与し得るからである。

それ故、「生存権」という人権の基底をなす「自然権」の根拠を「労働による所有」から 〈進化論的所有〉に置き換えることが、「人権の普遍性」を論証すると同時に、「人権の普遍 化」を促す人権概念の転換をもたらし得るのであって、それが人権の自然史的根拠を示す意 義なのではないか、と考えられる。

注

- (1) 『東京新聞朝刊 (2021 年 8 月 15 日)』 「本音のコラム」の記事(前川喜平による「入管行政の人権 侵害」) による。
- (2)「近代哲学の権利概念批判」という論考(佐藤 2007)で、所有権を事例に「権利」という言葉の非科学性を指摘する法哲学の佐藤節子は、「教科書は、所有権とは主体がなんらかの客体を支配する『権利』、あるいは支配する『力』だと説明する」として、「しかしそれでは所有の『権利』はかくかくの『権利』であるといっているだけであり、同語反復でしかない」と切り捨てる(同:132)。
- (3) 例えば、国際法の大沼保昭(1998)の議論。
- (4) 本小論の試みもまたこの批判の対象となりうるかもしれないが、紙幅の関係もあって、それを本格的に論じることはしない。ただ、「インセストタブー(近親交配の禁忌)」という規範のルーツが生物学的事実にあることを根拠に、事実(習慣)から規範が導かれることもあり得る、と筆者が考えていることを述べておく。
- (5) 一般的には、「ヒト化」(hominization)と「人間化」(humanization)は区別されず、同一の事象(「ヒト化=人間化」(hominization))として理解されており、その意味で、「人間化」(humanization)の概念使用は、小原独自のものと考えられる。

- (6) 小原秀雄の言語観への批判的考察は穴見(2014)に詳しい。
- (7) この結論は、人間が「モノ」に依存した存在であることを示すことにより、その意味で、物理的な 実体としては存在しないことを示唆している。また同時に、ヒトは「モノ」に依存した存在ではな く、物理的な実体として存在する可能性が示されており、それは生物学一般の人間観と符合する。
- (8) 筆者はこの文脈において、「フォイエルバッハに関するテーゼ」における「人間の本質とは、(中略)その現実の在り方においては、社会的諸関係の総体なのである」(マルクス/エンゲルス2002:237)、との指摘を理解する。「モノ」が無ければ、社会的諸関係も存在し得ないし、そうであれば、「人間(ヒト)」は存在し得ないからである。その意味で、マルクスの「現実的本質」とは、小原の「人間(ヒト)」の存在構造のことでもあろう。
- (9) もっとも、ポラニーの「包括的存在(comprehensive entity)」は彼の「暗黙的認識(暗黙知)」の議論に関する用語であり、直接には人間を説明するためのものではない。
- (10) 筆者の「批判的実在論」の理解は、主に、ロイ・バスカー(式部信訳『自然主義の可能性――現代社会科学批判』晃洋書房、2006年)の議論に基づいている。
- (11)「心身問題」に真正面から挑んだ著作(種村 1998)の中で、人間の「文化的」進化に触れつつ、「いわゆる『文化』の名のもとに包括しうるいっさいのものを産出しながら、人類は、その歴史的形成物の中でたえざる身体的精神的な自己革新と変容をとげていく」として、「この広義の文化(的な富)と人間の身体との相互作用が研究されなければならない」とした哲学者の種村完司の指摘に筆者は大いに共感する(同:131-132)。
- (12) ただし、価値の 100 分の 99 までが労働に帰されるとするロックとは異なり、マルクスが自然にも労働と同程度の価値の源泉を認めていたことには注意する必要がある。その意味で、「使用価値」と「交換価値」の区別の視点も重要である。
- (13) 小原の著作にはエンゲルスの作品(『猿が人間になるについての労働の役割』)に言及したものがある。また、マルクスの議論への直接的な言及はないが、「自己家畜化論」の出発点ともなった人間存在の「自然さ」(生物としてのヒトの本性を重視しつつ、文化的、意識的次元も含めた総合的な人間存在のあり方の幅)の議論は、マルクスの「疎外」論と対をなすものとして理解される。それはまた、「人類全体に共通し、個人レベルに現象する部分」であり、「基本的人権の科学的な、あるいは自然史的な根拠を明らかにすることにつながる」、とされ、同時に、「人間的自由の基盤を問うことになるのではないか」、とも小原が指摘している点は、ロックとの接続を試みる本小論の文脈において大変興味深い(小原 2000: 236)。第2節でも述べたように、動物学者でありながら、ひとり自然現象のみならず、社会現象をも同時に把握する視線に貫かれた小原の人間理解に、『経済学・哲学草稿』に見られるようなマルクスの議論の影響を認めることはそれほど難しいことではないだろう。
- (14) この「変質」とは、あたかも、ある人の自由が別の人の自由を侵害すると見る、消極的自由観に基づく議論に倣う様で、それはロックの「自然権≒自由権」との見方に由来する必然的帰結であると思われる。その意味で、それはまさに今日の「自由権中心主義的人権観」の淵源であると言えよう。
- (15) 憲法学の樋口陽一(1996) は、人権史を踏まえて、自由権や社会権についで、「それら諸権利の前提そのものを確保しようとする、いわば二一世紀を先どりするものとして」、日本国憲法前文の「平和のうちに生存する権利」を挙げて、「最狭義の『人』権を確保するために何より不可欠なもの」だと評している(樋口1996:116-117)。

参考文献

穴見愼一(2014)「〈自己家畜化〉の論理から人間関係のあり方を問うⅡ——言語の視点の位置づけを 廻って」総合人間学会編『総合人間学(第8号:23 - 34)』(電子ジャーナル版)

穴見愼一(2021)「〈進化論的所有〉試論——農家はなぜ死ななければならなかったのか」唯物論研究協会編『(唯物論研究年誌第 26 号: 203 - 227)』大月書店

大沼保昭(1998)『人権、国家、文明——普遍主義的人権観から文際的人権観へ』筑摩書房

小原秀雄(2000)『現代ホモ・サピエンスの変貌』朝日新聞社

小原秀雄・川那部浩哉 (1999) 『対論 多様性と関係性の生態学』農文協

小原秀雄・羽仁進(1995)『ペット化する現代人――自己家畜化論から』NHK ブックス

佐藤節子(2007)「近代哲学の権利概念批判」総合人間学会編『人間はどこにいくのか(総合人間学1:127 - 144)』学文社

下山瑛二(1972)『人権の歴史と展望』法律文化社

種村完司(1998)『心一身のリアリズム』青木書店

内藤 敦(2007)『自然主義の人権論――人間の本性に基づく規範』勁草書房

浜林正夫(1999)『人権の思想史』吉川弘文館

樋口陽一(1996)『一語の辞典 人権』三省堂

三浦永光(1997)『ジョン・ロックの市民世界――人権・知性・自然観』未來社

マイケル・ポラニー(2003)『暗黙知の次元』高橋勇夫訳、ちくま学芸文庫

マルクス/エンゲルス(2002)『新編輯版 ドイツ・イデオロギー』広松渉編訳・小林昌人補訳、岩波文庫

ガブリエル・マルセル(1980)『存在と所有』(『ヤスパース マルセル 世界の名著 75』)山本信訳、 中央公論社

ジョン・ロック (2010) 『完訳 統治二論』加藤節訳、岩波文庫

〔あなみ しんいち/立教大学(非常勤)/環境思想〕

聖なるものに対する科学的姿勢 一 自然科学とモラル・サイエンスの対照 —

Scientific Attitudes Toward the Sacred

A Comparison of Natural and Moral Science

小倉 建二 OGURA, Kenji

1. 問題の所在

こんにちの進化論の通説によると、人間の道徳性はその起源を霊長類の進化過程に探ることができる。自然本性たる道徳的情動は聖典や信仰に先立つ。宗教よりも人間の方が古い。理論物理学者の野村泰紀は「科学というのは『神の力を借りずにどれだけ我々の周りの現象を説明することができるか』を突き詰める学問だ」(2017: 121–2)といい、ワインバーグ(1994: 276)も全く同じことを述べている。道徳の起源や宇宙の成り立ちを「神の力」抜きに説明する合理的思考は、「人間が神をつくった」式の発想と相性が良い。では、神の存在を信じるのはあくまで「非科学的」なことなのだろうか。

人間や社会や生を科学的に研究する態度は大きく二つに分かれると筆者は考える。一つは 自然科学の方向であり、もう一つはモラル・サイエンスの方向である。一般的に言えば、自 然科学(の典型)は経験的・実験的事実を論理的・数学的理論で説明するものであり、その さいに節約原則・再現可能性・反証可能性・予見可能性などが重視される。もちろん日々細 分化する自然科学に完全な定義を与えることは不可能である。他方、モラル・サイエンスは 一回限りの出来事(掛け替えのない人生)のモラル的・歴史的・政治的な文脈に注目するも のであり、普遍的と見なすべき高次の価値(例えば人間的尊厳)の正当化の作業を踏まえて、 その価値の実現/非実現の仕組みを分析することを目的とする。例えば社会科学の女王たる 経済学は、新古典派や計量経済学が自然科学の方向に傾斜し、反対に新制度派(ミュルダー ルやガルブレイスなど)がモラル・サイエンスの方向に進む。医療分野では生化学的分析や 量的研究のみを信頼する姿勢に対して、質的手法(分析的帰納法・エスノメソドロジー・解 釈学的現象学)に依拠する姿勢をモラル・サイエンスと呼ぶことができる。どちらかが正し いというわけではない。しかし精密な実証性や即効的実用性を追求する方向だけを科学の理 想と見なす理解は危険であり、何より非現実的である。近年は量的・質的手法の「混合研究 法」の必要がさかんに説かれるようになったが、かりに有益な混合が可能な場合でも、まず は双方の違いの自覚とそれぞれの地道な鍛錬が不可欠であろう。

昨今、信仰をめぐる進化論的・認知科学的な研究が盛況を極めている。他方で米国を中心

とする反進化論の疑似科学も衰えを見せない。また宗教学や宗教研究は一九九〇年代に入ってポストモダニズムのあおりを受け、「宗教 religion」なる概念のプロテスタント的・近代的な起源に着目するようになり、その普遍性や本質を積極的に論じなくなった。どの聖典の劇的な世界像も鵜呑みにはできず、進化論の説得力には圧倒されるが、さりとて祈りの念は抑え難く、無神論的世界像にはもの足りなさを感じる、というところに現代の市民的精神の隠れた悩みがある。それは分析の合理性と祈りの聖性が相互に還元不可能な公共的価値だからに違いない。

本稿の挑戦はふたつの目的から成る。第一は「宗派からの自由」と「経験科学の尊重」と「霊的原理への期待」の三つの実際的欲求を満たす統一的世界像の提示である。目的の第二は、様々な分野での「自然科学化」に対する批判的な仕事を「モラル・サイエンス」の歴史の流れの中で捉え、その方法論上の普遍性と有効性を明らかにし、本稿の挑戦をその一環として位置づけることである。第一の目的を達成するために、まずフロイトの宗教論にもとづいて多様な伝統的信仰対象から通文化的な基本原理を導き出し、これを「聖なるもの」として一般化したうえで、進化論的・物理学的な自然=宇宙が「聖なるもの」の機能を備えていることを論証する、——正確に言えば「聖なる宇宙」という一つの解釈が合理的に成り立つことを論証する。本稿の理論的意義は、宗教的世界像を相対化する市民的視点から出発しながらも、超自然的存在を持ち込むことなく、自然科学の非決定論的な説明体系の内部に「聖なるもの」の究極性を回復することができる点にある。

2. 先行見解に対する本稿の立ち位置

科学に対する信仰の位置づけについて適当にぼやかすという柔軟な(=いい加減な)態度をとることもできる。しかし善かれ悪しかれ、筆者のように明確な見取図を欲しがる者はどうするか。自然科学と宗教のふたつの世界像の隔たりについて科学者たちが表明する立場は、次の五つに分けられる。

第一、不可知論。現代の不可知論では第一原因のような超物理的存在については知りえないものとし、肯定・否定のための満足な証拠を得られないかぎり判断を保留する。

第二、二重真理説。グールド(2007)の唱えた NOMA(Non-Overlapping Magisteria)原則では、科学と宗教が相互に干渉不可能な別次元の領域と見なされ、実験室での真理と教会での真理は鋭く区別される。

第三、共鳴説。これは自然科学の知見と神学的世界像との共鳴の可能性を探るものである。例えばコンウェイ=モリス(2010)は進化の「収斂 convergence」現象の事実から人間型生物の誕生の必然性や天地創造の計画性を裏付けようとする。より包括的な試みの好例はポーキングホーン(2003)やバーバー(2004)である。彼らの立場と原理主義的疑似科学との違いは進化論や聖書無謬説などに対する態度から見定められるが、疑似科学の厳密な定義は不可能であろう。

第四、合理主義的畏怖。アインシュタイン(1950)によれば、人格神に慰めを求めるのは

人類の精神的進化の若年期の必然であって、これは「合理性への深い畏怖」という「真正の宗教性」に向かって乗り越えられねばならず、宗教家たちも人格神の教義を捨て去るべきである。彼は全能で公正で慈悲深い人格神が人間に慰めや導きをもたらすことを誰も否定できないと述べたうえで、かかる神の存在は人間の行為責任や地上の悪と矛盾すると指摘した。

第五、進化論的無神論。今日、進化論は無神論の強力な根拠となっている。人間の道徳性の基盤は霊長類の進化の産物だが、超自然的存在を信じやすい心理学的機構(脳の構造)もまた淘汰の結果である(ドーキンス 2007: 277 ff.; ベリング 2012: 207 ff.)。体系化され、組織化された宗教はいくつもの実際的問題(集団の巨大化の弊害など)を克服するために役立ったのかもしれない(de Waal, 2013: 219 = 2014: 278; ベリング 2012: 241)。科学的知識と社会保障制度が充実した現代市民社会は宗教に頼らずとも、道徳的本性への信頼にもとづいて共感と公平性に満ちた社会を築いて行ける。ベリング(2012: 204; 250)や長谷川(2014: 19)は、自分たちのような無神論者でも悲劇に直面すれば祈らずにはいられなくなることを認めたうえで、祈りは心理的反射であり、情動的満足のための適応的機能だと主張する。

これら以外の知的な主張は見当たらない心。どの立場にも深刻な難点がみとめられる。不 可知論に対してはラッセルによる説得的な批判がある。彼は「とうてい存在しそうもない」 ものについては否定の判断を下すのが筋であるといい、この点で自分は人格神の存在を否定 する無神論者だと述べている(Russell. 1969: 41)。たしかに聖書や神話における神は、その 実在を主張する側が挙証責任を負うのであって、この問題で不可知論的態度をとるのは科学 的とは言えない。二重真理説は下卑た言い方をすれば、まるで家族と愛人の両方を大切にす るようなものである。なんの疑問も抱かずにふたつの異なる真理の世界を行き来できるほど 人間は軽薄ではなかろう。より統一的で、より根源的な真理の地平を追い求めるのが精神の 素直な欲求だからである。そのことにグールド自身も気づいていた。彼は宗教と科学を一つ の体系的な人生観へと統合する必要を説き、それを貴重で豊かな「知恵 wisdom」と呼んだ (2007: 65–6)。しかしその知恵の中身は明かされないままである。一方で分離を唱え、他方 で統合を試みるグールドの矛盾は二重真理説の限界を示す。共鳴説は一種の護教論であり、 教義のどの部分を科学的記述のどの部分に対応させるかは論者ごとにかなり異なる。これは 信者にとって魅力的な選択肢に違いないが、いかなる宗派・教義からも一定の距離を置きた いと思う者にとって護教論的主張は受け容れがたい。アインシュタインは伝統宗教の基本前 提を否定する点で非常に対決的であり、ほとんど無神論者と変らない。呪術と祈りを区別せ ず、神の栄光を秩序の合理性にだけみとめる彼の視点は、超自然的存在に救いや慰めを求め る大衆感情から遊離しており、貴族主義的である。

最後に挙げた進化論的無神論は、神と自然の関係について節約原則にのっとった整合的な全体像の輪郭を示す(主張者の間に見られる議論の技術的な細部の違いには立ち入らない)。しかし信仰や慰霊に対して生物学的・文化的条件以外の根拠を与えない姿勢は、当然ながら破壊的である。ワインバーグ(1994: 291)は宗教的な慰めへの衝動に抗って世界の非人間性を受け容れることが科学者の名誉であるといい、ベリング(2012: 252)は信仰の認知的構造や進化的背景を解明することに知的解放の栄光を見る。一切の宗教的欲求をかたくなに

抑えようとする彼らの姿勢はあまりに禁欲主義的で、大衆との乖離が著しい。科学的な満足感を得るためにはこのような高い代償を支払わねばならないのだろうか。

本稿では進化論的自然主義の説得力を正面から受け止めたうえで、モラル・サイエンスの方向を探る。高い代償を支払うことなく、科学的な知性を満足させる途はあるのか。突破口はどこか。アインシュタインの合理主義的畏怖に対する無神論者たちの批判は、宇宙の秩序立った美しさの是非をめぐるものではない。ワインバーグもドーキンスも調和的宇宙への感嘆の念を隠すことはない。問題はアインシュタインが畏怖や宗教などの概念を一般的な用法で使っていない点にあり、秩序的調和の事実だけをもって畏怖の念を基礎づけることは詭弁か独善のどちらかである(ワインバーグ 1994: 273; ドーキンス 2007: 35)。この指摘は急所を突いている。しかし裏を返すと、もしも宇宙の秩序から、通俗的な信仰心を基礎づける精神的な慰めの原理を引き出すことができれば、われわれはアインシュタインやワインバーグたちとは異なる新しい視点に立てるだろう。

本稿は次の五つの姿勢を堅持する。

- a) どの宗派や教義からも一定の距離を置く。
- b) 超自然的原理(人格神・天国・復活・「霊的な何か」など)を持ち込まない。
- c) 進化論の説明体系を受け容れる。
- d) 多様な信仰対象から通文化的な共通基盤を引き出す。
- e) 宇宙=自然が通俗的な意味での畏怖対象たりうることを論証する。

アインシュタインは宇宙の秩序的調和(という物理学的事実)をそのまま畏怖対象と見な したのであって、超自然的原理を持ち込んだわけではない。彼の実践上の問題点はすでに述 べた。

自然科学がどんなに発展しようと、人類の大多数はこれからも神や霊や死後の世界を信じ続けるに違いない。「神の力」抜きで説明される自然科学の世界像は、それが殺伐としていればいるほど強烈な反動を生み、神秘主義やオカルトを勢いづかせるかもしれない。(a) (b) (c) の科学的姿勢を崩さずに、進化論的自然主義によって解体された祈りの意味を再び生き生きとしたものに回復したい、——この欲求を理論的に満足させるには(d)(e) に取り組む必要があると筆者は考える。これは別個の新しい宗教的立場の表明ではない。(a) から(e) の姿勢は伝統的・一般的な信仰形態と明らかに異なるからである。本稿のモラル・サイエンスは非宗教的市民のひとつの知恵であって、進化論的無神論は論駁されることなくとどまるし、共鳴説の信者的努力の意義も否定されない。

3.「聖なるもの」について

フロイト (2011: 211 ff.) は宗教の機能を三つに大別する。第一、世界の発生についての 説明、第二、最終的幸福の保証、第三、倫理規範による思考・行動の指図、である。今日の

文化人類学や自然科学ではこの三点のほかに宗教の社会的機能――階級矛盾の緩和=隠蔽や 集団の結束化など——の分析が加わる (Ferraro and Andreatta, 2017: 345ff.: 長谷川 2014: 18 ff.)。フロイトは三つの機能が神=父の機能であるとし、子供にとっての父親像の形成にか かわるものと捉え、彼一流の精神分析を披露するが、今はそこに立ち入らない。昨今の進化 生物学や認知科学では、神(への信仰)の起源をヒトの進化的背景と神経生理学的基盤とに 探ろうとする研究が盛んである。例えば認知科学によると、信仰心の形成にはとりわけ三つ の認知バイアス、すなわち「心身二元論」「目的論」「擬人化」が関与している(Slingerland & Chudek, 2011; Willard & Norenzayan, 2013; Willard et al., 2019; Eyghen, 2020)。「魂が身 体に宿っている」と考えたがるわれわれの日常的な癖は、霊的な意図が自然世界を貫徹して いるという見方につながりやすい。斧を振り下ろすことに目的があるように、雷が落ちたこ とにも意味があるに違いない。われわれはついつい海や風を人格化してしまうし、この自然 世界が究極的主体によって形成されたものと考えがちである。老子の「道」や性理学の「天」 でさえも創造や賦与の主体とされる。心身二元論・目的論・擬人化はヒトが生得的に備える 認知バイアスであり、われわれが信心深く、迷信深いのは、人類共通の神経生理学的事実な のだという。こういうバイアスの存在は様々な文化圏の幼児たちを対象とした認知発達の実 験的調査等によって裏づけられる(中道 2013)。

フロイト(2011: 175)によれば賞罰の原理は「最終的な幸福保証」と「倫理規範の提示」の二つの機能が交わることで成立する。進化生物学では神や輪廻などによる「賞と罰」の適応的機能を重視する研究も多い(Bulbulia, 2004; Johnson & Krüger, 2004; Atran & Henrich, 2010; Atkinson & Bourrat, 2011; Willard et al., 2020)。進化の過程で霊長類は共感能力を獲得し、不公平忌避の情動を持つようになり、ヒトはさらに恥の感情と良心を身につけた。しかし集団の巨大化によって互恵性が弱まり、紛争が増大し、公平性が揺らいだ。そのさい「常に自分を監視する神」「善行に報いる神」「悪行を罰する神」への集団的信仰が形成されれば、生存と繁殖の成功度は向上する。

Powell and Clarke (2012) が述べているとおり、宗教的信仰についての自然主義的説明としては、信仰を心的進化の偶発的副産物とする見方、信仰自体が適応度の増進効果をもつとする見方、両方を重視する見方に分かれる。もちろんどれも係争中の仮説であって、確実な根拠はないが、しかし超自然的存在を前提にせず、明瞭な概念と最少の原理とによって複雑かつ多様な信仰現象の起源を統一的に説明する仕方としては、非常にエレガントである。

一神教の神はフロイトの指摘した三大機能を一手に引き受ける。非一神教文化においては複数の信仰対象が三大機能を分け持つかたちである。例えば日本の場合、カミ・仏・天・理気・閻魔・輪廻・祖霊・怨霊・天皇・国家などの様々な信仰対象が雑多に絡み合うことで三大機能が充実する。韓国や中国ではどうか。朱子は天を自然・主宰・理の三側面で捉え、そのうち天=主宰の側面を弱め、とりわけ天=理を前面に押し出したといわれる(糸数 1988; 井川 1995)。

「韓国では朝鮮時代に儒教の規範で政治を行い、巫堂の行う祭祀は淫祀として何度も禁止されたが、実際は途絶えることがなかった。それは儒教が規範は教えたが、宗教としての信仰の面を補うことが出来なかったからである」(村上 2019: 195)

「韓国精神文化の底辺にはまず巫俗が存在する」(片 2014: 203)

罪や災厄による人間の魂の苦悩は調和的世界を重んじる儒教にとって無視すべき「不浄」であるため、かわりに巫俗がその因果的説明と救済策とを用意するのである(真鍋 1990)。 伝統中国でも事情は似ており、儒教の視野の外を補う形で「個別的な一人ひとりの人間の罪とそれに対する応報、さらにはその罪からの救済に目を注ごうとしたところに、中国人の精神史の展開の中において道教信仰(思想)が占めた位置の重要さを見ることができるであろう」(小南 1988: 74–5)。

唯一神の三大機能(世界の因果的説明、最終的幸福の保証、倫理的要求)は、非一神教文化においては、様々な信仰対象が交錯する過程で発揮されるのである。本稿は輪廻、ブラフマン、怨霊、天、一神教の神や日本のカミなどのあらゆる信仰対象を「聖なるもの」と呼ぶ。「聖なるもの」は人格的存在にかぎらない。例えば輪廻やカルマは仕組みであって人格ではない。今までの議論を踏まえれば「聖なるもの」を次のように定義できる。

「万物を秩序づけ、倫理的な規範を示し、最終的な幸福を保証する存在ないし原理」

およそ共同体にとって「聖なるもの」への信仰は潜在的・顕在的な生活原則である。「聖なるもの」と無縁な共同体を発見するほうが困難に違いない。

4.「聖なるもの」としての宇宙

4.1 宇宙と秩序とモラル

「宇宙 universo」という「偉大な本」は「数学的言語」で書かれている、とガリレオは言った。宇宙自体が秩序立っている事実は否定しがたいだろう。もちろん生物やヒトの誕生は事前に計画されていたことではない。地球が銀河の中心でないように、この銀河も、この宇宙さえも、無数の銀河、無数の泡宇宙のひとつにすぎない。ワインバーグ(1994: 285; 291)によれば、宇宙は見せ場も主役もない舞台のようなものであり、pointless(やみくも)なのである。それでも elegant な証明や beautiful な理論による世界の記述可能性はげんとして残る。偶然、確率、不確定性、ランダム性、カオス、ゆらぎ、遺伝的浮動などの事実をもって、宇宙の性格を「支離滅裂」「なんでもあり」と見なすことはできない。量子力学の不確定性原理が因果律を否定したのではなく、「非常に立体的な因果律が出てきた」と武谷(1996: 237)は述べている(同じくワインバーグ 1994: 42–3)。「カオスが単に予測不可能でランダムな軌道を生み出すだけではなく、カオスの中には無限の秩序構造が埋め込まれている」と津田(2016: 48)は言う(同じくパウロス 2008: 116; 146)。偶然についてもその「積極的な役割」(竹内 2010: 129)が重視され、「創造的偶然 kreative Zufall」(マインツアー 2007)ということが言われる。カオスや偶然でさえも「役割」を持たざるを得ないのは、それらが法則や規

則性と不可分一体だからである。ワインバーグは銀河系の形成や生命の誕生が神の計画ではなく、偶然の結果にすぎないことを強調するために pointless という言葉を用いた。これは生物学者が進化過程を「盲目的 blind」と呼ぶのに似ている。筆者は pointless(および blind)を meaningless から区別することが必要だと考える。創造的な偶然を含みながら規則性を示す宇宙は、無計画である点で pointless だけれども、秩序立っている点で meaningful である。支離滅裂たりえないという不変の方向性こそが宇宙の根本的な「意味=方針」である。非決定論と支離滅裂は同じではないし、無計画な宇宙のなかでも計画的な生物が誕生しうる。

秩序や規則性は物理現象のみならず、動物の進化にもモラルの形成にも見出せる。進化生物学によれば、類人猿や人間のモラルは数々の水準の淘汰・偶然・意図が長い生活史を通じて複雑に作用し合いながら形成された能力である。

「生活形同士・個体同士を競わせる無慈悲な自然淘汰の原理が、異なる個体間の共生と相利関係とを生じさせ、他者の欲求に対する内なる察知能力や、はたまた共通の目標に向かう集団行動をもたらしてきた」(de Waal, 1996: 5 = 1998: 9)

「われわれは偶然の巨大な進化的土俵において自分たちのモラル的本性に到達した。 たとえその過程の様々な向社会的進行に対してわれわれのその場その場の意図的な作 用が影響を及ぼしたにせよ」(Boehm, 2012: 337 = 2014: 414)

進化の過程は秩序立っている。それは「支離滅裂でない」「理解可能」という意味である。 くり返すが、偶然によって自然の秩序は立体化するのであって、無秩序化するのではない。 偶然と支離滅裂は違う。サイコロを振って四の目が出たとしても、これはあくまで規則性と 表裏一体なのであって、無茶苦茶な怪奇現象ではない(例えば大数の法則の存在)。

自然的ルールと倫理的ルールの基本的な連続性を解明したのが進化論である。もちろんヒト固有の複雑なモラル(恥・罪悪感・認知的共感など)とその実際の発動の仕組みを、霊長類の野生的次元に還元することはできない。しかしヒトに特有のモラルは知性(言語・抽象化・推論)という条件を必要とする。霊長類の知性と社会性の発達にも進化論的ルールがある。くわえて、われわれの日常倫理を奥底から基礎づけるもっとも根本的な習性の数々、すなわち共感・不公平忌避・他者の福利への気遣い・私利追求の制限・不和の修復などは霊長類の進化過程で形成された心的ルールであり、いわば自然から与えられた規範である。「基本的人権を尊重せよ」「自分だけ生き残ったことが後ろめたい」などは高度に文化的なモラルであるが、その基盤となる情動的指針(例えば不公平への反発や仲間の苦楽への共感)は進化の自然的産物に他ならない。フロイトのいう「規範 Vorschriften による思考・行動の指図」(または「倫理的要求 ethischen Anforderungen」)を本性的・情動的指針の意味にとれば、一つまり人間社会に特徴的な高度のモラル的葛藤をも基礎づける生まれつきの倫理的ルールとして捉え直せば――これは自然=宇宙が偶然を介して進化的に発現させうる潜在的機能と見なすことができるし、そういう解釈が成り立つ。物理学的なルールから生物学的なルールが派生し、生物学的なルールからモラル的なルール(の基本方針)が派生する。ゆえに「聖

投稿論文 『総合人間学』第 17 巻

なるもの」の三大機能のうちのふたつ「万物の秩序づけ」「倫理規範の提示」は自然=宇宙の機能である。ではもうひとつの機能「最終的な幸福の保証」についてはどうか。フロイト (2007: 36) はこれを「死の宿命の残酷さと和解させること」というふうにも表現している。

4.2 宇宙における死

どんな伝統文化でも個人の死を超えた高次の生(涅槃・浄土・神仙・復活)があるとされ、人々は現世の彼方に神的なるものとの合流を期待する。ワインバーグ(1994: 291)によると科学者は死後の生や慰めを望んではいけない。希望的観測の誘惑を断つことは「名誉の問題」であり、科学特有の「道徳的理由」によるのだと彼はいう。たしかに死後の人格的継続は科学的に認められない。しかし、もしも個人の死を貫通する深い大いなる生の原理を自然科学の世界像の中に発見することができれば、われわれは「死の宿命の残酷さ」と「和解」する糸口を手にすることとなろう。

原核生物のバクテリアや無脊椎動物のプラナリアは老化・寿命と無縁であるとされ、死は外因的な事故にすぎないと考えられている。死の絶対的な定義は存在しないが、われわれには老化・寿命があり、多細胞個体としての死(死体の腐食)が避けられない。進化生物学のひとつの有力な見解によると、多くの生き物に組み込まれている死の装置は究極的に進化(ないし自然淘汰)の産物である。病・老・死を遺伝子伝達の最大化のための「代価」と見なすネシー&ウィリアムズ(2001: 187; 376)は、その事実から「慰め」や「静かな満足感、さらにはいくばくかの意味」を得られるかもしれないと述べている。また高木(2018: 267; 275)は「"老化"は何十億年という長い時間をかけて進化してきた適応的なプログラムだと考えている」といい、進化史の流れの中で老いや死を捉えることが「大きな救い」なのだと記す。彼らの進化論的観点では死という装置は生態系の副産物であり、大いなる生の一部にすぎないのである。

そもそも宇宙は「(甲) 支離滅裂」ではなく、「(乙) 決定論的」でもない②。甲でも乙でもないという否定的規定から「生命」(および「自由」)のもっとも根源的な意味を掴むことができる。甲でない宇宙は秩序立っている(=知的である)し、乙でないから冒険的である。冒険的知性を生命と呼ぶことに無理はない。これは物理学的な生命であり、生物学的な生命の土台である。生命の定義を生物学的範疇にのみ限定するのは、「生命が how いかにして誕生したか」という問題意識にとどまる態度であって、「生命が why なにゆえに誕生したか」という問いを排除する専門主義の態度といえる。両方の問いに答えようとするならば統一的宇宙像が要求される。宇宙が支離滅裂でも決定論的でもない事実は深刻である。筆者の考えでは、生物学的生命を物理学的生命からの派生と捉えることで、物質と生物の間の連続/非連続を統一的に把握することが可能となる。生物は誕生するが、生命は誕生することなく初めからある。そしてこの認識は死後の生に対する最小限度の希望につながるだろう。われわれは生ける宇宙の一部として産まれ、そこで死んでゆく。生ける宇宙でのわれわれの死は母なる生への合流である。本稿のモラル・サイエンスでは「輪廻」式の宗教的原理によってではなく、宇宙の物理学的原理によって死後の生が保証される。もちろんこれは物理学的原理

をそのように解釈できるということであって、自然科学にとっては余計な解釈である。ただ しこの解釈が超自然的存在を前提としないものである点は強調しておく(3)。

4.3 小括

生ける宇宙は、世界の成り立ちを教える数学書であり、モラルの発展を後押しするルールブックであり、死の絶望に対する救いの保証書である。ゆえに宇宙は「聖なるもの」の三大機能を備えている。「宇宙は神なり(Universum Deum esse)」式の世界像は珍しいものではない。プラトン主義でも道教でも事実と価値は分離されず、生ける自然の崇高さが説かれる。しかしそこでは実証にもとづく知識や、節約原則への配慮は無きに等しい。神や聖性にかんする概念規定の客観化の努力も乏しい。当然ながら自然主義的進化論との格闘もない(4)。

彼岸への敬虔な熱意を飽食に譬えるなら、無神論は食欲に抗う絶食行為に似ている。また神を有効な合成保存料と見る進化論者も少なくない。本稿では飽食も絶食も合成保存料も拒否する。より健康的で、より市民的な科学のあり方を模索せねばならないからである。祈るに値するものがあるから祈るのであって、祈ることが役立つから祈るふりをするのではない。むろん「聖なるもの」としての宇宙の有難さは人格神や輪廻に比べればささやかである。劇的な救済を期待するのであれば、科学に背を向けるか、二重真理説や共鳴説の立場をとる他はないかもしれない。本論の強みは「宗派からの自由」と「進化論の説明」と「聖なるものの究極性」とを一つの世界像のもとで融合させる点にある。このような探究を通じて他者や自分の生死が大いなる生の原理に貫かれていることを理解して行くのが祈りなのだ、と筆者は考える。モラル・サイエンスによってわれわれはアインシュタインやワインバーグのエレガントな精神を共有できるだけでなく、人々の多様な祈りの文化に宇宙的な意味を見出すこともできるだろう。

5. モラル・サイエンスとは何か

501 = 2020: 190)。 ミルのいうモラル・サイエンスはアダム・スミスたちの道徳哲学の延長 線上にあり、独創的な内容ではない。

モラル・サイエンスという言葉はもっぱら経済学の分野で多用される。J・M・ケインズは R・F・ハロッドに宛てた二通の手紙(一九三八年七月)のなかで計量経済学の数学モデルを 批判し、「経済学は本質的にモラル・サイエンスの一つであり、自然科学の一つではありませ ん」と綴っている(ケインズ 2016: 296-9)。彼にとって経済学は「内省 introspection」「価値 観」「動機」「期待」「心理的不確実性」を扱うものであり、ニュートンの林檎とは違って、落 下の動機や、落下への価値判断に左右される林檎(つまり精神的個人)を対象とするものな のである。ケインズのいうモラル・サイエンスはミルの用法とほとんど変わらない。この伝 統的なモラル・サイエンスの概念を鋭く磨き上げたのが G・ミュルダールである。彼によれ ば、社会科学者は自分たちの「価値評価 valuations」について無自覚でいたり、覆い隠したり することはあっても、それから自由でいることはできない(Myrdal, 1969: 14 ff. = 1971: 25 ff.)。重要な点は、より高次・より普遍的な価値評価を、より低次・より偏狭なそれから区別 することであり、前者を意識的に明示し、具体化したうえで理論を作り上げてゆくことであ る。彼は「すべての人間が平等の諸権利を有する原則、そして生活と仕事の条件の平等化を 至高の理想とする原則」(同 83 = 131)をもっとも基本的なモラルと考え、そこから「福祉 国家」と「福祉世界」の政策論を探究した。彼にいわせれば、主流派経済学の分析は数学的 審美主義、反共主義、植民地宗主国意識、人種差別などの隠された偏向や恣意的な価値判断 のもとで非現実的な結論を導き出してきた。「私自身の諸々の価値前提を明示し、その選出 を正当化する訓練(the discipline of stating my value premises and justifying their selection)」 (Myrdal, 1973: vii = 1975: 4) はミュルダールの方法論的原理である。

「私は経済学の性格にモラル・サイエンスの性格を復元させてきた。経済政策の結論 はそれらの価値前提から合理的に推論されうるし、またその同じ価値前提の観点に 立って確認された事実からも合理的に推論されうる。」(同 vii-viii = 4)

ミュルダールはこのような経済学が「ジェイムズ・スチュアート・ミルの意味でのモラル・サイエンス」(Myrdal, 1987: 278 = 2015: 300)だと記しているが、ミルの説くモラル・サイエンスの意味はもっと単純平凡である。ミルの経済学が政策提言型の政治的主体性に貫かれたものであったとしても、彼自身はミュルダールのいう「一般的でより高次の価値評価」の「明示」と「その選出の正当化」をモラル・サイエンスに不可欠な方法論と見ていたわけではない。

モラル・サイエンスとしての経済学は主流でないにせよ、常に一定の支持を得てきた。例えば宇沢弘文の一九七〇年代以降の研究もその一つであろう(彼はモラル・サイエンスという言葉を使わなかった)。マルクス経済学を別とすれば、二〇世紀の経済学の主流は所謂「近代経済学」である。これは「ケインズ的なマクロ経済理論を経糸とし、新古典派的なミクロ経済理論を緯糸として展開されていった」(宇沢 1986: 2)。新古典派経済学では、希少資源の効率的配分の工学的分析に努力が注がれる。そのための前提がアトム的なホモ・エコノ

ミクス模型と徹底的な私有制である。近代経済学では環境破壊や疎外や歴史的搾取などへの関心はきわめて薄い。「健康にして快適な最低限の生活」は新古典派にとって各人の主観的価値にすぎない。反対に宇沢(1977: 218; 1989:250)は市民の基本的権利としての尊厳ある生活水準については「社会的合意が形成されうる」といい、自然環境や医療や交通などの、私有を認めるべきでない「社会的共通資本」の存在を前提にする経済学理論の構築に尽力した。このような宇沢の仕事はミュルダール風の意味においてモラル・サイエンスである。ケインズの理論でさえも生産手段や希少資源の運命は私有制と各経済主体の主観的価値判断とに委ねられており、その点で新古典派と同じ枠組みであったと宇沢(1977: 204; 1989: 245)は強調している。ミュルダールや宇沢の立場は広い意味で社会主義であり、彼らの理論がマルクス経済学に対してどれほど独創的か、疑問なしとしない。ただし今はあくまでモラル・サイエンスの概念とその有効性に焦点を絞る。

特定の人種・宗派・権力・権威に好都合な価値ではなく、高次の普遍的価値を探究し、その価値の実現/非実現の仕組みを分析すること、それぞれの研究分野で恣意性を克服する方法論を磨き上げながら緩やかな普遍性を確保すること、かかる方向こそがモラル・サイエンスに他ならない。尊厳や正義やコモンズといった高次の価値前提を正当化したうえで、これらの価値がどのような制度においてどのように損なわれてきたか、反対に、どのような制度において実現可能かを解明するところに、モラル・サイエンスとしての社会科学の努力がある。祈るに値する畏怖対象としての「聖なるもの」を高次の価値前提と見なし、その正当化・普遍化の手続きを踏まえたうえで、この価値がどのような科学的説明においてどのように損なわれてきたか、反対に、どのような科学的説明において実現可能かを解明しようと試みたところに、本稿のモラル・サイエンスの意義がある。筆者はそのために「聖なるもの」の基本機能の通文化的一般性を明らかにし、(a) から (e) の五つの姿勢を明示・貫徹することによって、議論の恣意性を排除すべく努めた。

学問の自然科学的偏向とその反省としてのモラル・サイエンスの運動、――この「両極化」は経済学などの一部の局所的現象なのではなく、人間活動にかんする研究分野の多くで確認できる普遍的現象であり、ほんらい科学史を語るうえで最大の論点とすべきものである。例えば一九八〇年代に米国から広まった「ケアリング」の医療運動もモラル・サイエンスの一種といえる。J・ワトソンは疾患を操作や管理の対象とする父権的(=温情的)な医科学の伝統を批判し、「私たちは証拠と観察だけの外部世界ではなく、経験の内的世界の研究を選択することができる」といい、「支配的な医科学のパラダイム」を相対化しつつ、その限界を補うものとして「ヒューマン・ケアリングの価値観に関わる基本想定」を探求したのである(Watson, 2012: 23-4; 41)。そこでは看護師が信念や霊性に満ちた患者の生に参加するという「間主観的」な実践が重視される。価値前提を明示し、その正当化と実現に挑戦するワトソンの仕事はまさしくモラル・サイエンスである。

その他、精神病理学や法学や政治理論などでも「両極化」を指摘できるが、紙幅の都合上立ち入らない。ただし歴史研究におけるモラル・サイエンスのあり方については触れておく。

投稿論文 『総合人間学』第 17 巻

十五年戦争の主要因を日本の資本主義発展の構造にもとめる社会経済史的手法に対して、家永三郎(1968: 16-7)はこれを批判的に相対化し――つまり全否定でなく――、「戦争放棄の理想を貫徹しようとする現代の日本国民」の立場から、十五年戦争阻止の可能性の成熟を阻んだ条件に注目した。例えば朝鮮人や中国人に対する軽蔑意識、画一的な国民性や反民主的な軍隊組織の伝統などである。これらの条件は敗戦後も存続して今にいたる。所謂「在日」や移民や外国人に対する排他的制度の数々は、国際的な非難の声を浴びている。少数意見排除の制度もあまた存在する(国政の党議拘束から裁判員制度の多数決主義まで)。現在の自衛隊で隊員の人権が尊重されているとは考えにくく、文民統制や情報公開性においても先進国水準とは到底いえない。家永にとって十五年戦争の分析は「平和憲法」の理念の実現を妨げる条件と対決することでもあった。「平和憲法」(「明示」された「一般的でより高次」の「価値前提」)のために闘うのか闘わないのか。現在に対する大勢順応型の姿勢は、歴史に対する没主体的な認識につながるだろう。家永の主体的な歴史研究の姿勢は自然科学化する歴史研究の趨勢への抵抗であり、モラル・サイエンス以外のなにものでもなかった。

おわりに

知の精密化の恩恵は計り知れない(物理学や天文学や分子生物学)。経済・歴史・医療・心・宗教などにかんする研究も自然科学化の方向で貴重な精密知が得られる(計量経済学や認知脳科学や実験心理学)。しかし人間的・文化的・生命的な事象の研究は、精密化の方向に進むだけでは危険であり、その偏重がかえって社会的に有害であることは言を俟たない。自然科学化一辺倒によって民衆の掛け替えのない価値が骨抜きにされ、尊厳や聖性や歴史的正義や研究の主体性が見失われてしまうのであれば、それは精密知ゆえの無知である。医学や人文社会科学は、自然科学を模倣することもできるし、モラル・サイエンスとして発展することもできる。ふたつの方向性の緊張が科学の成熟にとって不可欠である。もちろん物理学や進化生物学はモラル・サイエンスになることはできないし、なる必要もない。その代りこれらはモラル・サイエンスの内部で新たな意味を与えられる。たとえば本稿は物理学・進化生物学・認知科学などの自然主義的な枠組みを全面的に受け容れたうえで、それらの知見を高次の価値前提(聖なるもの)のもとに再解釈し、神不在の世界像を乗り越えようと努めた。

科学では説明の恣意性を排除するために概念の明瞭化や方法論の整備が重視される。自然科学とモラル・サイエンスとでは、その明瞭化の程度や方法論の内容が決定的に異なる。そもそも自然科学の内部でも研究分野ごとに方法論はまちまちで、検証の仕方や反証可能性の重みに不一致が見られる。分析や理論における客観性の基準には適用限界があり、特定の問題関心の領域をこえた「完全な中立」や「ありのままの事実」を無邪気に主張することはできない(「観察の理論負荷性」や「パラダイム転換」)。「科学=自然科学」は今なお支配的な先入観だが、これは英米仏型(非ドイツ型)の旧いイデオロギーであり、もはや時代錯誤である。研究分野の違いに応じて――しかも社会科学の場合は研究者の社会的属性の違いに応じて――実践性への要求の質や程度が異なるし、恣意性を克服する方法論的訓練の内容も異

なるという見解が、現代の学問的洞察に他ならない。「神の力」抜きで世界を説明する自然 科学と、市民的要求(聖なるもの・生の質・歴史の意味・社会的共通資本など)を前提に世 界を説明するモラル・サイエンスとが釣り合うことで、科学の真価は最大限に発揮されるだ ろう。

注

- (1) 五つの立場の間には重複や中間形態がありうる。例えば「人間主義」の旗を掲げるドゥ・ヴァールの立場は二重真理説の避難経路を確保した実質上の無神論といえる(de Waal, 2013: 204 = 2014: 259)。
- (2) 今日、決定論を支持する科学者は少ない。決定論が成り立つ可能性を否定しない主張(筒井 2011)や、決定論的過程と非決定論的過程の重層性を説く見解(Gouesbet, 2013)もある。決定論者の間では人間の意志を含めるかどうかでも見方が分かれる。一般に、偶然や確率を抜きに自然世界を記述することの有効性は低い。万が一にも決定論が優勢になった場合、「生ける宇宙」という認識は変更を迫られる(反証可能性)。この問題には紙幅の都合上深入りしないが、決定論と信仰は神学上必ずしも対立しないことを指摘しておく。
- (3)「個」とは何かという問題も生死を考えるさいに本質的である。ワイツゼッカー(2000)は自然法則や遺伝情報などをプラトンのイデア論的観点から捉え直し、森羅万象の永遠性を強調する(真の個はイデアである)。もしもプラトン=ワイツゼッカーの主張が正しければ、イデア的永遠性から究極の慰めを得ることができると筆者は考える。しかしイデア論の是非については論争が激しいため、今は立ち入らない。また、人はときに最終的な幸福のために赦しを必要とする。「報復的な正義は究極的には、五分五分に戻したいという欲求 a desire to get even に基づいている」とドゥ・ヴァールはいう(de Waal, 1996: 161 = 1998: 271)。つまり報復を介した赦しは不公平忌避の自然的情動と密接である。宇宙的調和の原理は霊長類やヒトを貫通して「一生赦さない」式の怒りの可能性を内在させながらも根本的に赦しを志向してしまっていると筆者は考えるが、宇宙による「無条件の赦し」についての詳述は今後に期したい。
- (4) スピノザの十七世紀には進化論も量子力学もなかった。しかし彼はボイルやホイヘンスたちとの交流を通じて当時の最先端の自然哲学に触れ、自らも実験を行った。スピノザは聖書型の人格神を一旦ご破算にして、決定論的自然を神の数学的な自己展開の帰結と見なした。これは「三角形の内角の和は二直角である」式の非外在的な自己原因による展開なので、必然にして自由であるとされる。自由な人間とは理性の導きに従わざるをえない存在のことなので、その必然性自体が「人への神の愛 amore Dei erga homines」であり「救済 salus」である(『エチカ』第五部定理三六)。この認識ゆえに自由な人間は死の恐怖にほとんど囚われない。決定論的合理性への無知による軽挙妄動はそれ自体が「罰」であり、欲望を支配できない者は「必然的に滅ぶ」(『神学・政治論』第四章;『書簡集』七八)。スピノザは「聖書からの自由」「数学的・力学的な自然の尊重」「神の救済への信頼」の三つの姿勢を堅持した。本稿もスピノザの汎神論的思索の努力に連なるものといえる。スピノザ主義者をもって自任したアインシュタインは、スピノザほどには救済の問題を突き詰めなかった。彼らの思想に対する本稿の独自性は、通文化的宗教機能としての「聖なるもの」を一般化したうえで、その究極性を「非決定論」的世界像の中に発見しようとする点である。

投稿論文 『総合人間学』第 17 巻

参考文献

アインシュタイン、アルバート(1950)「科学と宗教」『アインシュタイン・晩年に想う』中村誠太郎 訳、日本評論社、24–36。

家永三郎(1968)『太平洋戦争』岩波書店。

井川義次(1995)「張居正の「天」:『論語直解』を中心に」『筑波哲学』6巻、23-36。

糸数兼治(1988)「天の思想:向象賢から蔡温へ」『史料編集室紀要』13号、73-95。

宇沢弘文(1977)『近代経済学の再検討』岩波書店。

----(1986)『近代経済学の転換』岩波書店。

―――(1989)『経済学の考え方』岩波書店。

グールド、S. J. (2007) 『神と科学は共存できるか?』 狩野秀之ほか訳、日経 BP 社。

ケインズ、J. M. (2016)『ケインズ全集』14巻、清水啓典ほか訳、東洋経済新報社。

小南一郎(1988)「道教信仰と死者の救済」『東洋学術研究』27 別冊。

コンウェイ=モリス、S. (2010)『進化の運命』遠藤一佳・更科功訳、講談社。

高木由臣(2018)『生老死の進化』京都大学学術出版会。

竹内啓(2010)『偶然とは何か:その積極的意味』岩波新書。

武谷三男(1996)『増補版科学入門』勁草書房。

津田一郎(2016)『脳のなかに数学を見る』共立出版。

筒井泉(2011)『量子力学の反常識と素粒子の自由意志』岩波書店。

ドーキンス、リチャード(2007)『神は妄想である』垂水雄二訳、早川書房。

中道圭人(2013)「日本人幼児における神様の超自然的能力についての概念」『発達研究』27巻、39-48。

ネシー、R. M. /ウィリアムズ、G. C. (2001)『病気はなぜ、あるのか』長谷川眞理子ほか訳、新曜社。 野村泰紀 (2017)『マルチバース宇宙論入門』星海社。

パウロス、J. A. (2008) 『数学者の無神論』 松浦俊輔訳、青土社。

長谷川眞理子(2014)「進化生物学から見た宗教的概念」『宗教研究』87 巻別冊、17-20。

バーバー、I. G. (2004)『科学が宗教と出会うとき』藤井清久訳、教文館。

片茂永(2014)「韓国の宗教と葬儀」『中国 21』41号、東方書店、203-18。

フロイト、S. (2007)『幻想の未来/文化への不満』中山元訳、光文社。

―――(2011)「続・精神分析入門講義」『フロイト全集』21 巻、道簱泰三訳、岩波書店。

ベリング、ジェシー(2012)『ヒトはなぜ神を信じるのか』鈴木光太郎訳、化学同人。

ポーキングホーン、J. (2003)『自然科学とキリスト教』本多峰子訳、教文館。

マインツアー、クラウス(2011)『複雑系から創造的偶然へ』有賀裕二訳、共立出版。

真鍋祐子(1990)「韓国の巫者をめぐる社会関係」『比較民俗研究』1号、156-69。

村上祥子(2019)「韓国の法師の呪術」『拓殖大学語学研究』140 号、193-217。

ワイツゼッカー、C. F. v. (2000)『人間的なるものの庭』山辺建訳、法政大学出版局。

ワインバーグ、スティーヴン(1994)『究極理論への夢』小尾信彌・加藤正昭訳、ダイヤモンド社。

Atkinson, Q. D. & Bourrat, P. (2011) "Beliefs about God, the afterlife and morality support the role of supernatural policing in human cooperation," in *Evolution and Human Behavior*, 32, 41–9.

Atran, S. & Henrich, J. (2010) "The evolution of religion: How cognitive by-products, adaptive learning heuristics, ritual displays, and group competition generate deep commitments to prosocial religions," in *Biology Theory*, 5(1), 18–30.

Boehm, Christopher (2012) *Moral Origins: The Evolution of Virtue, Altruism and Shame*. New York, NY: Basic Books. = (2014) 『モラルの起源』斉藤隆央訳、白揚社。

Bulbulia, J. (2004) "The cognitive and evolutionary psychology of religion," in *Biology and Philosophy*, 19, 655–86.

- de Waal, F. (1996) *Good Natured*. Cambridge. MA: Harvard University Press. = (1998) 『利己的なサル、他人を思いやるサル』西田利貞・藤井留美訳、草思社。
- -----(2013) *The Bonobo and the Atheist*. New York: W. W. Norton. = (2014) 『道徳性の起源』柴田裕之訳、紀伊國屋書店。
- Eyghen, H. V. (2020) "Religious Belief as Acquired Second Nature," in Zygon, 55(1), 185-206.
- Ferguson, Adam (1766) Analysis of pneumatics and moral philosophy. Edinburgh: A. Kincaid & J. Bell.
- Ferraro, G. and Andreatta, S. (2017) *Cultural Anthropology: An Applied Perspective*, 11th ed. Belmont, CA: Wadsworth, Cengage Learning.
- Gouesbet, Gérard (2013) Hidden worlds in quantum physics. Mineola; New York: Dover Publications.
- Johnson, D. D. P. & Krüger, O. (2004) "The good of wrath: Supernatural punishment and the evolution of cooperation," in *Political Theology*, 5(2), 159–76.
- Jordan, Mark (1998) "Ideals of Scientia Moralis and the Invention of the Summa Theologiae," in *Aquinas's Moral Theory*, S. MacDonald and E. Stump. Ithaca (eds). NY: Cornell University Press, 79–98.
- Mill, J. S. (1846) "Book VI. On the logic of the moral sciences," in *A System of Logic, Ratiocinative and Inductive*, 2nd ed. Vol. II, London: John W. Parker. = (2020) 「第 6 編:道徳科学の論理学について」『論理学体系 4』江口聡編訳、京都大学学術出版会。江口編訳の底本は原書第八版。
- Myrdal, Gunnar (1969) *Objectivity in Social Research*. New York: Pantheon. = (1976) 『社会科学と価値判断』丸尾直美訳、竹内書店。
- -----(1973) *Against the Stream: Critical Essays on Economics*. London: Macmillan. = (1975) 『反主流の経済学』加藤寛ほか訳、ダイヤモンド社。
- -----(1987) "Utilitarianism and modern economics," in *Arrow and the Foundations of the Theory of Economic Policy*, G. R. Feiwel (ed). London, UK: Macmillan, 273–8. = (2015) 「功利主義と現代経済学」『ミュルダール:福祉・発展・制度』藤田菜々子訳、ミネルヴァ書房、293–301.
- Powell, R. and Clarke, S. (2012) "Religion as an Evolutionary Byproduct: A Critique of the Standard Model," in *The British Journal for the Philosophy of Science*, 63(3), 457–86.
- Russell, Bertrand (1969) "Letter to Mr Major (March 18, 1958)," in *Dear Bertrand Russell: A Selection of his Correspondence with the General Public 1950–1968*, B. Feinberg & D. Kasrils (eds). London: Allen & Unwin, 41–2.
- Slingerland, E. & Chudek, M. (2011) "The Prevalence of Mind-body Dualism in Early China," in *Cognitive Science*, 35, 997–1007.
- Watson, J. (2012) *Human caring science: A theory of nursing*, 2nd ed. Sudbury, MA: Jones & Bartlett.
- Willard, A. K. & Norenzayan, A. (2013) "Cognitive biases explain religious belief, paranormal belief, and belief in life's purpose," in *Cognition*, 129(2), 379–91.
- Willard, A. K. *et al.* (2019) "Cognitive biases and religious belief: A path model replication in the Czech Republic and Slovakia with a focus on anthropomorphism," in *Social Psychological and Personality Science*, 11(1), 97–106.
- ——— (2020) "Rewarding the good and punishing the bad: The role of karma and afterlife beliefs in shaping moral norms," in *Evolution and Human Behavior*, Vol. 41, Issue 5, 385–96.

[おぐら けんじ/哲学]

授業科目「総合人間学」受講生における 1年時と3年時のレポート内容にみる「総合性」の変容について

Changes in "Comprehensiveness" as Seen through
First and Third Year Reports of the Course "Synthetic Anthropology"

松本 孚
MATSUMOTO, Makoto

1. はじめに

「総合人間学」を如何に教育するかという問題は、日本の大学に人間科学部(大阪大学)や人間関係学科(和光大学)が生まれた 1960 年代の後半ごろからあったと考えられる。その後、あちこちの大学で「一般教養」学部や学科の改変によって生まれた「総合〜」学部や学科も加わり、いろいろな総合科目が開講されてきている。一方、小学校、中学校、高等学校では、「総合学習」という生徒が自発的に教科の枠を超えて総合的な課題学習などを行う時間がもたれるようになり、それぞれの学校の授業において種々の工夫が実践されてきた。

筆者の勤務していた相模女子大学でも人間社会学部人間心理学科の中で「総合人間学」という科目が開講された。今回の報告は、第4回総合人間学会研究大会で中間報告した「基礎科目総合人間学の現状と可能性について」のその後の展開である。この「総合人間学」の教育目標は、要約すれば、「学生がより多様な側面やレベルから総合的に問題を捉えられるようになること」、であった。今回は、この教育目標に基づき、前回報告の学生のレポート内容を踏まえ、今回の学生のレポート内容を検討しようと考えた。

前回の報告では、確かに一部の学生は、他の多くの学生より多様な視点から総合的イメージを記述していた。しかし、学生によってその多様性にも差があった。また総合の中身、質、深さにもばらつきがあった。教授法の工夫によっては、さらにより多様でしかも統合的まとまりを持った「総合」が可能なのであろうか。また前回報告の授業は、1年時の初めに開講されていたが、専門科目の多くなる3年時の授業では、専門的視点の影響で入学時の新鮮で多様な視点が失われることはないであろうか。これらの疑問に答えるためには、多くの受講生が、より多様な視点から、より統合的に問題を解決しやすいように授業の進め方を工夫すること、と同時に、1年時だけでなく3年時も「総合人間学」を受講した学生たちの1年時のレポートと3年時のレポートを、比較してみる必要があるのではないか、と考えた。

1-1. 研究目的

そこで、今回は、次のような目的で研究を進めていくこととした。①まず前回の報告では十分触れられなかった授業科目「総合人間学」が誕生するに至った背景や経過について記録をもとに記述する。②次に、1年時と3年時に「総合人間学」の授業を受講した学生たちにおいて、両者が各々どの位「総合的」に課題を解決しようとしていたかを数量的且つ質的に比較分析して調べ、記述することにより、なぜそのような結果になったのかを考察し、明らかにすることを研究目的とする。

1-2. 用語の定義

この研究を進めるにあたって、ここで使う「総合的」の「総合」という用語を以下のように定義することにした。「総合」とは、問題解決に際し、(1) より多様な視点を用い、(2) その各視点を整理や分類したりし、(3) その視点間の関連を示したり、(4) 更に視点同士の関係をより論理的に説明したり、(5) 各視点を全体的にまとめる志向性を含んだキーワードを挙げている場合、とした。なぜ今回この5つの項目内容を用いたかというと、これまで総合人間学を受講した学生のレポートや意見などにおいて、かなり個人差がありながらも記述されていた内容だったからである。また、(1) から(5) のすべての要素を含まないと「総合的」ではないというのではなく、ある要素については「総合的」であるという場合もあり得るとした。

もちろん、「総合」の定義にも諸説があり(1)、ここで用いられている定義が統一されたものではない。しかし、今回の研究における「総合」の定義は、本学の「総合人間学」に共通する教育目標である多様性と統合性の重視に基づき、教育実践を通して「総合」という概念を、探索的に追究していくことができるという意味で、意義があると考えられる。

例えば、もしこの研究によって、3年生の時よりも1年生の時の方が、より総合的な傾向を示すとすれば、何が3年間の間に総合性を失わせていったのか、その要因を見つけ出す必要があるし、逆に3年時の方が1年時よりも総合的傾向を示したとすれば、専門科目や卒業論文が入ってくる中で、なぜ総合性を向上させることができたのか、を探る必要があろう。いずれにしろ、本研究は、本学のカリキュラム内容の在り方や教授法の在り方を考えるうえで、貴重な資料を提供する可能性があるという意味で意義があると考えられる。

2. 授業科目「総合人間学」の背景

かつて、「人間科学」という雑誌(編集発行日本人間科学会議、理論脳生理学研究集団共催 1980 年創刊)において、「人間科学新体系の試み」という論文の中に、既成の人間に関する諸学と人間そのものを対象とした新しい学問分野を合わせた総合的学問として「綜合人間学」という言葉が提唱されていた。しかし、ここには「綜合人間学」の教育に関しての記述はなかった。

そこで筆者等は、1979年に、看護短期大学において、人間を部分に切断してみるだけで

なく、全体としての人間を総合的に理解し、全体的援助を目指すという目的で自主講座「総合人間学」を開講した。これは、複数の異なる分野の教員が講義した後、出席した学生が自主的に読んだ本を発表しあい、全員で討論するといったものであった。この初めての自主講座の試みから気づいたことは、多様な分野の教員と学生が一同に会して話し合うことの楽しさと、同時に全体をまとめることの難しさだった。例えば、それぞれの分野の専門用語によるコミュニケーションの難しさと共通理解の必要性を痛感させられた。

これらの反省や評価を踏まえ、次年度からの教育目標を、①人間をいろいろな角度から見る力を持たせること、②人間関係の理解に重きを置くこと、③統合する力を学ばせること、とした。また教育目標の変更については、今後もその都度検討し続けることにした。これらの目標に基づき 1980 年度からは、全体のまとまりを考慮して共通文献やテキストを指定したりもした。しかし、内容が抽象的だったせいか学生のディスカッションは深まらなかった。そこで 1981 年度には、学生へのアンケートなどで授業への希望も聞いたりした。そして共通テーマを「宗教」に絞り、各分野の教員の講義と、学生と教員を含めた小集団に分かれて、グループディスカッションを行った。テーマを絞ったせいか受講者数は減ったが、まとまりは良かった。1981 年から 1982 年にかけては、「総合人間学」のカリキュラムにおける位置づけが検討され、当時の短期大学の三つのレベルである一般教養科目、基礎専門科目、看護専門科目の全体を統合して人間を理解しようとする科目であることが確認された。

この観点から、「総合人間学」は、学生に各科目内外の関連を理解させ、問題解決に取り組む姿勢や具体的方法を習得させる役割もあることが提示された。しかし、同時に現実的問題として、少ない時間数で開講せざるを得ず、学生が消化しきれないことも多かった。そこで、「総合人間学」の教授法は、なるべく実践的な方法で、学生が自分で考えて、具体的な問題を解決できるよう工夫する必要が出てきた。その結果、1982年の暮れの授業では、受講生全員で一人の患者の実習記録をもとに、小グループに分かれ、様々な人間研究の方法論を各教員から学び、最後に各小グループが一同に会して、総合的患者像を描き出そうと試みた。

このような授業展開を実践した結果、受講した学生たちの感想は、いろいろな角度から人間を捉える面白さを感じた、学校のいろいろな授業科目が繋がっていると感じた、と答える一方で、おもしろかったがまだ自分の中ではばらばらである、等と言ったものであった。このように、自主講座「総合人間学」の試みは、ある程度人間を多様な角度から捉えられるようにすることができたと考えられた。しかし、その多様な角度を統合して、人間を丸ごと全体として把握できるようになるのか、それともバラバラなモザイク状の人間像で止まるのか、あるいは、専門性を深めるにつれて多様な視点自体が失われていくのか、等については、課題が残された。

そして 2008 年、前述のように、筆者は、相模女子大の正規の授業科目である「総合人間学」を担当することとなった。この科目では、まず専門分野の複数の教員が講義を行い、受講生たちは、そこから多様な視点を学んだ。更に、その受講生たちが、それらの講義を統合的に捉えやすいように、教員の一人であった筆者は、共通のテキスト「総合人間学入門ノート」を使い、課題として、「各教員の講義を通して、人間や生きとし生けるものにとって優し

研究ノート 『総合人間学』第 17 巻

い社会とは何か ②、またその社会をつくる担い手として自分は何をしていこうとするのか、 を考えてレポートする。」というテーマを提示した。

その結果、学生のレポートにみる「人間や生きとし生けるものにとっての優しい社会」のイメージは、総合の範囲が各々異なっており、かなりばらつきがあった。例えば、個人の心や身体を中心にまとめた社会、人間関係を重視した社会をイメージした学生がいる一方、社会構造の在り方とか自然や人工的環境を重視した社会などのイメージも描かれていた。また何人かの学生は、個人の心や身体、人間関係、そしてその周りの社会構造や人工物、自然などの環境を包含した多様な視点を総合的にまとめた優しい社会のイメージを描き報告していた。

以上、本研究の元になった授業科目「総合人間学」が生まれた背景、今回の研究の動機と目的および意義について述べてきた。では次に、今回のこの授業科目「総合人間学」が総合的であったか否かを、どのように具体的に調べようとしたか、その研究方法について述べていくことにする。

3.「総合性」比較のための研究方法

まず研究対象について紹介し、次に対象者が受講した授業とそのレポート提出までのプロセス状況を述べた後、対象となるデータの量的傾向と質的傾向の分析方法及び記述の仕方について説明する。

3-1. 研究対象

2012 年 4 月に入学して「総合人間学 I 」を受講してレポートを提出し、その後 3 年目である 2014 年に「総合人間学演習」を受講してレポートを提出した 28 人を研究対象とした。つまり 1 年時の 28 人と 3 年時の 28 人は、両方でレポートを提出した同一人物である。なお「総合人間学 I 」を受講してレポートを提出した学生は、100 人前後であり、3 年時の「総合人間学演習」を受講した学生は 38 人であった。従って、今回の 28 人が、「総合人間学 I 」の受講者を統計的に代表しているとは言えない。

3-2. 各授業状況とレポート提出までのプロセス

1年時の「総合人間学 I」の授業では、10人の担当教員が、15回の授業を分担してオムニバス形式で講義を行った。筆者も教員の一人として担当し、前述のテキストを参考に、レポートの課題を受講者に示した。課題の内容は、以下の通りである。

- 課題1 本学科の教育目標の一部である「人間および生きとし生けるものにとっての優しい 社会」とは何か? これまでの講義やテキスト及びその他の資料を参考にして、でき るだけ色々な視点から広く眺めて自分なりに考察して描いてください(テキスト第4 章参照)。図で描いた場合は、その説明の文章も書いてください。
- 課題2 課題1で自分なりに描いた社会を創る担い手として、自分はこれからの大学生活を

通して何をしていくかを、具体的に記述してください(テキスト第5章参照)。

3年時の「総合人間学演習」の授業では、15回の授業を筆者が一人で担当した。まず受講した各学生たちに、「総合人間学 I 」で提出したレポートを返却し、それをこの授業の中で参考にしてもらうことを伝えた。そして「総合人間学 I 」の課題 1 にあった「人間および生きとし生けるものにとっての優しい社会とは何か?」について、この授業では、テキストとグループワークを中心にディスカッションを通して進めていくことを伝えた。授業の大まかなプロセスは以下の通りであった。

- (a) まず教員が、テキストの各単元のテーマである、心、身体、自己、対人関係、家族、サークル、クラス、組織、コミュニティ、社会、文化、人工物、人為的自然、自然環境、スピリチュアリティなどを、12回の授業に分け、順に簡単に講義した。分けられた各小グループは、各回のテーマ(例えば「対人関係」)の現状と問題点及びその対策についてディスカッションし、そのまとめを、クラスで発表し、クラス全体で討論を行った。このように、毎回、講義とグループディスカッション、クラス発表、クラス討論を繰り返し、最後の単元である「スピリチュアリティ」まで一通り進んだところで、次の全体像を描くセッションに入った。
- (b) 13 回目の授業で各受講生は、再び最初の課題であった「人間および生きとし生けるものにとっての優しい社会とは何か?」というテーマに戻って、テキストと「総合人間学 I」での自分のレポートを参考にして、今までやったことを統合し、各自の全体的イメージを全体像として $^{(3)}$ A 4 の白紙に描き、その説明を加えた。
- (c) 次に、14 回目の授業で各受講生は、自分のグループに戻り、グループの中で、各人の描いた全体像とその説明を報告し合った。各グループ内でお互いの意見をよく聞き質疑応答した後で、各グループは、模造紙にグループで一つの全体像を描き説明も加えた。
- (d) 15 回目の授業で各グループは、その模造紙に書いた全体像をクラスに持ち寄りポスターセッション方式で、クラス全体で発表し合い、質疑応答とディスカッションを行った。
- (e) 最後に、レポートとして、各受講生は、「総合人間学演習」で創り上げた全体像とその説明及び「総合人間学 I」で提出したことのあるレポートの両方を提出した。また各グループは、自分たちで模造紙に描いた全体像とその説明文を提出した。

以上のプロセスを通して、最終的に受講生たちは、1年時に提出した課題1と2のレポート、3年時に行った各個人の全体像とその説明、各グループの全体像とその説明の3種類のレポートを提出した。これらのレポートの内容が、今回の研究において分析の対象となった資料である。

3-3. 分析の方法

まず集められた 28 人にケースナンバー 1 から 28 までの番号を振り、各々の 1 年時と 3 年時のレポート内容を読み取り、前述した「総合」の定義に従って、次の五つの項目に分け、その各記述をチェックし分析した。

- (1) 課題遂行に向け、どのくらい多様な視点、角度、側面、レベル、実例などを用いているか(以下「多様化」と略す)。
- (2) 課題遂行のために用いた多様な視点、角度、側面、レベル、実例などを、どのくらい整理や分類しているか(以下「秩序化」と略す)。
- (3) 上述の多様な各視点、角度、側面、レベル、実例などの一方向的あるいは相互的関連を、どのくらい記述しているか(以下「関連化」と略す)。
- (4) 同様に、それらの関連する多様な要素間の関係を、どのくらい論理的に説明しているか(以下「論理化」と略す)。
- (5) 多様な視点、角度、側面、レベル、実例などを全体的に統合するような志向性を持った言葉や文章が、レポートの中に記されているか(以下「統一化」と略す)。

なお、教育目標の一つである「多様な視点等からによる課題解決アプローチ」は、「多様化」に相当し、もう一つの目標である「統合的アプローチ」は、「秩序化」、「関連化」、「論理化」、「統一化」に相当するとした。また、1年時か3年時のどちらかが、一方を包摂する場合、その包摂している方がより広く統合していると考えた。

すなわち、先ず上述した各項目について、28人中、1年時では何人ぐらいがどのような記述をしていたか、3年時では何人ぐらいがどのような記述をしていたかを比較し、その量的変化と質的変化を調べ、なぜそのような結果になったのかを考察した。

4. 結果

(1)「多様化」について

28 ケースのうち、視点、角度、側面、レベル、実例など(以下視点等と略す)の数だけを単純に比較すると、表 1 に示すように 28 人全員が 1 年時よりも 3 年時の方が増加していた (10 以下から 21 以上まで)。しかし、3 年時の視点等が、1 年時の視点等を全て含んでいると考えられるケースは、28 人中 23 人であった。残りの 5 人おいては、以下の例に示すように、1 年時の視点等を全て包摂できてはいなかった。

例えば、ケース9においては、1年時では、生きとし生けるものにとって優しい環境という課題目標に向けて、自然が森林伐採などから守られることや、自然の中で動物が安心して生きていけることなどの視点等が記述されている。ところが3年時では、住みやすい(生きやすい)環境という言葉はあるものの、動物や森林といった自然環境には一切触れられていなかった。

(2)「秩序化」について

「多様化」のところで述べたように、3年時より視点等の数が少なかった1年時では、少ないなりに整理されており秩序化されていると思われるケースは、28人中23人であった。一方、上述のように1年時よりも多様な視点等を記していた3年時においては、28人全員がより多い視点等を整理、分類し「秩序化」ができていた。

1年時の視点等を3年時の視点等が包摂しており、その上でより多様な視点等を整理、分類していると考えられるケースは、28人中26人であった。残りの2人(ケース16、ケース28)については、1年時にはあった分類項目が、3年時には消えており、しかもどこにも分類されていなかったりした。

(3)「関連化」について

1年時において視点等の項目間関連が示されていると考えられるケースは、28人中21人であった。一方、1年時よりも多様な視点等を持つ3年時においては、28人中27人が視点等の項目間関連を記述していた。例えば、「コミュニティ」と「助け合い」に関連があることを線や矢印で図示したり、文章で記述したりしていた。1人だけ(ケース16)が、1年時も3年時も共に重要な項目間の関連化が明記されてなかった。

1年時の視点等を3年時の視点等が包摂しており、その上でより多様な視点等の項目間関連が示されていると考えられるケースは、28人中26人であった。残りの2人(ケース16、ケース28)については、あくまでもレポートの記載の有無だけ見れば、1年時に記されていた項目間関連が、3年時の項目間関連の記述に含まれていない場合があった。

(4)「論理化」について

ここで言う項目間関係の論理的説明とは、例えば、前述した「コミュニティ」と「助け合い」でいえば、目標である「心に優しい社会」に向かう一手段として、「コミュニティ」内のメンバー同士の「助け合い」が有効である、といった説明等を指している。1年時において項目間関係の論理的説明が記述されているケースは、28人中21人で、同様に3年時では28人中23人であった。従って、1年時と3年時でそれ程大きな差はなかった。

また、より多様な視点等を説明している論理が、より少ない視点等を説明している論理を 包摂している場合を、より広く統合していると捉えるならば、1年時の関連項目を3年時の それらが包摂した上で、より多様な視点等の項目間関連を論理的に説明していると考えられ るケースは、28人中わずか6人であった。逆に、1年時の項目間関連の論理的説明を、三年 時の説明に包含しきれていないと考えられるケースは、28人中22人に上った。この22人

表 1: 視点等数の差別ケース数

視点等数の差	10 以下	11 以上 20 以下	21 以上	合計
ケース数	3	11	14	28

の中には、1 年時の論理について 3 年時に全く触れられていないケースから、1 年時で説明した論理が、3 年時で説明する論理に包含されているか否かが不明確なケースまでが含まれている。

例えば、3年時の論理が1年時の論理を包摂している6人のうちケース17の場合、1年時においては、「心にやさしい社会」へのアプローチとして、「植物」、「動物」、「人間」の三つの側面からの展開を論理的に説明している。一方3年時の場合は、「心にやさしい社会」に向かうために、「地球」という視点を中心に持ってきて、その地球という星に影響を与えるものとして「大気」、「酸素」、「海」、「陸」、「生物」を挙げ、その「生物」の中に「動物」、「植物」、「人間」を位置づけ、その「人間」を更に「男女」、「家族」、「社会」、「国」、「文化」に分けて、それぞれの与える影響について論じている。

(5)「統一化」について

1年時において全体を統合しようとする傾向(例えば、「すべての問題が繋がっている」とか、「大切の再認識」等)を示したケースは、28人中15人であった。同様に3年時において統合化の傾向を示したケースは、28人中22人であった。また1年時、3年時共に、多様な視点等を全体的に統合するような志向性を持った言葉や文章が、記されていないケースが、28人中6人であった。3年時において、1年時の視点等を包摂し全体的に統合する志向性を持っていると考えられる言葉や文章が、レポートの中に記載されているケースは、28人中20人であった。

一方、3年時の全体的統合志向性のある言葉や文章が、一年時のそれらを包摂しきれてないと考えられるケースは、28人中2人(ケース3、ケース18)しか該当しなかった。例えば、、ケース18では、3年時の「人々の思いやりと優しさであふれた社会」よりも、1年時の「人間と動物が共生できる愛に溢れた社会」の方が、人間だけでなく動物も含めたより広い全体的統合志向性のある言葉で表現していると考えられる。

以上、「多様化」、「秩序化」、「関連化」、「論理化」、「統一化」という五つの総合的傾向の変化が、全28ケースにおける1年時と3年時の該当ケース数を量的及び質的に比較することによって見出された。

5. 考察

分析方法のところで述べたように、1年時と3年時の結果を、先ず「より多様な視点等から」というアプローチについて、次に「より統合的」と考えられるアプローチについて、比較考察していくことにする。

5-1. 多様な視点等からのアプローチについて

一般教養科目のような広範囲の科目群を受講する1年時の方が、専門科目による深く狭い 諸科目を受講する3年時よりも多様な視点等を保持しているのではないか、という心配は、 少なくとも今回に限り一掃されたと考えられる。それは、結果のところで紹介したように、

「多様化」については、対象となった 28 人全員が、1 年時よりも 3 年時の方がより多様な視点等を用いて課題を解決しようとしていたからである。では一体なぜこのような結果になったのか。

まず考えられる理由の一つは、3年時というカリキュラム進行上の時期と関係があると考えられる。今回の場合、この時期は、4年時のように卒業論文を中心とした専門的知識の学習が主となる学生はむしろ少なく、「展開科目」という多様な各専門分野の選択科目群から選択して受講する学生が多い時期だからである。

具体的には、今回の調査時のカリキュラムに関して言えば、1年時春学期の受講可能科目数 85 科目に対し、3年時春学期の受講可能科目数も 46 科目あり、少し専門的とは言え多様な視点を持ちえたと考えられる。その結果、1年時よりも3年時の方が多様な視点等を持ちにくくなるという可能性は、さほど大きくなかったのではないかと考えられる。

そうだとしても、28人のうちの何人かは、1年時の方が多様な視点等を用いているケースがあっても良さそうなものである。しかし、実際は、表1にあるように28人全員が、1年時よりも3年時の方が多様な視点等を用いている。この理由については、カリキュラムの進行時期と言うだけでは説明がつかない。そこで、次に述べるもう一つの理由が考えられるのである。

すなわち、それは、1 年時の「総合人間学 I」と 3 年時の「総合人間学演習」の教授方法の違いからからくるものではないかと考えられるのである。具体的に言えば、研究方法のところで述べたように、1 年時の「総合人間学 I」においては、I0 人の教員がオムニバス形式で行った講義をもとに、各受講生は共通の課題を個々人でのみ実行している。3 年時では、一人の教員が、始めから最後までを担当し、共通のテキストに沿って、単元ごとに講義とそれに対するグループディスカッションを行った。そして、最終的には、各受講者が、まとめとして、課題に沿って人間に関する「全体像」を各個人と各グループで描き、その説明も付け加えて提出した。

つまり、3年時の「総合人間学演習」の受講生たちは、多様なレベルの視点等を含んだ講義を受けるだけでなく、その各視点等についてグループで話し合い、更にクラス全体でも話し合うのであるから、自分だけでなく他の多くのメンバーの多様な意見や視点等にも触れることができる。その上、それらの多様な視点等の記憶を「各自の全体像」という形で、多様なイメージや言語にして記録し、再び各グループやクラス全体でそれらを眺め考え話し合い「各グループの全体像」として記録するのである。これらの3年時における一連のプロセスが、1年時よりも多様な視点等を持たざるを得ない授業環境を作り上げたのではないかと考えられる。

では次に、今回の総合人間学教育におけるもう一つの重要な方針である統合的傾向については、1年時から3年時にかけて、どのような変化があり、またその変化は何を意味するのかについて、以下に考察していくことにする。

5-2.「統合的アプローチ」について

先ず「秩序化」については、結果のところで述べたように、1 年時 28 人中 23 人(残り 5 人)、3 年時 28 人全員で、少し 3 年時のほうが多かった。その理由として考えられるのは、受講生たちが、1 年時よりも多様な視点等を持った 3 年時において、それらを整理し分類する方法として「全体像」の作成を用いたことである。

例えば、1年時にレポートの記述が羅列的で「秩序化」されていないと判定された上記の5人も、3年時の授業の全体像を描く過程で視点等を分類せざるを得なくなったのではないかと考えられる。つまり、3年時において1年時よりも内在的な秩序化能力が育ってきていたとしても、「全体像」という図と言葉の両方で、似た視点等同志を近いところに位置付ける作業を通して、少なくとも、その秩序化能力を発揮させる引き金にはなっていたのではないかと考えられる。

次に「関連化」について、1年時(21人)と3年時(27人)を比較すると、「秩序化」同様3年時の方が少し多かった。その理由としては、「関連化」の場合、「全体像」を描く時に、似た視点等を近くに位置付けるだけでなく、各視点等の位置を線でつなぐ作業が加わるからではないかと考えられる。つまり、この繋ぐ作業によって、繋がれた両方の項目の関連が明示されるからである。では次の「論理化」についてはどうであろうか。

1年時と3年時の「論理化」のできていた者の人数は、1年時が28人中21人、3年時が28人中23人と、どちらもかなり多かった。ところが、1年時の項目間関係の論理的説明を3年時の項目間関係の論理的説明が包摂しているケースとなると、28人中6人しかいなかった。残りの22人は、1年時の論理的説明を踏まえて3年時にそれを含んだ論理的説明をすることができていなかったと考えられる。なぜそのようなことが生じたのであろうか。論理的説明それ自体については、1年時も3年時もなされているから、受講生たちが論理的に説明する能力がないとは考えられない。

上柿崇英は、人間を全体として見直す知の創造として「専門知(個別知)」を超える幾つかの異なる知の次元を設定している。その中に「総合知」という次元があり、それは、異なる専門知を持ち寄るだけでなく、比較や組み合わせることから形成される「関係知」や、異なる「専門知」のシナジーによって形成される「創造知」を含んでいる、と言う。また、その形成は大変な作業である、とも述べている。

今回、受講生たちが1年時と3年時にレポートの中で形成した論理は、もちろん上柿が言う「専門知」には遠く及ばないものではある。しかし、彼らの「論理化」は、言葉や文章をただ持ち寄って配置したり(「秩序化」)関連を線などで示したり(「関連化」)しただけのものでもない。彼らの「論理化」は、1年時においても3年時においても、それなりに、その言葉や文章を論理的説明という特別な繋がりを持った結合体にしていると考えられる。すなわち、1年時と3年時の論理的説明は、言葉や文章の配置や関連付けと違い、言葉や文章が、いわば論理という接着剤によって繋げられた各々より独立した結合体となってしまっているのではないか。従って、僅か2年のブランクとはいえ、1年時の独立した論理的結合体と3

年時の独立した論理的結合体を比較したり組み合わせたりする作業は、かなり困難だったのではないかと考えられる。

このように、「論理化」という1年時の論理を3年時の論理に包摂する作業による困難な 統合に対して、多様な視点等を全体的に丸ごと統合しようとする志向性を感じさせる言葉や 文章が記されているかを意味する「統一化」と言う統合についてはどうであろうか。

結果で述べたように、「統一化」の場合は、1年時の統一志向性を3年時の統一志向性が包摂していたケースが20人と、「論理化」の6人より遥かに多い。これは、「多様化」の23人、「秩序化」の26人、「関連化」の28人に匹敵する包摂ケース数である。この3年時における「統一化」傾向の増加は、「多様化」、「秩序化」、「関連化」と同様に「全体像」を描いたことと関係があるのだろうか。

上柿は、前述した「総合知」とは別に、「人間と世界の全体像」ないしは「全体としての人間の総合認識」を直接的に志向する知の在り方を「全体知」と呼んでいる。そして、その「全体知」を創出するためには、総合理論(統一理論)を開発するための特別チームを発足させ、試行錯誤を繰り返していく必要がある、とも述べている。今回の受講生たちのレポートに見られた「統一化」の志向性は、グループワークを通して生まれてきたものではあるが、もちろん、上柿が言う「全体知」を創出するための試行錯誤の繰り返し、仮設、分析、実証の手続きには遠く及ばない。

それにもかかわらず、今回の受講生たちのレポートが、「統一化」の志向性を1年時よりも3年時に増加させた理由の一つは、やはり「全体像」を描くことによる間接的影響があったのではないかと考えられる。なぜなら、今回の対象者である28人中1年時のレポートに「全体像」を描いていた者は、ほとんどいないにも関わらず、逆に3年時においては、全員が「全体像」を描いており、このことが、全体を俯瞰的に眺める傾向を、3年時の多くの受講生にもたらせたのではないか、と考えられるからである。つまり、「全体像」を描くことで、より多様な視点等を、より秩序付け、より関連付けることができ、間接的ではあるが、それら全体をより一望しやすくし、全体を統一する言葉や文章を思いつきやすくしたのではないかと考えられる。

もう一つの理由は、今回の「統一化」という傾向が、「論理化」とは違い直観的な言葉や文章を作り出す作業だからではないか、ということである。すなわち、今回創出された「統一化」は、1年時の論理を3年時の論理に組み合わせる必要がないだけではなく、上柿の「全体知」の創出プロセスにあるような試行錯誤の繰り返し、仮設、分析、実証の手続きを求めているわけでもない。まさに今回の「統一化」の多くは、直観中心の全体の言語化やイメージ化による統合だったのではないか。従って、「論理化」の場合とは逆に、多くの受講生たちが、3年時において1年時を包摂する「統一化」を可能とすることができたのではないか、と考えられる。

今後の展望としては、まず実践的には、「論理化」においては、単に全体像を描きその説明を加えさせるという指導だけではなく、意識的に自ら創出した過去の論理を、現在の論理に繋げ組み合わせ整合性を明確にしていく作業努力に向かいやすくなるような教授方法を考

案し試みる必要があるのではないか。

研究的には、1年時から3年時への質的な変容課程を、より詳細に考察するために、適切な事例を選び、事例研究の方法で記述していく必要もあろう。また、今回「総合性」の要素として用いられた「多様化」と「秩序化」、「関連化」、「論理化」、「統一化」の測定方法及びこれら以外の側面についても検討していく必要があろう。

注

- (1) 中川益夫も、「総合」の意味用法が整理される時期がくると述べたうえで、「総合」を synthesis、「統合」を integration、「統一」を unite と紹介している。また丸山豊によれば、「総合的学習」の中で使われる「総合」の意味は、課題解決に向けて、1 教科にこだわらず色々な教科から学んだことを多様な表現力でまとめ、実践に移し、発表できることなどを含むとしている。
- (2) 課題の一つ「人間や生きとし生けるものにとって優しい社会とは何か」は、相模女子大の入学生全員に配られている「Student Handbook」(2014)において人間心理学科の教育目標の一つに、「人間および生きとし生けるものにやさしい社会を創造する担い手を育てる」として書かれている。
- (3) 看護学において患者の全人的理解のために作成される「全体像」を、筆者等が「総合人間学」 に応用したものである。

参考文献

上柿崇英 (2021)「総合人間学キーワード (KW) 集 記述モデル」『総合人間学会 KW 集発刊委員会』、 pp.4-7

相模女子大学 (2014)『Student Handbook』pp.160-161

中川益夫 (1988)「諸科学の総合化に関する一試論 (III)」『香川大学一般教育研究』pp.49-69.

松本学 (1980)「人間科学の新体系の試み」『人間科学』1(1):pp.17-25.

- -----(1985)「聖隷学園浜松衛生短期大学における自主講座「総合人間学」の歩み」『聖隷学園浜松衛生短期大学紀要』(1): pp.83-97.
- ----(2008)『総合人間学入門ノート-私、社会、世界、幸せ発見へのアプローチ』薫風社
- -----(2009)「基礎科目「総合人間学」の現状と可能性について」『第 4 回総合人間学会研究大会シンポジウム、一般報告要旨集』pp.21

丸山豊 (1997) 「I 中・高における「総合的学習」の学力観と評価の在り方 – 総合的能力と評価観点の確立 – 」『名古屋大学教育学部付属中・高等学校紀要』(42): pp. 99-104

森田夏美、松本学 (2022)『看護のためのわかりやすいケーススタディの進め方』pp.74-77

[まつもと まこと/人間学研究所/平和学]

小林直樹『暴力の人間学的考察』再読

A Reconsideration of Naoki Kobayashi's Anthropological Considerations of Violence

> 太田 明 Ota Akira

はじめに

本学会元会長小林直樹 (1921-2020) の人間学的研究のひとつとして『暴力の人間学的研究』(小林 2011)、以下では『考察』) がある。この著作の基本的モチーフは本学会「設立趣意」(総合人間学会設立発起人 2006) に対する小林自身の考察だと考えられる。人類は「大量の破壊兵器を作り、非人道的な殺傷をくりかえして、他の生物には見られない残酷な、同種間殺戮を大規模に行なってい」るが、その奥にある原因と対処を人類史のなかで人間学的に考察する必要がある。そのために、法学者である小林は自然科学分野を含めて広くかつ詳細に文献を渉猟し、さまざまな側面から実に周到な考察を行っている。

最近、人間の暴力やそれと密接に関連する攻撃性をテーマにする著作が翻訳された。特にスティーブン・ピンカー『暴力の人類史』(ピンカー 2015) とリチャード・ランガム『善と悪のパラドックス』(ランガム 2020) が極めて興味深い。小論 (1) では、この二著作を繙きつつ『考察』の再読を試み、検討すべき論点を取り出す。次にそれに対応する主張をピンカーとランガムの著作から取り出す。ただどちらも大著であり、また仮説に基づく議論も多いため、詳細な検討は行うことはできないので、要約的説明にとどまる。これらをもとに最後に短い考察を行い、「暴力」という人間学的テーマを検討するための手がかりを得ることである。

1. 『暴力の人間学的考察』について

小林は人間の進化史的・歴史的位置を次のように述べる。

森で生活していたサル類の中で、大型類人猿のゴリラ (7000 万年前) やチンパンジー (6000 万年前) から枝分かれした人類は、二足歩行と脳の共進化を進め、文明・文化の 創造に向かって走り出した。最初のヒト族=ホモ・ハビリスが石で道具を作り出して からざっと 240 万年の間に人類はサバンナに出て狩りを始め、更には農業を営み、都市を作り、全く新たな生活様式を開始した。そのようにして成功した現生人類は、道 真と言葉を発達させ、異種の生物を我が物のように処理・利用し、世界中に拡散して 地球の専制君主のようになった。(…)(『考察』20、以下、強調は著者)

そして暴力の考察にとって重要な点を指摘する。

この一万年そこそこの文明史の進展とともに、人間の暴力もまた本格的な相貌を現わし、異常なまでに肥大化してきたという事実である。何よりも最大の集団的・組織的暴力である戦争の歴史を見れば。このことは歴然としている。新石器時代以前の原始生活の頃にも、食や性や縄張りをめぐる小暴力はありえただろうが、戦争はなかったはずである。(『考察』21-2)

なぜなら暴力とは特殊人間的な社会=文化現象だからである。

"手から口"への生活に忙しく、戦いの目的となる財貨もなく、とくに戦争の手段となる武器もない頃に、意図的に組織化された集団的闘争は生じなかったと見る外はない。戦争を証明する武器や城砦などを実証的に跡づける考古学も、これを裏づけてくれよう。なお、それと共に、原始時代の"食や性(および縄張り)"をめぐる小闘争"は、いわば動物としての生存競争の一端であって、暴力現象というよりも、自然生物史への連続面でとらえられるべきものである。これに対し人間の暴力は、自然との不連続面に現われる一種の社会=文化現象と規定されよう。それは人間社会において生ずる、人間の独自の行動様式に属する社会現象である。暴力の根底には、自然界に連続する要因があることは否定しえないが、その意味と特質は「自然」を越えた文明社会で発現する点で、それはまさに、特殊人間的な現象と言ってよかろう。(『考察』22、強調は著者)

ここで、次のような疑問が生じる。(a)「新石器時代以前の原始生活のころには…小暴力はありえただろうが、戦争はなかったはずである」と言いうるのか、(b) 人間が生物として持つ「攻撃性」と暴力との関係、(c) 暴力における「言語」の役割の三点である。

- (a)「文明」時代と「新石器時代以前原始生活」の時代との間の暴力の違い何かである。「戦争」とは「意図的に組織化された集団的闘争」とされている。しかし、それが文明時代に入ると突然に発生するというのは考えにくい。「武器」は新石器時代にも認められるし、「集団的闘争」はヒト以外にさえ認められる。「戦争はなかったはず」という断言は強すぎるではないだろうか。
- (b)「攻撃性」の理解がやや手薄だということである。『考察』では「攻撃性」は「悪の萌芽」と位置づけられる。生物としての個体の自己保存および種族の生存に不可欠な攻撃性と、それを超える過剰な攻撃性とが区別される。前者は、人間が生来的 (ナチュラル) に持つ資質ではあり、生物の生存競争の一貫にとどまる限りでは暴力とはいえないが、自然力と暴力との境目はしばしば不分明であり、攻撃が境界を越えて「無法な力」、暴力となる場合も多い。その意味で「暴力もこの"人間性"」にある。

攻撃性について、コンラート・ローレンツなどの動物行動学者たちの見解は基本的に「本 能論」であり、フロイトの精神分析学における「死の本能」論は人文・社会科学へ大きな影響を与えたが、実証性を欠き、単純過ぎて最終的には「人間学的考察」としては一面的すぎ

ると批判される。それに対して積極的に評価されるのはエーリッヒ・フロムの説である。フロムは本能論や行動主義の「一面的説明」を斥け、まったく異なる二つの種類の攻撃を区別する。人間がすべての生物を共有する、死活の問題への脅威に対する系統発生的に計画された衝動である「良性の攻撃性」と、系統発生的でも生物学的適応でもなく、目的を持たず、食欲的なまでに満足を求める「悪性の攻撃性」である。『考察』はフロムの議論に全面的には与みするわけではないが、「良性/悪性」の二元論をほぼ受け入れ、そこに攻撃や暴力の人間学的意味の解明への寄与を見出している。

だが、「悪の萌芽」という言い方には曖昧さがある。暴力は社会=文化現象であるとする見方には同意するが、動物の行動特性に対して初めから「良/悪」という価値的評価を付与することには疑問を覚える。私自身は、暴力とは攻撃について、その行動や結果を価値的に否定的評価を下した呼び名とするのが適切だと考えている。端的に言えば、暴力とは人間による攻撃における「悪」である(太田 2010 参照)。このように解するなら、「人間存在について思索を重ねてきた哲学者たちの根元的な思弁をとり込み、対決する必要がある」という『考察』の方向は納得できる。ところが「萌芽」の考察が手薄なのである。『考察』では 20 世紀後半の社会心理学の成果があまり考慮されない。たしかに社会心理学は行動主義的手法をとるが、すでに以前から、「内的衝動説」(=本能説)に対して、攻撃性の「情動発散説」や「社会的機能説」が展開されていた(大渕 1993、2011 参照)。前者では、攻撃行動は外界からの不快刺激に対する情動(感情)の表出・発散とみなされ、後者では攻撃行動を社会的葛藤に対する解決方略とみなされる。攻撃性を反応的なものとするか能動的なものとするかという点で異なる説である。『考察』では、もっぱら(フラストレーションの発散という意味で)前者に基づいて暴力を説明され、後者には言及されない。

(c) 現生人類の成功と地球上での君臨の鍵である「道具と言葉」は暴力にどう関わるのかである。検討すべき点は多々あるが、「道具」は技術的能力、「言語」はコミュニケーション能力の代表と捉えてみよう。技術的能力は兵器や戦争の関連で暴力と結びつけられることが多いが、コミュニケーション能力はそうではない。ヘイト・スピーチや「言葉の暴力」のように暴力の手段としての言語だけではなく、人間の優れた特徴と見なされるコミュニケーション能力もまた集団を作り、それを組織化するという点で暴力と深く結びついていると考えられる。『考察』では、現代の科学技術と暴力との関係は指摘されているが、コミュニケーション能力と暴力との関係はほとんど触れられていないように思われる②。

2. 『暴力の人類史』から

ピンカーのこの著作の目的は、通念に抗して、人類史において現在までに多くの種類の暴力が減少してきたということを示し、それが実現した理由を科学的方法で理解することである。

対象とする期間はほぼ過去およそ一万年 (7000年)、農耕文明と国家の成立前後から 21世 紀初頭までである。この間にヒトの進化が進行しているとしても、この程度の期間では暴力

や攻撃性に関わる生物学的要因は不変であるとみなせる。そのうえで、他分野にわたる膨大な研究資料に基づいて議論を展開する。特徴的なのは、近年の暴力研究における定量的・統計的データを用いる点である。しかし、単純に件数を数えるのではなく、暴力と見なされる事例を数え、それを暴力が生じる機会の数に対してスケーリングし、その比率の時間的変化を見ることを重視する。もちろん使用できる資料は限定されているが、件数ではなく比率を見ることで、人類史では一貫した暴力の減少傾向が見て取れるとする。その上で、その暴力減少を五つのトレンドとして提示する。次に、この減少傾向の背後にあると考えられる人間の心理的傾向を「内なる悪魔の善なる天使」として説明する。「悪魔」とは暴力の惹起要因、天使とは暴力の抑制要因である。さらに、暴力減少のトレンドを作り出したメカニズムを「内なる悪魔の善なる天使」とに関係づけて説明し、暴力抑制の方向を検討する。ここでは概略を図・表(次頁)にまとめて示すことにとどめる。

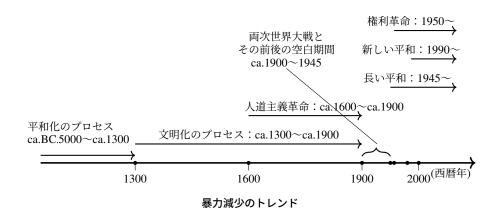
『考察』において「内なる悪魔と善なる天使」にほぼ対応するのは欲望論と感情論であるが、ここでは扱かうことができない。暴力減少のトレンドは論点 (d) とし、後に検討する。

平和化のプロセス

興味深いのは「平和化のプロセス」で示される、国家成立以前の社会における暴力についての見方である。なぜ「平和な時代」ではなく「平和化のプロセス」なのか。

人類の暴力の歴史を辿るならば、人類の祖先と現生類人猿たるチンパンジーやボノボとの 比較は重要である。チンパンジーと比較してボノボは攻撃性が低いことが知られている。そ れを認めつつも、ピンカーはホモサピエンスの暴力性はボノボではなく、チンパンジーに類 似しているとする。もし人類の祖先が穏健だとしたら、国家や政府の設立は必要なかったは ずだからである。(これは次節と関連する問題である。)

では、ヒトの社会における暴力の歴史についてはどうか。「身体的に現代的なホモサピエンス」はおよそ 20 万年前に、「行動的に現代的なホモサピエンス」はおよそ 7500 年前に登場した。こうした人類は、平等で小規模な親族集団を形成し移動する狩猟採集民生活を営んだが、まだ文字言語や統治機構を持っていなかった。その後、およそ一万年前に地球上の幾つかの地域でいわゆる「新石器革命」が起きた。ここで、大規模集団の階層社会が形成され、農耕による生産物を食べ、国家という統治機構のもとで生活するようになった。このように、新石器時代における農業文明と国家の成立が人類史の重要な境界線であると、一般には認識されている。『考察』もこの認識に立っているように思われる。しかし、ピンカーは生物学的適応と国家成立の境界線は一致しないと主張する。人間社会を狩猟採集民社会と農耕文明とに二分することはできないし、農耕と牧畜の開始によって労働の分業は始まったが、そこから直ぐに統治機構ができるわけではない。農耕の開始から真の国家が登場するまでおよそ 5000 年かかっており、国家の成立にはさまざまな段階と形態がある。したがって、こうした点を無視して人類の暴力の変化を時系列的に調べるのは無意味である。そうは言っても、暴力の人類史にとって国家(いわゆる「リヴァイアサン」)の成立はやはり重要な境界で



内なる悪魔

プレデーション (捕食) ドミナンス (支配・優位) リベンジ (報復・復讐) サディズム イデオロギー	ある目的のための手段、破滅的動機はなし ライバルに対して優位を得たいという欲求 受けた危害を同じように仕返す欲求 傷つけることそのものの喜びの欲求 さまざまな動機を一つの教義に集約し、そこに 他人を巻き込んで目標を遂げようとする欲求				
エンパシー (共感) セルフコントロール (自己制御) 道徳とタブー 理性	他者が考えていることを考え、感じていることを感じる 自己抑制 規範やタブーとして流布している道徳的信念 合理的思考				
暴力減少のメカニズム					
リヴァイアサン 通商 女性化 コスモポリタニズム 理性の向上	 ⇒ 平和化のプロセス、文明化のプロセス ⇒ 文明化のプロセス、長い平和、新しい平和 ⇒ 栄光を低く評価/モラル ⇒ 人道主義革命、権利革命 ⇒ 人道主義革命、権利革命、長い平和、新しい平和 				
	(ピンカー『暴力の人類史 (上・下)」を基にして著者作成)				

はある。

それを明らかにするためには非国家社会における暴力の研究が重要である。現代の狩猟採集民は先史時代の社会を垣間見させてくれる存在であり、比較の基準点となりうるからである。だが、近年までそれは極めて「政治化」されていた。先住民は「野蛮人」とみなされる反面、文明社会での戦闘とは異なり、先住民の戦いは儀式的・象徴的なものとみなされていた。人種主義的偏見から、また偏見が弱まって以降も、無文字社会における暴力の発生率についてあからさまに語ることは憚られてきた。こうした理由で、現代の戦争に比べれば、部族間の戦いのほうがずっと実害は少ないはずだ、一人が倒れると戦闘はすぐに止むのだという一般的な印象が形成された。それに対して、非国家社会における暴力の定量的(交戦頻度や損害の程度)検証が始まるのは20世紀末以降である。ピンカーが依拠するのはこうした研

究である。

原始的な交戦での実際の死者数についての研究から、一回の戦闘による損害が小さいのは見かけにすぎず、結果的に死亡率はかなり高いと推測されるようになった。また、二種類の交戦のタイプ - 戦闘と襲撃 - が区別されていないという問題が認識されるようになった。大量の死者を出すのは戦闘ではなく襲撃である。男たちの集団が行う奇襲・待ち伏せ・裏切りなど、相手が防御態勢を取れない状態での攻撃である。いずれも攻撃側は低い損害リスクで戦果を挙げることができる。こうした襲撃は、隣りの群れと戦うチンパンジーでも観察されているし、狩猟採集民の小集団でも報告されている。そして、狩猟採集集団が相手を襲撃する主たる目的は、生存資源の確保、自らの安全、復讐である。

だが、非国家社会における暴力の発生率の定量的算出にはさまざまな困難がある。「暴力」 の資料・指標・指標に基づく量を算出と比較が難しいのである。資料としては、民族誌研究 者による民族の人口統計データと考古学者による法医学的研究 (死者のなかでの暴力死者数 を数える) が用いられている。死者の絶対数から見れば、国家社会のほうが暴力死者数は多 いが、もとになる人口が増加しているのだから比率 (暴力の被害者となる確率) を重視すべ きである。この場合にも、(1) 暴力死者数/死者全体数 (他人の手によって死ぬ人の割合) と (2) 戦闘における死者数/生きている者全体数という二つの算出方法がある。(1) について は、大きな境界は統治機構を持たない集団・部族社会と統治機構を持つ国家との間にある。 データには大雑把な数字も含まれているが、「いくつかの要素を一定にして比較すると、文 明社会の人間が暴力死を遂げる確率は狩猟採集社会の1/5」という結果が得られている。(2) については、暴力死数を総人口から算出し、比率 (10万人当たりの人数)を求める。そうし た研究によれば、国家社会では伝統的集団や部族社会に比べて、はるかに暴力の度合いが小 さく、現代における欧米諸国の戦争による死亡率は、最も戦争で荒廃した時代でさえ、非国 家社会の平均のおよそ 1/4、最も暴力的な社会の 1/10 以下であるという結果が出ている。つ まり、都市や統治機構をもつ農業社会への移行によって、日常的な襲撃や争い、暴力的な死 を遂げる人の数 (比率) は 1/5 程度にまで低下したと推測されるのである。これが「平和化の プロセス」である。

このような研究結果に基づくならば、統治機構を持たない社会の住民と国家社会の住民とでは、前者が後者に比して平和的な人々であるという通念に疑問が生じる。農耕文明と国家の成立以降に暴力が増加したというよりは、その成立によって暴力の危険は減少したと見ることができるというのである。

リヴァイアサンと文明への不満

ここでピンカーは、ホッブスの『リヴァイアサン』から有名な文言を引用する。「彼らすべてを威圧しておく共通の権力なしに生活しているときには、戦争と呼ばれる状態にあり」、そうした「自然状態」では「継続的な恐怖と暴力による死の危険」のなかで生活している。

それであるからわれわれは、人間の本性のなかに、三つの主要な争いの原因を見出

す。第一は競争、第二は不信、第三は誇りである。第一は、人びとに利得を求めて侵入を行わせ、第二は安全を求めて、第三は評判を求めてそうさせる。第一は自分たちを他の人びとの人格、妻子、家畜の支配者とするために暴力を使用し、第二は自分たちを防衛するために、第三は言葉や笑い、違った意見など、自分たちを過小評価していることを示す些細なことのために、それらが直接に彼らの人格に向けられたか、間接に彼らの親戚、友人、国民、職業、名称に向けられたかを問わず、暴力を使用するのだ。(ホッブス『リヴァイアサン』、水田洋訳、岩波文庫、1992、158 頁)

ホッブスが描くところの仮想的な自然状態がそのまま人類史の国家以前の社会に当てはまるわけではない。しかし、争いの主要な三つの原因となる欲望は、狩猟採集集団の襲撃の目的と一致し、「内なる悪魔」のメンバーでもある。利得を求める略奪的攻撃、安全を求める先制攻撃、評判を求める報復攻撃である。ただしピンカーは、非国家社会で生活する人々は自分の親族や仲間と広範囲にわたって協力しており、その人生は「孤独」ではなく、「つらく残酷」なのは時たまであり、また必ずしも「貧しい」わけではないと指摘する。ホッブスの指摘は、暴力と攻撃の目的については(国家社会/非国家社会を問わず)正しいが、生活については誤っているというのである。

むしろ、狩猟採集生活から農耕と都市での集団生活への移行は、最初の人々にとってはかなりの負担であったとする。農耕生活への移行は、食糧生産が人口増加に追いつかないという「マルサスの罠」に陥ったことが原因ではないかと推測される。比喩的に言えば、「エデンの園」での生活は悪くはなかったが、つねに日常的に襲撃されて殺される危険があった。そこを追放されて以降は「額に汗を流してパンを得」、都市に集住するようになり、殺される危険は減少したが、以前とは別の危険にさらされることになった。初期の国家においては神権的で専制的な法が日々の生活を支配し、神への冒涜や戒律・法への不服従への刑罰という残忍な平和が登場したのである。したがって、リヴァイアサンは、ひとつの問題を解決できたものの、別の問題を作り出した。殺人や襲撃の犠牲になる確率は小さくなったが、その反面、人々は暴君や聖職者や政治家による抑圧的な支配の下に置かれるようになった。「平和化」のもう一つの顔は政府による絶対的支配の押し付けである。ピンカーは、リヴァイアサンが生み出したこの新しい問題の克服が次の「文明化のプロセス」以降の課題となるとする。この点は今日まで続く政治権力の制度的暴力・措置的暴力や「法の暴力」へとつながる問題である(太田 2010 参照)。

したがって、ピンカーの主張を認めるならば、たしかに「農業文明と国家の成立が暴力の 増大の最大の要因」という言い方だけでは、文明成立期においてヴァイアサンのもったであ ろう平和化機能が見えにくくなるのは確かである。 研究ノート 『総合人間学』第 17 巻

3.『善と悪のパラドックス』について

攻撃の二元性とその進化

人間の暴力あるいは攻撃性についてはホッブスと正反対な見方をするのがルソーである。どちらも社会契約論の提唱者だが、人間本性についての見方は対極的である。ホッブスは、人間は自然的に攻撃的であり、社会によって文明化されたとする。それに対してルソーは、人間は自然に平和的であるが、社会によって堕落したとする。これについては『考察』第3節でも検討されている。社会契約論を離れて言えば、ダーウィンの進化論以前もそれ以降も、このふたつが人間の攻撃性をめぐるステロタイプな説だった。しかし、両者が対立するように見えるのは、攻撃性を一元的なカテゴリーで捉えるからである。そもそも攻撃性が二元的であるとすれば、両者は相補的な説と考えることができる。ランガムはこの点を視野に入れて、人間における攻撃性の進化論的起源を探ろうとする③。

攻撃は動物に広く見られる行動であるが、通常は刺激に対する反応のような衝動的な行動が攻撃と捉えられている。それに対して、さまざまな分野での攻撃の型を統合する概念として「反応的」(reactive)と「能動的」(proactive)が用いられている(4)。「反応的攻撃」とは、外からの刺激に対して怒りの感情を伴い、何らかの攻撃行動をとるタイプである。それに対して「能動的攻撃」とは、目的を達成する指向し、あるいはその意図をもって何らかの攻撃行動を道具として使用し、必ずしも怒りの感情を伴わないタイプである。人間では無視や仲間外れなど「関係的攻撃」も後者に含められる場合が多い。

攻撃性の二元性概念は、さまざま状況で見られる行動の違い、ラット、マウス、ネコにおける能動的攻撃と反応的攻撃の間の並行した神経生物学的違い、および人間における能動的攻撃と攻撃的攻撃の神経支配の違いに関する多くの証拠に基づいている。能動的攻撃の根底にあるメカニズムは反応的攻撃の場合と同様に進化的に保守的であり、人間の能動的攻撃はラットや(摂食攻撃に関して)ネコの場合と同じような神経支配によると推測されている。反応的攻撃とは異なる経路が能動的攻撃に存在すると考えられるのである。

反応的攻撃性と能動的攻撃性は別々の生物学的カテゴリーであるという認識は、両者が別の進化の軌跡をたどった可能性を示唆する。それを明らかにするために、ヒトに最近縁の類人猿であるチンパンジーとボノボ、および民族誌に記録された移動狩猟採集民の行動パターンと比較する必要がある。チンパンジー・ボノボ・ヒトの攻撃性のパターンには類似点もあれば相違点もある (cf. Hare and Wrangham 2017)。

チンパンジーは、オスの連合が食餌を目的とせずに自分たちの縄張りの境界地域に移動し、近隣の群れのメンバーを奇襲するという能動的攻撃を行う。この行動は頻繁に行われ、そのような行動が確認されていない他のヒト以外の霊長類の群れ間攻撃で報告されている死亡率よりも有意に高い死亡率をもたらす。人間も集団間の攻撃で同様に高い(またはより高い)死亡率が記録されている霊長類である。狩猟採集民では敵対的集団間の対戦は戦闘ではなく、主に計画された襲撃と待ち伏せである。したがって、これらの社会における致命的暴

力は能動的攻撃の結果であることが多い。対照的に、ボノボでは群れ同士の殺害につながる 能動的攻撃は観察されておらず、同種に対する能動的攻撃の他の証拠も報告されていない。 チンパンジーとは異なり、ボノボの暴力的な子殺しの報告はない。したがって、同種に対す る能動的攻撃は、ボノボよりもチンパンジーと人間ではるかに一般的である。

反応的攻撃の状況は異なる。この場合、チンパンジーとボノボはどちらも人間よりも高い攻撃性を示す。チンパンジーでは、反応的攻撃性は、配偶者・食物・優位性をめぐる自然な競争によって引き起こされる二者の戦いで日常的に登場する。チンパンジーと比較してボノボでは攻撃性の程度は大幅に低い。しかし、程度ではなく攻撃の頻度についてみれば、種差はそれほど顕著ではない。長期にわたる野外調査では、野生のオスのボノボの攻撃性はオスのチンパンジーの半分程度、メスのボノボはメスのチンパンジーよりも高い割合で攻撃的である。チンパンジーとボノボの両方と比較して、小規模な人間社会での闘争の頻度は、特別な社会的状況を除けば、非常に低いことが報告されている。人間にしばしば起こる異性間の暴力でさえ、人間の反応的攻撃の規模が比較的低い。

三者を比較すると、人間はチンパンジーと同様に、ボノボよりも能動的攻撃する傾向がある。しかし、ヒトはボノボと共通して、チンパンジーよりも反応性攻撃の傾向は低い。これらのパターンの分布は、共通の祖先からのチンパンジー・ボノボ・ホモの進化の間に、約600万から1000万年前に、反応的攻撃性と能動的攻撃性の両方の傾向が変化したことを意味する。最後の共通祖先の表現型は不明であるために議論の余地はあるが、チンパンジーが最後の共通祖先の有効なモデルだとすると、ホモでは反応的攻撃性が低下し、ボノボでは能動的攻撃性が低下するという二つの変化があったと考えられる。

そうすると、なぜ人間では反応的攻撃性が抑制され、能動的攻撃性が高度化したのかの説明が求められる。ランガムがそのフレームワークとするのは「自己家畜化仮説」である。

自己家畜化仮説

「家畜」とは「生存または利益のために人間に囚われ、繁殖・活動範囲・餌の供給を人間にコントロールされながら飼育されている動物」であり、人間が野生の動物をそのようにすることが「家畜化」(domestication)と呼ばれる。しかし、いまのコンテクストで「家畜化」とは、既に家畜となっている動物が共通にもつ遺伝的に人間に対して従順であるという行動特性、感情的反応の低さを示す概念である。18世紀ドイツの生物学者ブルーメンバッハは、家畜化とは「遺伝的適応の結果として従順になること」とし、その後の文化人類学者たちもこの意味で「家畜化」を用いてきた。「自己家畜化」(self-domestication)とは、このプロセスが「ある種のなかで、他の種に促されることなく、反応的攻撃性が低下すること(≒従順性が上昇すること)」である。

攻撃性などタイプの行動はさまざまな状況で安定しているだけでなく、他のタイプの行動と相関して変化することがあり、この相関はそうした行動が協調して進化したことを示唆する。また、家畜化された動物では、行動 (攻撃性の低下、恐怖反応の低下、攻撃性と関係し

ない頻繁な生殖周期など)、形態 (体色、顔面短縮、頭蓋形、歯列、耳、頭蓋容量など)、生理 (視床下部・下垂体・副腎 (HPA) 軸の反応性低下など)、認知 (問題解決能力) が相関して変化 するという特徴 (「家畜化症候群」) が見られる。

旧ソ連の遺伝学者ベリャーエフは、シルバーフォックスの交配実験から、自己家畜化症候群の各形質が直接選択されるのではなく、低い攻撃性に対する選択と相関する副産物として出現することを先駆的に示した。この研究に触発されて、ヘアやランガムらは、チンパンジーとボノボの身体的・行動的の相違についての包括的な説明として「自己家畜化仮説」(self-domestication hypothesis)を提案した (Hare2012, ヘア・ウッズ 2022)。ボノボとチンパンジーは近縁種であり、形態を比較すると、解剖学的にボノボがチンパンジーに対して派生的であるが、攻撃性には顕著な違いがある。そこからヘアらは、ボノボが自己家畜化されているとした。この仮説によれば、ボノボは今よりもチンパンジー寄りの状態を出発点として、従順性の高いものが自然選択されてきたことになる。その淘汰圧としては、居住地域(コンゴ川両岸)の違いによる摂食競争の緩さを想定した。

ホモ・サピエンスにおける反応的攻撃性低下のシナリオ

ランガムは、反応的攻撃性でホモ・サピエンスはチンパンジーよりもボノボと類似しているとし、ホモ・サピエンスにも自己家畜化仮説が適用できるのではないかとする。問題はそれを説明しうる淘汰圧が何かである。複数の仮説 (5) を検討したうえで、ランガムは「言語に基づく共謀」(language based conspiracy) という仮説を採用する。

ランガムは次のようなシナリオを用意する。

過去 30 万年のホモ・サピエンスの家畜化の特徴にもとづくと、オスの反応的攻撃性に対する最初の淘汰が生じた種は更新世中期のホモ (=ホモ・サピエンスの祖先) は多数のメスと多数のオスが暮らす社会集団をつくり、多くの霊長類に典型的な支配ヒエラルキーをもっていた。そこには、一対一の闘争で下位ランクのオスたちを身体的に打ち負かすことで自分の地位を獲得するアルファオスが存在した。このアルファはすべてのメスに優越し、他のオスよりも高度な適応を達成していた。

ボノボは多くの霊長類に典型的な支配とエラルキーの例外である。ボノボにもアルファオスはいるが、その地位は単独で戦う能力よりも母親の支援によって獲得するのが普通であり、アルファメスに優越するわけでもない。これはボノボが自己家畜化されているとすれば説明できる。人間もまた例外の典型である。人間の間では、オスが優位ではあるが、アルファオスがグループ内の他のすべてのオスを一対一で打ち破って自分の地位を獲得することはない。人間の場合、オス優位の平等主義的ヒエラルキーは二つのタイプに分かれる。ひとつは、あるオス個体が選好された資源を優先的に獲得するのを他の個体たちが連合して阻止するタイプである。これは「逆支配階級性」あるいは「反支配階級性」と呼ばれ、移動狩猟採集民や小規模採集民に見いだせる。もうひとつは、一人のリーダーが認められるタイプである。このリーダーは社会的ルール、合意、暴力などを用いて自分の地位を獲得する。霊長

類の典型的なヒエラルキーシステムとの決定的な違いは、いずれにしてもリーダーになるメカニズムでは個々の戦闘力ではなく連合の力が関与することである。

ただし、更新世中期のホモにおける霊長類に典型的な支配システムを仮定すると、オスの 反応的攻撃性の傾向の減少を説明するためには二つの課題がある。第一に、最も強力な男が 資源へのアクセスを支配して最大適応を果たすことができなかったことを説明すること。第 二に、家畜化症候群を示す霊長類はホモサピエンスだけであるため、反応的攻撃性に対する 淘汰の説明はホモサピエンスだけに適用できなくてはならないことである。

この条件について、ランガムは、クリストファー・ボームらの仮説(「処刑仮説」)を援用する(cf. ボーム 2014)。この仮説によれば、典型的な霊長類のアルファオス優位から移動狩猟採集民の男たちの平等主義的ヒエラルキーへの移行は、下位のオスたちが連合を形成してアルファオスを支配することに依存している。その根拠としては、小規模社会で平等主義を維持する平準化メカニズムに関する豊富な記録が挙げられている。現代のホモサピエンスの間でさえ、男は時折、集団を支配するために自分の戦闘能力を使用しようとする。そのようにボスのように振る舞う者は、他の男たちによって嘲笑・批判・追放などの統制を受けることがあり、さらに抵抗する場合には彼らの共謀によって処刑される可能性がある。更新世のアルファオスたちが十分な数だけ処刑されたのだとすれば、それは副次的に反応的攻撃性の淘汰につながったと推測される。

処刑仮説の重要な点は、処刑が能動的攻撃性を用いて計画されるということである。これは、実行者は反撃が本質的に不可能な状況で犠牲者の殺害を計画し、結果的に殺害者が負担するコストは低くなることを意味する (6)。計画的な処刑を実行する能力は、実行者たちが互いに明確な意図を共有することを前提する。それは認知心理学者トマセロのいう「参加者が心理状態を共有する協調的な意思疎通」の能力 —「共同志向性」(collective intentionality) — の一例である。これは人間に固有の能力である。チンパンジーは攻撃的であるが、意図の共有や計画はできない。そしてこの種の能力は洗練された形式の言語の存在が前提されている。

ランガムは、意図の共有による「連合」という契機を強調するために、「連合による能動的攻撃性」(coalitionary proactive aggression)という概念を用いる。複数の個人が組織的な暴力のために実行集団に加わり、自然発生的ではなく興奮状態にも関係ない計画的または意識的な行動に目的の達成を目指す行動である。

処刑の原型は、自らの権力に挑戦する者たちを反応的攻撃性を用いて支配しようとした男を挑戦者たちがと(連合による能動的攻撃性によって)共謀して殺害することである。武器使用はそれを副次的に促進したと考えられる。二つのタイプの攻撃性の神経生物学的メカニズムは異なるのだから、アルファオスが選択的に処刑されたとすると、能動的攻撃性は高いままに保たれた可能性がある一方で、反応的攻撃性は進化の過程で低下したと考えられる。このシナリオは、すべての大陸の移動狩猟採集民の間で死刑が記録されていること、および一般的に攻撃的なはみ出し者が処刑対象になるという事実によって裏付けられる。さらにランガムはボームらに拠りつつ、処刑の圧倒的な力がはみ出し者と見なされる危険を最小化する

研究ノート 『総合人間学』第 17 巻

個人が進化上有利になったとして、「善悪を心得るものが生き延びる」というかたちで人間 の道徳性を促進したと推測している。このように、連合による能動的攻撃性の圧倒的な力は ヒトを温厚で寛大な種としたが、同時に暴力的で独裁的な種にもしたのである。

4. 考察

上述の論点 (a)(b)(c)(d) について若干の考察を加えよう。

論点 (d) について:小林も人類史における「暴力統制」の歴史とその方法を論じている (『考察』第14節)。暴力統制の方法は、原始社会には信仰と結びついた供犠(これも一種の 処刑とみなせよう)であったが、それ以降の文明社会ではこれに替わる方法が求められてき た。ここは時期的に「平和化のプロセス」の一部に対応する。さらに「近代に至る変動の遠 望」として、古代人も徐々に内外の暴力=闘争に対する法制度的対応を準備し、暴力への抑 制に向かう思想と法制を育んできたことを述べる。これは「平和化のプロセス」の一部であ るが、行儀・作法の変化ではなく、もっぱら思想の問題として取り上げられている。それに 続く「近=現代への道」は「人道主義革命」に対応する。市民の政治参加による支配構造の 変革、国際法秩序の進展、立憲主義に基づく法の支配と人権保障の原理である。しかし、そ れ以降についての両者は異なる。小林は近=現代におけるトータルな闘争と暴力に目を向け、 「第二次世界大戦は、これらの累積の揚句に生じた、暴力の爆発であった」とする。それに 対してピンカーは、そうではあっても、第二次世界大戦は量的には小さな特異点であり、減 少トレンドに大きな変化はないとする。その後の時期についての認識がだいぶ異なる。小林 は、「現代という大転換期」では、一方で技術革新によって暴力も質・量ともに増大し、人類 の生活を脅かすまでに至っているが、他方で「平和」の陰に隠れた「構造的暴力」が認識さ れるようになったとする。ピンカーはこうした点には触れず、むしろ直接的暴力の抑制を念 頭において「長い平和」「新しい平和」「権利革命」にポジティブな方向を見ている。この点 での一致は必ずしも求めるべきものではないだろう。むしろ、第二次世界大戦の評価を除け ば、暴力抑制に向けて人類の努力が継続してきたという点では一致していると見ることがで きる。第二次世界大戦後は、矛盾を含みつつも、一定の「平和」が継続してきたことは小林 も認めるのではなかろうか。

論点 (a)(b) について:問題は、何を「戦争」とするかである。ピンカー (やランガム) が参照する国家以前の小規模社会での争いを「戦争」と呼ばないのであれば、小林の指摘通り、文明社会以前には「戦争」はなかった。しかし、そうした争いはチンパンジーの集団間攻撃と比べれば複雑ではあるが、発動のパターンに大差ない。こうした争いとわれわれが通常イメージするような戦争を区別して、ランガムは前者を「単純な戦争」、後者を「複雑な戦争」と呼ぶ。どちらも人間の「連合による能動的攻撃性」の発現であるが、組織化の仕方が異なる。男たちが平等な関係にある社会では、戦争は単純なものだけになる。男たちはほぼ皆が戦士だが、階級制度はなく、他集団との争いが生じると、戦士たちは奇襲攻撃を計画を相談するが、攻撃への参加は強制されない。それに対して、複雑な戦争は政治指導者がいる社会

で生じ、戦争の方針を決定して命令する「指揮者」とそれに従う「兵士」という二種類の当事者が関与する。ここにも連合による能動的攻撃性の要素が含まれ、奇襲という攻撃パターンが用いられる。単純な戦争との決定的な違いは、複雑な戦争では、兵士には参加するか否かの選択ができないことである。組織化の仕組みと程度が決定的に異なるのである。

この組織化を行うのは基本的にリヴァイアサンである。とすると、リヴァイアサンの成立は「平和化のプロセス」とともに「残忍な平和」をもたらしたと言うとき、「残忍な平和」には戦争の組織化=複雑化も含まれると見るべきであろう。小林は「文明は、暴力に対して促進と抑制の、相反的な作用を営んできた」(『考察』242)ことを明確に指摘している。ただ、文明とともに人間の欲望・富の蓄積・技術の進歩などによって暴力が「成長」してきたが、他面ではマナーや規範を発達させることで抑制を図ってきたとの立場である。だが、組織化という契機を含めてはじめて、文明以前と比較しての文明による暴力の「成長」が明確にとらえられるのではなかろうか。

論点 (b)(c) について:攻撃性の二元性についてのランガムの議論には広い射程がある。まず、人間が本性についてのホッブス説とルソー説の対立は、それぞれ能動的攻撃性と反応的攻撃性について述べているとすれば解消することになる。

また、攻撃性の二元的区分は新しいものではなく、むしろ小林が言及しなかったことのほうが不思議である。もしこれを取り入れるならば、暴力の「現実」(第二部) や「実相」(第三部)、特に戦争や殺人などについてはもう少し違う形で記述されたように思われる (の)。

さらに、ランガムの説明の大部分が仮説にどとまる点 (フランシス 2019 参照) には注意が必要だが、その核心部分が「自己家畜化仮説」と「言語に基づく共謀仮説」にあることは、総合人間学の立場からは格段に興味深い。

「自己家畜化仮説」については、本学会元会長・小原秀雄の「自己家畜化論」を想起する必要がある。小原において「ヒトの自己家畜化」とは、人間自身が作り出したモノ(人為的環境変化)に対する適応という意味である。ここで「モノ」とは、「道具などの物質的産物のみならず、言語などを含む非物質的な「精神文化」をも含んだ総体的な人間的世界」」(総合人間学会 KW 委員会 2021)である。それに対して、ランガムでは、ホモサピエンスにおける反応的攻撃性の抑制というシナリオのなかではあるが、「共有意図性」のような社会的知性の役割を人間進化において決定的に重視するものと考えられている。両説の比較・検討を必要とする。

「言語を基づく共謀説」の「共謀」に示されているように、言語 (やコミュニケーションの能力)は「道具」と同様に二面性をもつ。言語やコミュニケーションは生存のために集団を形成し、意志を疎通するために用いられるが、同時にそれは集団の内外を味方/敵と区別し、集団内部を一体化し、外の集団に対して結束して攻撃することも可能にする。敵味方の区別では、しばしば双方で敵の「非人間化」がなされる。これに対するヘアの指摘 (2022:227) 一「自己家畜化仮説」からすると「「他者」を非人間化する能力は全人類に共通するものであり、あらゆる政治勢力が非人間化を行う能力があると予測される」 - にも注意しておきたい。

2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵攻を鑑みると、ピンカーやランガムの指摘は理解しやすい。主権国家の指導者が自らのイデオロギーで国民を主導し、組織化された軍隊と現代化された兵器を用いて、「特別軍事作戦」という奇襲によって戦争を開始したのである。この指導者の心底にはドミナンスやリベンジなどの欲求も蠢いていそうである。対立陣営から攻撃されかもしれないという恐怖もあるだろう。しかし、決して単純な反応的攻撃性ではなく、まさに計画された連合による能動的攻撃性の発揮と見るべきであろう。

暴力を好む人間、あるいは好むと公言する人間などまずいない。それにもかかわらず、あまたの暴力がこの世に存在することは現実である。暴力の考察や研究のもとにあるのは、思想的課題の追求というよりは、むしろ人間のこうした現実のあり方への苦い思いである。

ピンカーは、人間は「内なる悪魔と善なる天使」を心理的に抱え込んだ存在と見る。ランガムは、人間の本性は「生まれつき乱暴」と「生まれつき平和」とが組み合わさって進化してきた「キメラ」であるという。(ランガム 2020:356)。小林は、人間は「動物性と精神性の両界に跨がり、…"天使と悪魔"の中間にあって、"善と悪"の両面を可能態として分有する矛盾的な存在」(『考察』12)とする。総合人間学は、三者が共通して言うように、「悪魔と天使」と表象される「矛盾を含んだ中間的存在者」としての人間を探求するのである。

注

- (1) 小論は、総合人間学会第 16 回研究大会 一般研究発表 C 会場 (2022.06.26、オンライン開催) で同じタイトルで発表した内容がもとになっている。
- (2) この問題がまったく視野に入っていないわけではない。山極 (2007) に言及し、人間独特の社会形成の観点から「言語の出現と土地所有」に加えて、人間のアイデンティティ要求が集団闘争の原因になったという説を評価すると同時に、そこでは技術と規範の問題への考察が希薄であると指摘している (『考察』90-91)。
- (3) 以下の叙述は主にランガム (2020) に基づくが、さらにその論点が明確に示されている Wrangham (2017, 2019) も参考にした。
- (4) この二分法の名称は専門分野によって多少異なっている。反応的攻撃性は衝動的・情動的・敵対的・防御的・感情的・熱いなどと、能動的攻撃性は道具的・捕食的・攻勢的・コントロールされた・冷たいなどと表現される。精神医学と動物行動学では捕食的と情緒的(防御的)が、司法分野では計画(予謀)的(premedial)と衝動的(impulsive)が使われる。
- (5) ①遺伝子の群淘汰。②群構造化された文化選択による淘汰、③メスの配偶者選択による社会的淘汰、④協同作業パートナーの選択による社会的淘汰、⑤自己コントロール、⑥協同の子育て、⑦人口密度、⑧致死的武器の使用、⑨言語に基づく共謀、という九つの仮説である (Wrangham 2019)。
- (6) ランガムも指摘するように、古代ローマにおいて (王になろうとした) カエサル (ジュリアス・シーザー) を元老院議員たちが共謀して暗殺したケースが分かりやすい例である。
- (7) 例えば、単純殺人と計画殺人では、通常、後者のほうが重大だと見られる。日本の旧刑法における 故殺と謀殺、英米法における"murder"と"manslaughter"との区別である。現行刑法は、犯罪類 型として「故意犯」と「過失犯」とを厳格に区別するので、人を殺した場合には「殺人罪」か「過 失致死罪」で起訴・処罰される。また、サイコパスによる暴力は「クール」であり、能動的攻撃性 にもとづくものが多いとされる。

参考文献

大淵憲一(1993)『人を傷つける心 - 攻撃性の社会心理学』, サイエンス社.

- -----(2011) 『新版 人を傷つける心 攻撃性の社会心理学』,サイエンス社.
- 太田明 (2010)「暴力概念のひろがり 肉体的苦痛と包摂/排除のあいだ —」, 海老澤善一他編著『続 人はなぜ暴力をふるうのか』, 梓出版社, 39–73 頁.
- 小林直樹 (2011)『暴力の人間学的考察』, 岩波書店.
- 総合人間学会設立発起人 (2006)「総合人間学会設立趣旨」,
 - (http://synthetic-anthropology.org/?page_id=2).
- 総合人間学会 KW 委員会編 (2021)「事例 2「自己家畜化論」」, (http:
 - //synthetic-anthropology.org/blog/wp-content/uploads/2021/08/KW2021.pdf).
- ピンカー, スティーブン (2015)『暴力の人類史 (上・下)』,青土社,幾島幸子・塩原通緒訳 (The Better Angels of Our Nature: Why Violence Has Declined, Viking Adult, 2011.).
- フランシス, リチャード・C (2019)『家畜化という進化 人間はいかに動物を変えたか』, 白揚社, 西尾香苗訳 (*Domesticated: Evolution in a Man-Made World*, W. W. Norton & Company, 2017.).
- ヘア, ブライアン・ウッズ, ヴァネッサ (2022)『ヒトは〈家畜化〉して進化した 私たちはなぜ寛容で 残酷な生き物になったのか』,白揚社,藤原多伽夫訳 (*Survival of the Friendliest*, Random House, Pantheon, 2020.).
- ボーム, クリストファー (2014) 『モラルの起源 道徳、良心、利他行動はどのように進化したのか』, 白揚社, 斉藤隆央訳 (*Moral Origins: The Evolution of Virtue, Altruism, and Shame*, Basic Books, 2012.).
- 山極寿一(2007)『暴力はどこからきたか 人間性の起源を探る』, 日本放送出版協会.
- ランガム, リチャード (2020) 『善と悪のパラドックス』, NTT 出版, 依田卓巳訳 (The Goodness Paradox: The Strange Relationship Between Virtue and Violence in Human Evolution, 2019).
- Hare, Brian and Richard Wrangham (2017) "Equal, Similar, but Different: Convergent Bonobos and Conserved Chimpanzees," in M. N. Muller, D. R. Pilbeam, R. W. Wrangham ed. *Chimpanzees* and Human Evolution, Belknap Press of Harvard University Press. pp.142-173, DOI: https://doi.org/10.4159/9780674982642-003.
- Hare, Brian, Victoria Wobber, and Richard Wrangham (2012) "The Self-domestication Hypothesis: Evolution of Bonobo Psychology is due to Selection against Aggression," *Animal Behaviour*, Vol.83, pp.573-585, DOI: https://doi.org/10.1016/j.anbehav.2011.12.007.
- Wrangham, Richard (2017) "Two types of aggression in human evolution," *PNAS*, Vol.115, No.2, pp. 245-253, DOI:https://doi.org/10.1073/pnas.1713611115.
- ————(2019) "Hypotheses for the Evolution of Reduced Reactive Aggression in the Context of Human Self-Domestication," *Frontiers in Psychology*, Vol.20, pp. 1-11, Augst, DOI: https://doi.org/10.3389/fpsyg.2019.01914

[おおた あきら/玉川大学/哲学教育]

人新世におけるヒトの大加速化、文化進化、 自己家畜化に関する一考察 - 総合人間学の構築に向けて(4) —

A Study on the Great Acceleration of Humans, Cultural Evolution, and Self-domestication in the Anthropocene

— Toward the Construction of a Synthetic Anthropological Science (4) —

古沢 広祐 FURUSAWA, Koyu

はじめに

人間とは何か、とらえ難い存在の全体像にアプローチするための一考察を試みてきた(試論)。大きくは宇宙的な視野で、時間・空間軸での私たち人間の存在を、簡略に把握するために3層構造として描いた(古沢 2018)。簡単に整理し直すと、①宇宙・生物的存在(いわゆる客観的世界)、②人間集団としての構成体(独自の秩序形成、社会・経済・政治・文化)としての存在、③私としての存在(独自の主観的世界に生きつつ共同主観的世界を共有しあう唯一無二な存在)、とまとめることができる。

この三層構造によって俯瞰できる人間存在の在り様をわかりやすく図解し、人間とは何かを問うための手がかりにしたい。また三層についての相互関係とくに結節点を考えることが重要であり、今回はとくに、人新世という時代の把握のしかたとともに現生人類(ホモ・サピエンス)の進化プロセスの促進要因について論じる。文化進化に先駆けてのドメスティケーション(家畜・栽培化)の意義とともに、そこに内在する相補的関係性のダイナミズムについて考察する。

1.「人新世」という時代をどう考えるか

(1) 新たに時代設定する背景

最近の気候異変は、世界各地で深刻な熱波や干ばつ、乾燥化がおきる一方で、大雨と土砂災害、大洪水の被害が起きており、近年とみに自然災害が多発している。2022 年夏の南欧、フランスから英国までに及んだ記録的熱波は、多数の熱中症死、山火事と関連火災など予想外の甚大な被害をもたらした。こうした気候危機的な事態は序の口にすぎず、その頻度と激しさは今後いっそう増大すると予想されている(IPCC 第6次評価報告書)。すでに産業革命期以降、地球の平均気温は1度C(Cはセルシウス度の単位名称、以下では省略)を越えて上昇してきており、今世紀中に最小でも1.5度~2度、対策が遅れると3度~4度の温度上

昇が見込まれる状況である。今でさえ甚大な被害に見舞われており、気候危機がもたらす未 来は私たちの想像を絶する世界になる可能性が危惧されている。

気候異変のみならず、もっと深刻な事態としては地球上の生物種の大量絶滅が進行中である。森林破壊や過剰開発、さらに気候異変も加わって自然生態系の異変、生物多様性の危機的事態が心配されている(IPBES 地球規模評価報告書)。近年多発する新型コロナを筆頭とする新興感染症も、その関連でおきている事態ではないかと懸念されている。それ以外にも、オゾン層の破壊、プラスチックや農薬をはじめとする人工合成化学物質の急増など、人間活動が地球環境に様々な場面で甚大な影響を及ぼしている。太陽系で唯一、生命に満ちあふれる地球だが、その地球の歴史をぬり変えるような事態がおきている。まさしく人間がそれを引きおこしている事態について、これを地質学上の新たな時代として"「人新世」と呼ぶべきだ"との科学者の発言から、この言葉が広く世界に普及した。正式な地質年代の名称とするか、その際にいつ頃を時代区分にするかなどは、複数の国際学術団体で議論が継続している(ヴァイバー 2018)。

地球史上の大異変が人類によって引き起こされる時代、この人新世という時代を私たちはどうのように受けとめたらよいか。人新世については、地球環境といった外なる環境異変だけではなく、もっと奥の深い一種の進化史的な変化という事態についても話題となっている。人間が引き起こしているインパクトは、環境の異変以上により大きな複合的変化の中で起きている現象なのである。それは大きくは現在の科学技術が総体として引き起こす変化として現れつつある。近年の科学技術の発展スピードは目覚ましく、それは人間自身をも大幅に改変してしまう恐れとして浮上している。たとえば、AI(人工知能)の急速な発展によって人間の能力自体が凌駕されていくような時代(シンギュラリティ)の到来が予想されている。さらには、生命科学の革命的な進歩によって、生命の設計図(DNA)を改変するゲノム編集技術、そして人工生命さえも創り出すことができる合成生物学が登場している。

それらは相互に複合して、将来的には AI やロボット技術と組み合わさったサイボーグの登場といった状況にもつながるような勢いである。人間の脳の神経回路を電子情報として写し取ってロボットにアップロードし、超人間的な存在(ポストヒューマン)の出現さえもが議論され出している。人新世の時代とは、将来的に人間自身を改変してしまうポストヒューマン、新人類の登場といったような、新時代をも予感させるものである(総合人間学会 2021年大会シンポジウム「人新世と AI の時代における人間と社会を問う」、同 2022年「ポストヒューマン時代が問う人間存在の揺らぎ」、『総合人間学 16』『総合人間学 17』参照)。

以下、さまざまな論点について、大きな視野から人新世の時代状況を論じていく。用語としては、ヒトは生物的存在を強調するときに使い、一般的には人間および広く人類という言葉を使っている。

(2) 地球史的な大変動、認識スケールを拡張して見えること

地質年代や生物の進化史という気の遠くなるような長い時間軸からみても、近年の人類活動の地球環境への影響は甚大なものになっている。冒頭でふれた気候変動の直接的影響のみ

ならず、地球システムの変調としては想定以上の事態が次々と明らかになっている。不可逆な一方通行に陥っていく事態、大規模な変化を招く転換点をティッピングポイント(tipping point)と呼び、気候変動においても懸念されている。影響が少しずつ蓄積して、ある時点を境に劇的な変化を起こす現象である。引き金になるとされる所としては、グリーンランドの氷床融解、シベリアの永久凍土の融解、南極氷床の融解、アマゾン森林破壊、サンゴ礁の消滅などが挙げられている。ティッピングポイントを越えると、事態は歯止めなくバランスを崩していくことになる。将棋倒し的な連鎖が延々と続いていく遠大なリスク状況が解明されつつあり、とくに海洋全体に影響が及んでいく変化速度は、数百年から千年近い単位で進行する事態である。その意味では、気候変動枠組み条約でのパリ協定の取り決め、2050年目途での温室効果ガス排出の実質ゼロ目標は、待ったなしの選択なのである。

私たちの日常生活での認知能力はきわめて限られたものである。気候変動などの問題は、 生活世界での実感だけでは大きな認識のズレを生じやすい。世界認識としては、私たちは言語と概念の拡張により、数学的な抽象世界による無限小から無限大までを想定した時空間認識を獲得しつつある。その抽象世界は理解しにくいため、比喩やアナロジー(類推)的な想像力の助けが必要になる。ここでは認識の拡張の理解について、簡単にふれておきたい。通常の認識をこえる事態が、目前で数十年、百年単位で起きているのだが、地球史的なスケールに当てはめると、どのように見えてくるのだろうか。

人間がどういった歩みの中で現在の状況にいるか、より大きなマクロ的視点から見てみよう。世紀(100年)単位で人類活動の歴史的な変化を見てみると、緩やかでなだらかな増大傾向にあったものが 20 世紀から 21 世紀にかけて大繁栄し、20 世紀における人口数だけみても 4 倍規模に急成長した。かつてアフリカを起源とした現生人類は、とてもゆっくりとした歩みのなかで、次第に各地に広がっていった(約5~10万年前)。その後、地球全域に生息域をひろげたヒトは、対立や融合をしながら地域的な諸文化や広域にまたがる諸文明を形成してきたのだった。15 世紀以降の大航海時代から、分散し多様化していた動きが新たに一体化の流れをつよめだし、とくに産業革命をへて急拡大過程に入り今日に至っている。とくに最近の 20 世紀以降の発展ぶりは目覚ましく、活動領域は地球のみならず、地球の生命圏を飛び出して宇宙にまで広がりつつある(図 1)。

他方、ヒトの大繁栄の反面では、地球の生物種の数多くが絶滅し、生物多様性が急速に減少している。長い地球の生命の歴史において、過去に 5 回の大量絶滅が起きていたことが知られているが、現在の人間活動により、かつてない規模での大量絶滅が引き起こされている。気候環境についても、時には全球凍結のような深刻な事態をへつつも、かなり安定した気温を維持することで生物世界の安定性を維持してきた。そこでの気候変動は、数万年単位ないしは数千年といったスケールでのゆっくりした変化だったものが、人類活動は数百年どころか数十年単位の大変動を引き起こしつつある。

人間活動のスケールは、実際の外的な活動面とともに、もう一方では内面的な意識ないし 認識面においても大きく拡張してきた。幾つかの図で示すと理解しやすい。歴史的なスケー ルについて、よく引用されるのが1年間に地球史を当てはめて、全貌を分かりやすく把握す

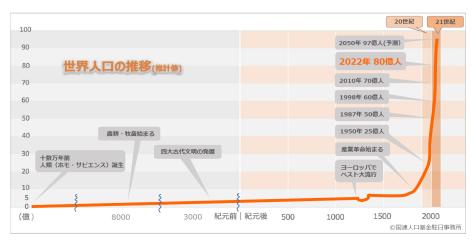


図 1: 世界人口推移グラフ

出典: 国連人口基金駐日事務所ホームページ (資料・統計) https://tokyo.unfpa.org/ja/more-publications

るのが宇宙(コズミック)カレンダーである。長い時間的な経過をへて、地球史上での生命進化の過程のなかでは、人類の登場は1年間のスケールの内では年末の12月31日の午後4時頃の出来事である。産業革命と化石資源(石炭)利用で近代化の幕開けをむかえたのは、なんと深夜11時59分過ぎという一瞬の出来事にすぎないのである(後述)。

(3) 人間存在を俯瞰できるイラスト図やメディア

そもそも宇宙という文字は、紀元前2世紀頃の書物『淮南子』(えなんじ:百科事典)によれば、宇は空間を、宙は時間を意味しており、時間と空間の世界を表現したものとされている。私たち人間の認識世界として宇宙が把握されるわけであるが、その全貌をわかりやすく一望できるように、時空間を大きな尺度で圧縮してイメージしてみたい。通常のスケール感を極端に圧縮して全貌を示したのが、図2である。歴史的時間を空間的なスケールのイメージに読み替えて、ぎゅっと凝縮させて示したのがこの図であり、すでに簡単な紹介は本論考シリーズの初回で示したものだが(古沢2018)、その内容を改めて解説しておこう。

まずそのスケール感を説明しておこう。私たち人間世界は、1 mm 単位のスケール世界で、それを 1 年として想定すると、人生(100 年の生活史)で 10 cm 規模、世界史のスケール(数百年~千年)では数 $10 \text{cm} \sim 1 \text{m}$ の規模での動態となる。人間の世界をはなれて、生物の進化史という巨大スケールでは、ホモ・サピエンスの出現(約 20 万年前)が 200 m ほど、哺乳類が地球上で繁栄してきたのは数 km 単位での動きとなる。さらに生命誕生までのスケールでは数百 Km から数千 Km 規模でおきていることになる。そして宇宙創成からの宇宙史的な時間スケールは、数千から数万 km の規模での世界で生じている出来事となる。

こうした時間・空間における私たち人間存在の在り様を、自分自身(自己)にも当てはめると中央の三角形の3層の上部で示すことができる。すなわち、①宇宙での生物的存在(いわゆる客観的世界)、②人間集団としての構成体(独自の秩序形成、社会・経済・政治・文化)としての存在、③私の存在(個別に主観的世界をもちつつ共同性を保持する認識存在、

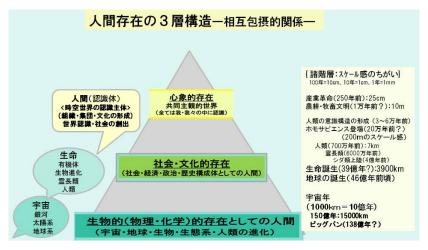


図 2: 人間存在の 3 層構造 - 相互包摂的関係 - (図は古沢作成) ©

共同主観的世界を生きる個的存在)という姿を、図として表現してみたものである。

このような三層構造の説明の補足として、図-の左側で外界世界を意識した図を付記し、右側の説明でスケール感を示すことで、中央の図での個としての人間存在が、歴史的重層性をもつ奥行きと立体感が感じられるように作成した。この図を見てわかるように、自分が知覚し意識している現実世界は、水面に浮かび出た氷山の一角のような表層でしかないこと、その奥底には宇宙的な関係性までもが潜在している存在であることを、あらためて俯瞰的にイメージできるのではなかろうか。

このような凝縮した表記は、通常は対数目盛として示されることが多い(数学的には 10 の累乗の表記がよく使われる)。実際に感覚的に、原子のミクロ世界から宇宙スケールの世界をパノラマ的に示すイメージ図としては「ウロボロスの図」(図 3)などがある。そのほか、体感として把握できる映像が、YouTube などに多くアップされている。興味ある方は、インターネット上で遠近感あふれるスペクタクル映像を体感できるので視聴していただきたい(1)。

同じように生物世界をパノラマ的に一望する図像としては、生命進化の歴史経過を織り込んで画像化した「生命の樹」(Tree of Life)の図があり、同様の関連動画などもある。一つの生命の種から、幾本もの枝分かれが無数に生じていく姿として描かれており(系統樹)、今日の多種多様な生物種が地球上にて産み出されてきた様子が活き活きとイメージできる。それは幾本もの無数の線として伸び、拡がっていく姿として、見事に視覚化されている。このパノラマ図(ポスター)は、学習用にネットでダウンロードできるがイメージ図をここに掲示する(図4)。中心から周辺への無数の経路線で繋がった生命世界が示されており、まさに曼荼羅(まんだら)の絵のごとくで、これを私的にエコロジー曼陀羅と呼ばせていただいている。

これらのパノラマ的な認識方法は、自分と世界を宇宙的な視野からとらえ直すことができることから、私たちを新たな自己=世界認識に導くものとなるのではないだろうか。これま

研究ノート 『総合人間学』第 17 巻

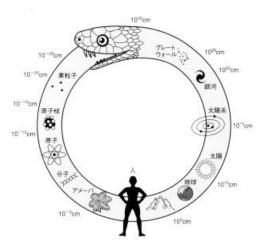


図 3: ウロボロスの蛇の図 出典:東京大学総合研究博物館/特別展 宇宙の創生とウロボロスの図

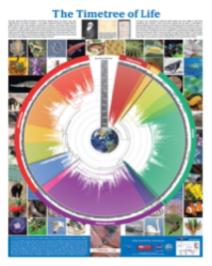


図 4: 生命の系統樹(Tree of Life) 出典:TimeTree5:The Timetree of Life

では、通常の認識の次元としては、大きな階層性の差異や巨大な落差があるために、なかなか認識しがたい世界であった。今日、人間は近現代に至る過程で、その階層性の落差を超えて想像するための手段(道具)として、数学や物理・化学、生物学などの自然科学、そして歴史学や哲学などの人文・社会科学を発展させてきた。従来は認識できなかった世界を、客観的に諸事実を解明する手続きを集積し蓄積して(学問体系)、世界そして宇宙までも把握する能力を構築しつつある。しかし、残念ながら諸学問の発展は個別分野での専門分化と細分化に傾斜しすぎて、なかなか総合的な把握にまでは至らない傾向にある。

世界を総体として把握するような試みは、かつては宗教的な世界における自己超越のような一種のメタ認知(個別の認識を超越した認知)によって行われてきた。そして、その後の近代では哲学や思想(世界観形成)として試みられてきた。それらは、どちらかと言えば諸社会での文化的蓄積(集団意識)から、ある種の観念世界の上に組み立てられたもので、なかなか普遍性や一般化しきれない性格をもっていた。しかし近代世界における科学的な世界観の躍進のもとで、あらためてより普遍的な世界認識として諸学問の再統合的な試みが近年行われ始めている。それは、「ビッグ・ヒストリー」や「グローバル・ヒストリー」など人類史を抜本的に再構成する動きや、世界的なベストセラーになった『サピエンス全史』(Y.ハラリ 2016)などに象徴される取り組みで、最近では放送大学での「大統合自然史」(2022年、全6回)などの試みがある②。

本稿も、そうした試みの一つとして、メタ認知的な試みの一例を示したものである。新しく再認識され始めたこのような世界認識は、極微の素粒子から極大の宇宙までを含めた人間存在を包み込む全体像に迫ろうとしている。生命そして人間存在を生み出すこの世界の在り方を、改めて認識し直そうとするこの試みは、何を意味するのだろうか。自分たちの存在について、このように奥深い世界認識を獲得しつつあるということは、いったい私たちにどう

いう意味をもち、その先にどんな展望をもたらすのだろうか。

現在、環境危機のみならず各種利害対立や民族・宗教・国家間の緊張までもが、世界で再び高まっている。今の世界がどのように成り立っているか、その全貌を把握しなおすことで、ともに生きる世界を再構築する手がかりとして、世界を刷新する可能性が拓けないだろうか。対立・敵対から共存・共生への関係を再構成する道すじ、繁栄と巨大リスクを合わせもつ人間世界の存在様式について、あらためて認識しなおすべき時代が到来していると思われる。

2. 人類の進化と環境変動のとらえ方

(1) 地球史での環境変動と生物進化

地球史的には、大きな周期で将来的には氷河期に向かうとの予想がある。それは時間的なスケールが異なるレベルでの変化の動きである。地質学や地球物理学の知見では、数万年という時間スケールで寒冷期と温暖期が定期的に繰り返していることが知られている。この気候変動は、地球にふりそそぐ太陽エネルギー量(日射量)の変動に起因すると考えられるが、変動の原因は複数の要因で起きており、大きくは2万~10万年での変動が観測されている。一つには、地球の自転軸の傾き、地球が太陽の周りを回る軌道における周期的な変動などによって生じており、その周期変動はミランコヴィッチ・サイクルと呼ばれている。ほかにも短い千年ぐらいのスケールの変動もあるが、それは火山活動など各種要因で日射量の変動が影響していたと考えられている。近年の気温上昇、温暖化の傾向は、自然要因での日射量の変動などではなく、大気中に増加する温室効果ガス濃度の増大が主因であることが明らかになってきた。様々な研究成果があるが、とくに過去の南極での氷のサンプル(アイスコア)解析によれば、当時の気温変動と大気中の二酸化濃度の変化が密接に関係していたことが示されている(中川 2017)。

以下、既述したスケール感を考慮した上での気候変動について概観しておきたい。地球史という遠大なスケールでの話としては、生物の大量絶滅と進化という大変動が過去に何度も起きてきた。現在、心配されている人新世で引き起こされている大変動を考えるにあたって、ここで参考まで過去の大異変、大量絶滅をざっと見ておこう(プラネン 2019)。

ここでのスケール感は、上記の数万年というような単位をはるかに上回る長・長期的な変化であって、何千万年、何億年というスケールでの出来事である。今は大地と海に覆われている静かな地球なのだが、そもそもは宇宙に漂う無数の塵が集まって巨大な塊りとして、約46億年前に誕生した。その原始地球は、初期には大小の隕石が無数に衝突して灼熱の塊(マグマ・オーシャンが地表を覆う)だった時期や、巨大な原始惑星の衝突(ジャイアント・インパクト)によって、地球の一部が引きちぎられて月が誕生するなど、まさに激動の時代を経てきたのだった。

地球に生命の兆しが現れたのが、数億年を経過した 38~39 億年前頃だったと推測されている。その起源については不明なことが多いが、海底火山近くの深海の熱噴出孔あたり(酸

研究ノート 『総合人間学』第 17 巻

素を必要としない嫌気性生物、化学合成細菌など)が有力な説である。アミノ酸や脂質、複雑なたんぱく質などの高分子(有機物質)が独自の絶妙なメカニズムを形成して、原始生命体が誕生したのだが、生命の起源となった元の物質は宇宙由来ではないかなど、起源をめぐってはいろいろと論争が続いている。

その後、おそらく多種多様な原始生命体の活動が無数に生じてきた中で、化学合成細菌(嫌気性生物群)とは異なる太陽光を利用した生命体が現れる。光合成で酸素を放出する微生物(シアノバクテリアの仲間、好気性生物群)が出現し(約35億年前以降)、この後は地球の大気は大きく組成を変えていく。まさに初期生命体による大気表層の変化が起きたのだった。その後も地球の環境は安定して推移したわけではなく、地球全部が氷で覆われるような全球凍結のような事態が数回おき、安定しない経過をたどった。

興味深いことは全球凍結のような激変する環境を契機にして、生物進化が起きていることである。とても長い期間続いてきた単細胞生物だけの時代を数十億年間も経過したあと、多細胞生物へ生物進化の大飛躍は、今から約6億年前の全球凍結後に生じたのだった。はじめて巨大生物(多細胞生物)が続々と誕生し、奇々怪々な多種多彩な生物群が一気に爆発的に増大した(化石が発見された地名からエディアカラ生物群と呼ばれる)。エディアカラ生物群はわずか3千万年ほどで姿を消し、現在の動物につながる仲間たち(三葉虫に代表される眼をそなえた多様な動物群)が登場する古生代カンブリア紀をむかえる(カンブリア爆発、5億年前頃)。

(2) 地球史上での現在の異変と人類活動

環境要因による生物の大量絶滅については、5億5千万年前から今に至るまでに5回ほど起きている。先にふれた1年間を地球史に当てはめた地球史カレンダーで、経緯を簡単に再確認しておこう。最初の原始生命の誕生(39億年前)は2月25日頃になり、光合成生物(シアノバクテリア)が出現し(27億年前)、地球大気に酸素が増えるのが5月31日、多細胞生物の登場(12億年前)が夏を過ぎて秋に入る9月27日、エディアカラ生物群と呼ばれる大型多細胞生物の出現(6億年前)が11月14日で、カンブリア爆発の動物群が11月17日頃現れて、魚類の出現が11月20日頃になる。恐竜が栄える中生代(2億5千年前頃)が12月15日あたりで、巨大隕石衝突による恐竜絶滅(6千5百万年前)は12月26日頃である。

哺乳類が繁栄しだして、類人猿から人類(猿人)が分岐するのが(700万年前)、12月31日午後4時頃で、私たちホモ・サピエンス(新人)の登場(約20万年前)は午後11時37分になる。農耕牧畜が始まるのは(1万年前)午後11時58分52秒、産業革命(18世紀)は59分58秒で、59秒の終わりぎりぎりの一瞬が、20世紀から今現在というわけである。

地球史の歩みでは、私たち現生人類を出現させたのは、大晦日(12月31日)の深夜直前であり、文明の幕開けは最後の1分前頃、そしてわずか1~2秒間前で産業革命から化石資源(石炭・石油・天然ガス等)利用を急拡大させたわけである。この短時間の勢いはすさまじく、すでにふれた気候大変動など、甚大なる環境破壊を秒刻みのスケールで生じさせているのである。産業革命と化石資源(石炭)利用で近代化の幕開けをむかえて、世界が一変す

『総合人間学』第 17 巻 研究ノート

る事態がおきていることから、この大変化を人新世におけるグレート・アクセラレーション (大加速化)と表現することは、まさに的を射た言葉といえるだろう。

(3) 現生人類の誕生、絶滅危機と気候変動を前にして

人類活動の最後の局面で生じたグレート・アクセラレーション(大加速化)だが、人類史においては、こうした事態をどのように位置づけられるのだろうか。これまで人類と現生人類(ホモ・サピエンス)とを区別して表記してきた。人類は広い意味の言葉で、ヒト科・ヒト亜科(ホミニン)として、チンパンジーとの共通祖先(約700万年前に分岐)からいわゆる猿人・原人・旧人・新人という絶滅種を含む、多種多様な人類(ホモ属)を意味している。多くの系統に枝分かれしながら多種類のホモ属がいたのだが、最終的に現在まで存続しているのは現生人類(ホモ・サピエンス)のみである。その歴史は、前述した生命進化史と同様に、かなり波乱万丈の経過を経てきたことが近年明らかになってきた(ビエバニ 2021)。

哺乳類の中の霊長類とくに人類に焦点をあてて、その歩みを簡単に見ておこう。詳細は多数の研究と関連書籍があることから、ここでは人類特有の発展形態と特徴的な歩みについてだけ、筆者なりに注目する視点から見ていく。以下では、過去をふり返るだけでなく、人類の今後の展開も考えて、破局や絶滅ないしはポストヒューマン的存在をも視野に入れた未来志向を含む視点から論述していく。

従来の考古学的な人類化石の研究から、最近は古人骨の DNA 研究やゲノム(遺伝情報)解析へと、人類研究は飛躍的に発展している(篠田 2022)。それは 2022 年ノーベル生理学・医学賞に、ネアンデルタール人と現生人類(ホモ・サピエンス)の DNA 比較解析をして、新発見をしたスバンテ・ペーボ博士が受賞したことに象徴される。その発見とは、現生人類の近縁のネアンデルタール人が分岐して(約 60 万年前)、その後も一部に交雑が繰り返し行われており、私たちの一部の遺伝子にも痕跡が引き継がれていることであった。欧州、アジア人の DNA の 1~4 %がネアンデルタール人から受け継がれていること、またシベリア南部の洞窟で見つかった 4 万年前の骨の DNA 分析により、未知の新たな人類としてデニソワ人を発見したのだった(2008 年)。

かつては猿人、原人、旧人、新人といった単純な系譜が想定されていたのが、それほど単純なものではなく、発見されただけでも 20 数種類の人類が多様に広がっており、多くの枝分かれがあって、その大半が存続せずに絶滅した。そして、それらの絶滅人類たちは部分的には交雑もあり、ホモ・サピエンスの進化の道のりをたどると、想像以上に複雑だったのである。ここでとくに注目しておきたいことは、人類の幾多の枝分かれと進化の歩みでも、気候変動のような環境要因がとても深く影響していたと考えられる点である。

アフリカ起源の人類は、何十万年もの経過のなかで幾度も新天地へと拡散を試みている。約700万年前頃(新生代第四紀から第三期に入った頃)は、ヒマラヤ隆起(造山活動)後の環境の大変動期にあたり、寒冷化と乾燥化が進行した時期だった。初期人類の祖先(猿人)は、気候変動の影響で拡大していくサバンナ草原に二足歩行によって徐々に適応していったと推察されている。当時の気候は不安定で乾燥期と湿潤期の波状的な気候変動があり、多く

研究ノート 『総合人間学』第 17 巻

の種類の猿人が現われては消えていった。200万年前頃から、変動周期が一定のパターンに入って10万年規模での氷期と間氷期が繰り返されるようになる(多様な原人の登場、ホモエレクトス)。二足歩行から手の活用と道具の利用が始まり、火の利用による栄養摂取の拡大と大脳の発達が進むことで、環境への適応力が高まり広がっていったのだった。

人類が初めてアフリカ大陸から外に進出した痕跡は、200万年前頃からあり、150万年前頃には東南アジアや中国にまで進出していた(北京原人、ジャワ原人など)。犬歯や体毛が退化し、顔立ちや口頭でのコミュニケーション能力(言語)、道具活用、集団行動の向上が進んで(旧人)、そこに新人(ホモ・サピエンス)が現れたのだった(約20万年前)。体型的にはひ弱な存在で勢力は小さかったようだが、巧みな狩猟器具、縫い針の発明(防寒衣類)などで、環境適応能力に優れたホモ・サピエンスはさまざまな難局を乗り越えて存続していったと考えられている。

大きな難局としては、19万~12万年頃の氷河期でのアフリカ生態環境の悪化によるボトルネック現象(極端な人口減少)が起きている。また約7万5千年前頃の巨大噴火(トバ火山)でも、同様のボトルネック(大減少)が起きたことわかっている。いずれも全人口が1万人を下回るような絶滅の危機を、何とか乗り越えてきたのだった。その結果として、現生人類(ホモ・サピエンス)の遺伝情報の差異はとても小さく均一性が高い特徴をもっている。難局を生き延びた人類は他にもいたのだが(先にユーラシア大陸に進出していたネアンデルタール人、デニソワ人ほか)、最終的に、ホモ・サピエンスもアフリカを脱出して拡散していき(約10万年前以降)、拡散の過程で、先に進出していた旧人との出会いや住み分けが起きたと考えられている。環境変化への対応や移動・拡散を経るなかで、結果的には他を追いやるようにして、ホモ・サピエンスだけが繁栄をとげたのだった。とくにネアンデルタール人とは1~数万年近く共存しており、そこでどんな交代劇があったかについては、活発な議論が続いている(3)。

(4) 現生人類(ホモ・サピエンス)の繁栄、終盤での急展開とは?

長期の人類進化としては、何万年ものスケールで起きた気候変動への対応として、生活形態や生理・身体面での適応や進化が進行したと考えられている。人類の進化的な適応の最大の特徴は、頭脳の巨大化と思考・コミュニケーション能力の発達が筆頭にあげられる。その適応は、かなり厳しい条件をのり越えながら(少なくとも2回の絶滅危機)、幸運と言ってよいプロセスをへて存続してきたと考えられている。

実際、頭の大きい赤ちゃんの苦しい分娩、長い育児の期間、体重の 2~3 %の脳が全酸素消費の 25 %を消費するなど、かなりの身体的無理や負担を伴うものだった。その無理や負担から、当初は生存上では不利で存続が難しかったはずである。ところが、激変する環境変化に適応できる特別な能力として、いわば奇跡的な進化として大きな発展の道をきり開いたと考えられている(ピエバニ 2021)。

とくに道具の利用や情報伝達(コミュニケーション)と脳の発達が、協調行動や道具の改良と普及などの相乗的な効果を発揮したと思われる。そこでは、遺伝的な進化を超えた新た

『総合人間学』第 17 巻 研究ノート

な文化進化の飛躍が生じたことが重要であった。それは、独特の集団組織や環境形成(農耕 牧畜、居住、経済、文化・社会的発展)を生み出していく。その特徴は、言いかえれば生物学 的な遺伝情報(ジーン)による進化的な発展様式を脱して、社会・文化的な情報増殖(ミー ム)の発展様式への飛躍だったと言ってよいだろう。

そこで生じた変化のスピード感を再度ふりかえってみると、徒歩から自動車そして飛行機へと飛躍するような展開であった。イメージ的には、人類史 700 万年の推移において、初めの 4~500 万年のゆっくりとした変化から(猿人)、200 万年前頃からの変化(原人)がだんだん加速して(旧人)、約 20 万年前のホモ・サピエンス(新人)の出現で、事態は新段階をむかえたかにみえる。その際、ネアンデルタール人との差異は気になるところだが(脳の容量は同程度)、石器での改良度合いでは明らかな落差が生じていた。おそらく道具や言語の活用力、繁殖力の差などがその後の明暗を分けたのではないかと考えられる。いずれにせよ、石器での時代区分けでの旧石器時代(約 200 万年前~1 万 5 千年前頃)から、ヒトの新石器時代そして土器・農耕牧畜の時代(約 1 万年頃)が始まるのである。

興味深いことは、農耕・牧畜という一種の自然の改変・改良による発展の時代が、氷河期が終わり温暖になってきた時期(間氷期、新生代第三期完新世)にあたることである。その後の1万年間では、一時的な寒冷時期(小氷期)はあったが、比較的安定して推移してきた。そして、それが産業革命以降に変調をきたしはじめ、とくに20世紀後半以降での人為的な温室効果ガスが著しく増大し、気候変動というきわめて深刻な事態に立ち至っているのである。

響が気候危機の事態を招いており、その深刻さは、地球史的な大異変として、過去の大量絶滅に匹敵するような事態であることが明らかになってきた。現在の研究では、最後の第5番目の生物絶滅期(約6550万年前、恐竜の絶滅で知られる)での生物絶滅速度と比較しても、現在進行中の生物絶滅速度(年間何種ぐらいが絶滅するか)は、それを上回るスピードで起きていると推測されている。再度、時間スケールにて確認すると、現生人類史の20万年スケールのうち、終盤戦での農耕牧畜時代(約1万年)は20分の1(5%)の短期間の変化、農耕・牧畜の以降のなかでは産業革命(約250年)は1万年のうちでもその2.5%の出来事である。現生人類の歴史上では、長い経過の最後のほんの一瞬、0.1%強の期間で生じた事態であり、まさに大変化が人新世として現れはじめたことがわかる(ヴァイバー2018)。

そこで気になることは、人類史上で生じてきた上記のような加速化に関して、その要因や 特徴とそのメカニズムについてである。なにが加速化を促進してきたのか、その疑問への私 見を述べていこう。

3. ホモ・サピエンスの大加速化を促進させたもの

(1) ヒトの進化を加速させた要因とは?

ヒトの進化において脳容量との関係については、いろいろな論点が提起されてきた。大きくは三つの論点として、①猿人での脳容量は長期にわたり増加傾向は小さく、原人から旧人への過程で急拡大したこと、②旧人の出現以降は脳の拡大は起きておらず新人(ホモ・サピエンス)で縮小傾向の指摘もあること、③脳容量が拡大しない中で農耕・牧畜社会への移行を契機に各地で文明が芽生えて社会組織が高度化したこと、などが挙げられている。脳容量という生物的形態の変化と精神や文化活動との関係性についての論点は、様々な研究が進行中でありホットな話題である(入來 2022)。

この三つの論点を手がかりにして、加速化のメカニズムについて考察していこう。とくに②と③に関しては、変化のスピード感では、生物としての人類史的な変化(進化)が遺伝子レベルの万年単位から、一気に飛躍して千年単位、百年単位、そして数十年レベルまで超加速していることの指摘でもある。それこそが、人新世という時代において進行している大変化の特徴である。この急加速化は、生物・生体(遺伝)的レベルの制約を脱し、独特な情報的な文化進化様式(ミーム)によって実現したとの考え方を参考にして、本稿では論じていく。

各種道具を活用し、言語、各種シンボルや記号、文字や数字を生み出して、そこで形成・共有されていく文化情報(ミーム)が、独自の継承・発展様式をもたらしているとする考え方である。外部にあるものを自分に都合のよいように加工し改変する能力として、石器や狩猟具や加工・調理具などの技術が獲得された。それが個体生物の身体的な進化ではなく、社会集団として共有・継承し発展させる文化的な継承・発展能力として実現し、環境適応力を飛躍的に高めたと考えられる。とくに道具利用の発展と、ヒトの言語活動の発達や精神活動との緊密な関係性が注目されており研究が進んでいるが、ここでは深入りしない(4)。

以下では、文化情報の進化的な展開という様式に注目して議論を進めて行く。文化情報を社会的に集団で共有し蓄積して、集団内・集団外を含めて発展的に継承・拡張していくミーム的発展様式の視点から考察を進める。ミーム (meme) とは、著名な生物学者リチャード・ドーキンズが遺伝子 (gene) の対概念として命名し、文化の継承と発展を担う文化遺伝子をイメージしたものである (ドーキンズ 1991)。遺伝子の複製・変異が生物進化を促すのと同様に、ミームの複製・変異によって進化様式を論じる考え方は様々に展開されてきた。なかでも最近注目される論者に、『文化がヒトを進化させた』を著したジョセフ・ヘンリック (人類進化生物学) が展開する文化 – 遺伝子共進化論がたいへん興味深い (ヘンリック 2019)。

ミーム関連の論点は多々あるのだが、ここではとくにジーンとミームの相互関係に注目したい。ヒトにおいて生じた大きな飛躍について、そもそも生物・生体レベルでの進化様式と文化的発展様式との関係性、そこにどんな接続点があるのだろうか。上記の三つの論点での①、②にかかわる問いかけである。ヒトとは何か、人新世の時代を特徴づける特性がどのような経過で成立してきたのか、いわば飛躍につながる原点、契機とは何だったかという疑問

『総合人間学』第 17 巻 研究ノート

である。

重要な結節点として注目したいのが、大変化の引き金となった農耕・牧畜という独特の自然への関与(改変・改良)である。それはいわゆる文明の発祥につながる導入的な位置にある。具体的には、野生生物種からコムギやオオムギ、ヒツジ、ヤギ、ブタ、ウシなどがヒトの関与で人間と親密な関係を築きだしていく展開である(約1万年前頃)。そのプロセスに重要な契機としての秘密が隠れていないか、詳しく検討してみたい。

モノを加工する道具利用の文化は、物体的な加工だけではなく人間の周辺の生き物たちにも適用されてきた。農耕・牧畜とは、人間が野生としての生き物たちや自然に関与して、都合よく改良していく行為であり、一種独特のゆっくりとした道具化と考えてよいだろう。農耕・牧畜を広く表わす用語はドメスティケーション(domestication、家畜・栽培化)だが、イメージしやすい言葉としては「家畜化」がわかりやすい。そして、近年この家畜化に関する研究が盛んになり、興味深い事柄がいろいろと明らかになってきた。

(2) 文化進化の先駆 先行した伴侶イヌの家畜化

家畜化につながる行為は、農耕・牧畜にいたる以前から狩猟採集時代においても徐々に先行していた。家畜化でいえば、最初に人間との密接なかかわりを持ったのはイヌであった。食用や衣服に直接利用されるヤギ、ヒツジなどと異なり、伴侶動物としてのペット的な存在なのだが、イヌほど人間の意図や感情を読み取る能力をもつ動物はいない。今日では、小さなチワワからブルドッグ、大型のグレート・デーンまで、その姿は驚くほどの多種多彩な姿で人間と共存し共生している。

家畜化が可能になる特徴としては、攻撃性の低下、従順化と協調性、繁殖管理のし易さなどがある。まずはその動物が、人間のすぐそばで生活するようになる自発的な人馴れ(能動的従順性)をもつことが第一歩となる。おそらく野生のオオカミに能動的従順性を持つものが現れて、相互関係(自然選択と人為選択)によってオオカミイヌが生じたのが最初の関係構築だっただろう。当初は狩猟での競合関係にあったものが、歩み寄りとおこぼれ入手などによる接近、餌付けとともに協調的な行動が生じて、狩猟の補助役のような関係が生まれたと考えられている(フランシス 2019、ロバーツ 2020)。

獲物をいち早く見つけて追いつめるイヌのおかげで、人間の狩猟も助けられて、相互にメリットとなる蜜月の関係が築かれた。こうした共感力と適応能力の拡大によりヒトのさらなる繁栄へとつながったと考えられる。オオカミが家畜化(オオカミイヌ)された形跡が3万年前頃にみつかったことから、ちょうどその直前頃にネアンデルタール人が絶滅したこととの関連に着目し、『ヒトとイヌがネアンデルタール人を絶滅させた』(パット・シップマン著、原書房、2015年)なども刊行されている。真偽は不明だが、現生人類の繁栄の一方でネアンデルタール人のみならず大型哺乳類が多く絶滅した形跡があり、イヌとヒトの間の連携プレーの効果については一考に値する出来事だった考えられる。

このようなドメスティケーションについての研究が近年盛んになり、興味深い研究成果が 次々と明らかにされてきた。野生の動植物を手なずけて利用するドメスティケーションにお いては、進化的にもたいへん興味深い特徴を見ることができる。進化論で有名なダーウィンも当初から注目した「家畜化症候群」と呼ばれるもので、従順な性質、幼少期の長期化、脳や歯のサイズの小型化、毛や皮膚の色の変化、頭の形や顔面の変化などが生じる現象である。

家畜化について研究では、ロシアのベリャーエフ等が 1950 年代後半から長年にわたり試みられた飼育実験で興味深い事実が示され、世界的に注目された。攻撃的なギンギツネで比較的従順なものだけを選んで長い世代にわたって飼育した結果(数十世代、約 50 年間)、なんと従順なキツネに変身したのである。選択交配したキツネは、人を恐れず、尻尾を振ってなつき、見かけも毛皮の色が変わり、耳が垂れてしっぽが巻きあがるようになったのだった。キツネとオオカミは同じイヌ科の仲間であり、まさにイヌの家畜化の様子が再現されたかのような飼育実験であった ⑤。

その後、この実験について元のキツネ個体群に飼育場からの由来のものがあったことで、 すでに従順性が加味されていた可能性も指摘された。その後も家畜化症候群の研究は多く試 みられており、その結果として家畜化症状群が実際にどのようにして発現するか、そのメカ ニズムが次第に明らかにされてきたのだった。

(3) 進化の加速化と自己家畜化 一幼形成熟・幼形進化との関わり

詳しいことは省くが、特別の機能を発現する遺伝子の働きやホルモン系・神経系の働きが関わるとともに、複雑な発生過程でのメカニズムでとくに幼少期の特徴が発現することの重要性がクローズアップされてきた。それは幼形成熟(ネオテニー)とか幼形進化(ペドモルフォーシス)と呼ばれる現象である。すなわち、家畜化という継続的関与の選択作用によって、その影響下での変化の蓄積が多世代選択のなかで幼児的な特徴の発現を促すことなどで、一連の重要な変化(家畜化症候群)が現れるのである(フランシス 2019)。

さらに、この家畜化症候群については、そもそも人間自身が進化をとげる際にも「自己家畜化」というような現象として起きていたのではないかという、興味深い考え方が再考されるようになった。他の生物を家畜化する行為と類似のことが、ヒトの進化でも自分たち自身に作用してきたという「自己家畜化」論は、すでに 1930 年代のドイツで人類進化への仮説として提唱されていたものである。日本でも自然人類学者の江原昭善氏が 1970 年代から注目し、80~90 年代に小原秀雄氏(動物学) 尾本恵市氏(自然人類学) などによって現代文明批判の意味合いを含んで盛んに論じられた(小原 1984,1995,1999、尾本 2002)。関連してのその後の展開として、人類と野生性との関係における多様なドメスティケーションの在り方に関する最近の研究としては、『野生性と人類の論理 ポスト・ドメスティケーションをとらえる 4 つの思考』(卯田ほか 2021) などがあり興味深い。

現在、上記のような家畜化症候群の研究が進み、メカニズムの解明とともに、あらためて自己家畜化論から人類進化を見直す考え方が再浮上している。人類の進化の過程では、共感能力や協力行動がサバンナ環境で生き抜くために重要なことから、幼形成熟 (ネオテニー) のような家畜化症候群が作用したのではないかという仮説が現実味をおびて語られだしたのである。上記の三つの論点の②で、脳容量の拡大が止まり縮小傾向の指摘については、まさに

『総合人間学』第 17 巻 研究ノート

家畜化症候群でみられる傾向とも一致している。

ヒトの進化を自己家畜化との関連で論じた最近のものに、ブライアン・ヘア著『ヒトは家畜化で進化した』がある(ヘア 2022)。詳細は同書にゆずるが、他者と協調する友好性(協力的コミュニケーション能力)の獲得という家畜化の副次効果こそが、ヒトの優位性として技術革新をはじめとする文化的能力を集団的に発展させたとして興味深い論を展開している。同書は現代社会までをも含む幅広い内容だが、とくにイヌとキツネやチンパンジーとボノボの違いを家畜化症候群から詳細に検討してヒトの進化的特徴を論じている。

基本的にヘアと同様の自己家畜化論の視点からヒトの従順性(社会性)の反面に潜む攻撃性を論じたものにリチャード・ランガム著『善と悪のパラドックスーヒトの進化と自己家畜化の歴史』がある(ランガム 2020)。ヒトの友好性(共感能力)の進化の反面での攻撃性がはらむ矛盾について興味深い考察を行っている。攻撃性には「反応的攻撃性」(情動・衝動的な暴力)と「能動的攻撃性」(冷静・計画的暴力)があり、ヒトは進化的には反応的攻撃性を抑制させてきた一方で、能動的攻撃性は強化されたとしている。ヘアも「人間は地球上で最も寛容であると同時に、最も残酷な種でもある」(ヘア 2022, p25)としているが、ランガムの指摘はより踏み込んだ考察であり、ジェノサイドや戦争を考える上でも欠かせない指摘である(共感能力の裏返し)。

関連しては、著名な認知心理学者のスティーブン・ピンカーの『暴力の人類史』(ピンカー2015) や前述のヘアやヘンリックも独自の視点で論じているが、ヒトがもつ多面性や可塑性という点では究明すべき課題は多い。興味深い議論がこれらの諸説にて展開されており、今後とも研究動向に注目したいが、私見としては本稿の前半で見てきたスケール感の差異への配慮では課題を感じる。進化論がらみの論考によくみられることが、友好・攻撃、善・悪、倫理・制度といった文化的事象の扱いで、時空間スケール上で飛躍した論述が展開される傾向が散見されるからである。

(4) 文化的進化、加速化を考えていくために

本稿では、ヒトの生物的・遺伝的な進化(ジーン)と文化的進化(ミーム)の接点において家畜化がはたした役割に注目し、最近見直されてきた「自己家畜化」論の最新の知見をまじえての考察を試みた。それは、上記の論点③に関わるヒト特有の文化進化的な発展への橋渡し的な役割として、家畜化プロセスが内包する複合的効果への一考察である。生物的進化様式から文化的進化様式への結節点として、興味深いプロセスにドメスティケーション(家畜・栽培化)が深く関与しており、その重要性について中心的に論じた。

本稿では、人類進化上での3つの論点の①、②を中心に③との関わりを意識しての論考にとどまった。論点③の独自の文化的進化様式が、文明化以降に飛躍的に加速化していく大加速化(グレート・アクセラレーション)の問題への考察に関しては、別途にゆずることにしたい(古沢2023)。

最近の人新世における大加速化に関する議論と諸論者の視点は、多岐にわたっている。そ こでは人新世の開始を新石器時代からと考えたり、産業革命を重視する見方、そして資本主 義的なグローバル経済発展こそ画期とみる「資本新世」という造語まで提起されだしている。さらに人類発展の新時代を意識した「ソサイエティ 5.0」論、AI など情報技術や生命科学の飛躍的発展を見すえたメタバース論やポストヒューマンの議論が盛んになっている。人新世という新時代に関して、人間とは何かがあらためて問われている。

注

- (1) 関連情報は、以下を参照。
 - 特別展:宇宙の創生とウロボロスの図(佐藤勝彦):東京大学総合研究博物館ニュース:Ouroboros (ウロボロス) Volume 11 / Number 1

http://umdb.um.u-tokyo.ac.jp/DKankoub/ouroboros/11_01/tokubetsuten.html#01

- 生命の系統樹 (Tree of Life) ポスター: TimeTree5: The Timetree of Life http://www.timetree.org/public/data/poster/timetree_lg.jpg http://www.timetree.org/book
- 私たちの歴史 1 分間: Melody Sheep: Our Story in 1 Minute
 - : https://thekidshouldseethis.com/post/35066441565
- 10 の累乗の世界: Powers of Ten with Japanese translation
 - : https://www.youtube.com/watch?v=paCGES4xpro
- アントロポセンにようこそ: Welcome to the Anthropocene Globaïa
 - : https://globaia.org/anthropocene
- (2) 放送大学「大統合自然史」への誘い https://www.ouj.ac.jp/news/2022/information/0207.html
- (3) 文部科学省科学研究費助成事業
 - 「ネアンデルタールとサピエンス交替劇の真相: 学習能力の進化に基づく実証的研究」(2010 年~2014 年) http://www.koutaigeki.org/index.html
 - 「出ユーラシアの統合的人類史学 文明創出メカニズムの解明 」(2019 年~2023 年) http://out-of-eurasia.jp/outline/index.html
- (4) 同上「共創的コミュニケーションのための言語進化学」(2017 年~2022 年) http://evolinguistics.net/
- JASON G. GOLDMAN / 訳北村京子(2018)「従順か攻撃的かの遺伝子特定か、ペットの キツネで」National Geographic
 - https://natgeo.nikkeibp.co.jp/atcl/news/18/080800356/
 - •【社長レポート】ロシア科学アカデミーシベリア支部、細胞学・遺伝学研究所の「キツネの家畜化研究」2012 年、Tokyo Progress System LTD: http://www.tokyoprogress.co.jp/report2.html

参考文献

アリス・ロバーツ (2020)『飼いならす一世界を変えた 10 種の動植物』斉藤隆央訳、明石書店 入來篤史 (2022)「「レジリエント・サピエンス」の神経生物学 一人類進化と文明発達の相転移」稲村 哲也・山極壽一・清水展・阿部健一編『レジリエンス人類史』第 3 章、京都大学学術出版会 卯田宗平編 (2021)『野生性と人類の論理 ーポスト・ドメスティケーションを捉える 4 つの思考』東 京大学出版会

小原秀雄・岩城正夫 (1984) 『人間どう視るか② 一自己家畜化論』群羊社 小原秀雄・羽仁進(1995) 『ペット化する現代人 一自己家畜化論から』NHK出版 『総合人間学』第 17 巻 研究ノート

小原秀雄 (1999)『街のホモ・サピエンス ―自己家畜化するヒト』徳間書店(文庫)

- 尾本恵市編 (2002)『人類の自己家畜化と現代』人文書院
- クリガン=リード,ヴァイバー(2018)『サピエンス異変 一新たな時代「人新世」の衝撃』水谷淳・ 鍛原多惠子訳、飛鳥新社
- ジョセフ・ヘンリック (2019)『文化がヒトを進化させた 一人類の繁栄と〈文化 遺伝子革命〉』今西 康子訳、白揚社
- スティーブン・ピンカー (2015)『暴力の人類史〈上・下〉』幾島幸子・塩原通緒訳、青土社
- テルモ・ピエバニ & バレリー・ゼトゥン (2021)『人類史マップ サピエンス誕生・危機・拡散の全記録』小野林太郎 (監修) 日経ナショナルジオグラフィック社
- 篠田謙一 (2022) 『人類の起源 古代 DNA が語るホモ・サピエンスの「大いなる旅」』中央公論新社中川毅 (2017) 『人類と気候の 10 万年史 過去に何が起きたのか、これから何が起こるのか』講談社ピーター・ブラネン (2019) 『第6の大絶滅は起こるのか 生物大絶滅の科学と人類の未来』西田美緒子訳、築地書店
- ブライアン・ヘア&ヴァネッサ・ウッズ (2022)『ヒトは家畜化で進化した 私たちはなぜ寛容で残酷な生き物になったのか』藤原多伽夫訳、白揚社
- 古沢広祐(2018)「「総合人間学」構築のために (試論・その 1) 一自然界における人間存在の位置づけ 一」総合人間学 (OL.J) 第 16 号
- ------(2023)「ヒトの過去・現在・未来 ポストヒューマンを総合人間学から考える」『総合人間学 17』、本の泉社
- リチャード・ドーキンス (1991)『利己的な遺伝子』日高敏隆・岸由二・羽田節子・垂水雄二訳、紀伊国 屋書店
- リチャード・C. フランシス (2019)『家畜化という進化 一人間はいかに動物を変えたか』西尾香苗訳、 白揚社
- リチャード・ランガム (2020)『善と悪のパラドックス ヒトの進化と〈自己家畜化〉の歴史』依田 卓巳訳、NTT出版
- Y.N. ハラリ (2016) 『サピエンス全史 一文明の構造と人類の幸福』柴田裕之訳、河出書房新社

[ふるさわ こうゆう/國學院大學研究開発推進機構/環境社会経済学・持続可能社会論]

不安の時代の「愛」を考える

Thinking about "Love" in an Age of Uncertainty

本多 俊貴

HONDA, Toshiki

現代社会は、災害・感染症・環境問題等のさまざまなリスクを抱えており、貧困の増加を含む、生活の足下が崩れる時代を迎えつつある。他方、人間の生き方やライフコースも多様化し、家族やコミュニティの社会関係は、動態的に捉え直されている。そうした中、これまで「当たり前」とされてきた生活/生き方は揺らいでおり、不安にかられた人々が増すことで、助け合いや共同が見直されてもいた。

本企画では、「愛」を論題とし、不安の時代に人間を支える社会関係と、そこに生じた暴力および危機を議論する。その「愛」とは、思想的あるいは宗教学的に議論された対象ではなく、社会結合・自己の基礎にある関係の一つでありながらも、さまざまな言説空間で語られ、規範として社会的に押し付けられがちな関係を指している。ここには「自己愛」と「他者愛」の双方が存在する。

この点について、木野村樹里と菅原想の報告にもとづいた議論を行う。木野村報告では、社会的に語られる「愛」が、人のつながりや家族にいかなる影響を与えたのかについて、実証的な理解を深める。具体的には、児童虐待事件に注目し、親の子に対する「責任」として語られてきた「愛」について、その言説・論調の変遷と問題状況を考察する。ここでは、COVID-19 の自粛下において、もともと増加傾向にあった児童虐待件数のさらなる増加がみられた点にも注目する。菅原報告では、「不安」を解消して「安心」を求める人々が、常識や道徳、あるいは強者への服従を通して、自己の確固たる「支え」を求める点について、「権威主義的性格」の理論研究にもとづいた考察を行う。ここでは、アドルノの反権威主義の思想にみる自己反省的まなざしと、外部に何らかの支えを必要とすることもない自己のあり方に触れつつ、フロムの「自己愛」を重視して、反権威主義の基礎を捉え直す。そのうえで、「共感」「自己責任」の概念にも考察を加える。

[ほんだ としき/拓殖大学他非常勤講師/社会学・農村社会学]

愛の社会的可能性について - 現代社会の権威主義的欲求といかに向き合うか -

On the Social Potential of Love

— How to Face the Authoritarian Needs of Modern Society —

菅原 想 SUGAWARA, Omoi

1. はじめに

1.1. 現代社会と権威主義的性格

昨今の日本社会は「不寛容社会」などと称される。近年では、SNS 等を中心に高齢者や障害者の安楽死を促すような言動が散見され、これと関連して、病気や貧困に対する自己責任論、ホームレスや生活保護受給者に対するバッシングも見受けられる。また、犯罪者や逸脱者に対する厳罰を望む声や少年法の廃止、少年の実名報道を求める声も聞かれる。在日コリアン等に対するヘイトスピーチ、ヘイトクライムも問題となっている。高齢者、障害者、性的マイノリティ、移民、ホームレス、犯罪者は、社会の負担を増やし社会の秩序を乱す迷惑な存在であると考え、このような社会の迷惑者を排除することで、社会秩序を維持し安全で生産的な社会を目指そうとする言説が一定の支持を集めている。

こうした言説に共通する特徴的な要素として、表層的でステレオタイプ的な理解、善悪二元論的な単純化、他者に対する断罪的な態度、処罰感情として現れた攻撃性、国内の治安や国際情勢に投影された不安感、さらに、他者非難的な態度の背後にある憎悪や不公平感、「被害者意識」(立岩・杉田 2017:168)などを挙げることができる。こうした傾向を概観して想起されるのは権威主義的性格という概念である。

権威主義的性格とは、フランクフルト学派によってファシズムの大衆心理を分析する際に提起された性格概念である。一般的には、強者に対しては服従的な態度を示し、弱者や少数者に対しては攻撃的で支配的な態度を示すとされるが、この性格概念の射程はファシズムの分析にとどまるものではない。E. フロム(1965)は、権威とは必ずしも特定の政治指導者などに限られるものではないとして「匿名の権威」を指摘している。「あらわな権威のかわりに、匿名の権威が支配する。そのよそおいは、常識であり、科学であり、精神の健康であり、正常性であり、世論である」(フロム 1965:185)。また、T.W. アドルノら(1980)は、権威主義者の9つの傾向性のうちの一つとして「権威主義的攻撃」を挙げている。これは「道徳的な根拠から他人を非難する心的傾向」(アドルノほか 1980:62)であり、人種排外主義は道徳に反する人々に「懲罰を加えようとするもっと一般的な傾向性の一部にすぎない」(同:

61) ことを指摘している。フロムやアドルノらの議論を踏まえて、権威主義的性格をより一般化すれば、常識や道徳といった正当性の枠組みを強調すると同時に、これに違反する人々を非難しようとする心的傾向と捉え直すことができる。このように解釈するとき、昨今の社会状況の背後に権威主義的性格を想定することは何ら不自然なことではない。

1.2. 反省性の欠如として現れる権威主義的欲求

ただし、権威主義的な傾向性を性格という概念で扱うことには問題が残る。性格という枠組みを当てはめて個人を解釈することは、その対象を単純化し同一化してしまう恐れがある。また、ある特定の個人に限定される傾向として問題が他者化されたり、社会のなかから権威主義者を見つけ出し排除しようとする動きが生じたりすることが危惧される。ゆえに、本稿では権威主義的性格を広く人間一般に認められる心的傾向として捉えるために、性格の代わりに欲求/欲望という概念を採用する(1)。

権威主義的欲求/欲望の検討は他者非難を目的とするものではない。検討に際しては、それを論じる側の人間もまた同じ欲求を共有しているという自覚が不可欠となる。逆に言えば、こうした反省が欠如していることが権威主義的態度の顕著な特徴である。M. ホルクハイマーとアドルノは次のように書いている。「反ユダヤ主義が帯びている病的な性格は投影行動そのものなのではなく、そのうちに反省が欠落しているということにある」(ホルクハイマー&アドルノ 2007:391)。

権威主義的態度の根底にある特徴は、自己や自己が拠りどころとするものを絶対化する態度から生じる自己反省的な眼差しの欠如である。権威主義的欲求を引き起こすのは彼の抱える不安感、孤独感、無力感である。彼は、それらを解消するために絶対的な拠りどころ、確固たる支えに依存する。彼は、自身が依拠する対象や枠組みのなかに埋没することで不安を和らげる反面、反省的眼差しを喪失する。そして、その枠組みの絶対性を後ろ盾に攻撃的な態度を示す(自身の無力感を克服するために、あるいはその枠組みの確かさを揺るがす存在に対する自己防衛として)。これが権威主義的態度の内実である②。

1.3. 本稿の主題

現代社会が向き合わねばならないのは、G. ドゥルーズと F. ガタリが『アンチ・オイディプス』において指摘した次の問題である。

何故、人々は幾世紀もの間、搾取や侮辱や奴隷状態に耐え、単に他人のためのみならず、自分たち自身のためにもこれらのものを欲することまでしているのか。ライヒは、ファシズムの成功を説明するために、大衆の誤解や錯覚をその原因として引き合いに出すことを拒否し、欲望の観点から、欲望のことばで説明することを要求しているが、ライヒがこの時ほど偉大な思想家であったことは決してない。かれはこう語っている。いや、大衆はだまされていたのではない。大衆は、その時、それぞれの状況において、ファシズムを欲望していたのである。だから、説明しなければならないの

は、このことなのだ。この倒錯した群集心理的欲望なのだ、と。(ドゥルーズ&ガタリ 1986:44)

現代社会において問題となるのは、ここで指摘されているファシズムの欲望、つまり、権威主義的な欲求であり、本稿が主題とするのは、この欲求といかに向き合うかという問題である。注目すべきは、伝統的な規範に囚われたままの人ではなく自分にとって都合のよい権威を欲している人であり③、陰謀論に騙されている人ではなく世界を単純化して説明してくれる物語を欲している人である④。そこに見出されるのは秩序への欲望である。このとき権威主義的欲求の議論が捉えねばならないのは、反社会性の暴力ではなく、社会性そのものが内包している暴力、つまり、秩序の暴力性である。それは、道徳・正義・常識・ルール・マナーといった大義名分によって正当化される抑圧と排除の暴力である。「彼らは反ユダヤ主義こそ秩序を歪めるものと思っているが、じつはこの秩序なるものこそ、人間を歪めることなしには生きることができないものなのである。(・・・)この秩序の本質は暴力なのであり、それが今日正体をあらわしてきているのだ」(ホルクハイマー&アドルノ 2007:354)。

自由民主党の杉田水脈議員が『新潮 45』に寄稿した「『LGBT』支援の度が過ぎる」は、次のような言葉で締めくくられている。「『常識』や『普通であること』を見失っていく社会は『秩序』がなくなり、いずれ崩壊していくことにもなりかねません。私は日本をそうした社会にしたくありません」(杉田 2018:60)。重要なことは、まさにここで語られた不安(自由や多様性の増大がもたらす社会秩序の解体に対する危惧)に寄り添わねばならないということである。この不安とそれが引き起こす欲求にいかに向き合うかということが現代社会の一つの課題である。

本稿では、現代社会の権威主義的欲求といかに向き合うかという問題について、フロムの 愛の議論について検討し、自己愛によってこの欲求を和らげることができるのではないかと いう観点を提示する。不安は、その人を構成する心的環境とその人を取り巻く社会的環境か ら生じる。不安から権威主義的欲求が生じ、自己反省の欠如が生じる。この連鎖は、自己愛 によって絶つことができる。自己の存在に対する確かな肯定が不安を緩和する。以上の検討 を踏まえた上で、現代社会における愛の意義について論じる。

2. 拠りどころを求めることの弊害

2.1.「わが家」をもつこと——T.W. アドルノの危惧

まず、本題に入る前に、確固たる拠りどころを求める態度の何が問題であり、それに代わってどのような状態を目指すべきなのかという点について、T.W. アドルノの議論を参照しながら検討しておきたい。アドルノの哲学的な議論と彼の参加した権威主義的性格に関する実証研究が関連付けて論じられることは少ないが、彼の問題意識は一貫している。アドルノのテーマは、全体的枠組みの同一化作用に抗して個別的なもの、非同一的なものを救い出すことである。

アドルノは、哲学に潜む同一化への志向を批判する。「哲学の第一者はつねにすでにいっ

さいを包含していると主張することによって、精神は自分と同一化しえないものを差し押え、それを自らと同一化し、自らの所有物とする」(アドルノ 1995:12)。根源哲学は「複雑なものへの嫌悪」に付き纏われており、哲学者たちは「他なるもの、非同一的なもの」を弾劾し、それらを支配しようとしてきた(同:27)。アドルノに言わせれば、こうした根源哲学の実現こそファシズムが目指していたものにほかならない(同:28)。彼は、さらに思考や概念のもつ同一化作用をも指摘するが、それらを放棄するのではなく思考の自己反省によって自らの限界を超え出ることを主張する。「反省的思考は、反省によっておのれを超え出るしかない」(アドルノ 1986:110)。アドルノの否定弁証法は、この思考の反省作用によって「統一原理や上位概念の全面的支配の代わりに、こうした統一の呪縛の外にあるかもしれない観念を、整合論理的な手段によって引き出そうと努める」(アドルノ 1996:4)のである。アドルノの自己反省的な思考の徹底は、次のような表現で語られる。「弁証法というもの

ストルノの自己反省的な思考の徹底は、次のような表現で語られる。「弁証法というものは、われわれにこう言い渡すのである。いやしくも哲学的認識たるものは、伝統がその住みかと定めたところをわが家として安住してはならない」(アドルノ 1986:121)。さらに『ミニマ・モラリア』のなかでは次のようにも述べている。「『家など持たなくてわたしは幸せだ』、とすでにニーチェは『悦ばしき知識』のなかで書いている。今日ではそれに付け加えて、わが家をわが家と思わぬことはモラルの要請である、と言わなければなるまい」(アドルノ 2009:42)。ここでアドルノは、わが家をわが家と思わぬことをモラルの要請とまで言い切っているが、その意義は特に現代においてこそ注目に値する。

Z. バウマンは、現代のコミュニティについて論じるなかで、「わが家」がもつ魅力や安心の背後にある根本的な問題を次のように指摘している。

共同体的世界は (・・・) 共同体の外が共同体の敵対者、混乱を武器としてふりかざす敵にあふれた、待ち伏せと陰謀の未開地とみえたときに完成する。共同体世界の内的調和は、出口の向こう側にひろがる暗い密林を背景にすると、余計光り輝いてみえる。共通のアイデンティティという温かみに群がる人たちは、彼らに共同体という避難所をもとめさせた不安を、そこ、すなわち、未開の密林へと投棄したのである。ジョック・ヤングによれば、「他者を悪魔化しようとする欲望は、存在論的不安に立脚している」という。「包括的共同体」というのは、言語矛盾である。共同体的同胞愛は、仲間殺しの先天的傾向なしでは考えられず、また、成立せず、絶対機能しえない。(バウマン 2001: 222-223)

人は、不安から同質性に基づいた安住の地を欲する。しかし、同質性に基づく安住の地の 形成は、異質な他者に対する抑圧と排除の暴力と常に表裏一体なのである。

2.2.「わが家」をもたぬこと——T.W. アドルノの理想

故郷であれ、居場所であれ、安住の地であれ、「わが家」をもつということそれ自体が抑圧 と排除の論理を伴っており、またそれによってこそ支えられている。自身の不安に根ざした 権威主義的欲求は、同一性の共同体の内部に安住することを欲するがゆえに異質なものに対 する抑圧と排除の暴力となって顕現する。これがアドルノの危惧であり、ゆえにわが家をわが家と思わぬことがモラルの要請とされるのである。彼は、こうした同一化作用に抗して個別的なもの、非同一的なものを救い出すために、安住できる領域を認めない徹底した思考の自己反省を説くのである。

アドルノの理想は、わが家をもたぬことである。それは、自己の同一性に固執することも外部に何らかの支えを必要とすることもない状態である。多くの人が支えのない状態(故郷喪失、意味喪失など)を嘆いているが、それこそが「人間にふさわしい状態」なのではないのか、と彼は問うのである(5)。

もはや外部からも自分自身においても抑圧されていない人は、支えなどはもとめないだろうし、おそらくは自己自身をさえもとめようとはしないだろう。他律的な制約のもとにあってさえ、なにほどか自由を救い出すことのできた人たちは、支えのないことをとかく自由のせいにしたがる不自由な人間たちよりも、支えの欠けていることを苦にしない。もはや人間が自己を物と同一視する必要がなくなれば(・・・)自己を不変なものとして思い描く必要もなくなるであろう。(アドルノ 1996:119)

ひとびとが「価値喪失のニヒリズム」についておしゃべりをし、もはや支えとなるものがなにひとつないといった無駄な議論をするとき、彼らが叫び求めているのは、同じ自主性のない言葉遣いの〔ニヒリズムの〕「克服」なるものである。むしろ、なにひとつ支えにするものがないという状態こそ、ようやく人間にふさわしい状態なのではなかろうか、という物の見方があってもいいのに、そういう観点は消されてしまっている。(同:466)

とはいえ、このようなアドルノの理想はいかにして可能なのだろうか。確かに、わが家をもたないこと(自己反省的な思考の徹底)が理想的な態度であるとしても、現実的には、わが家をもてないという事態(流動的な社会のなかで確かな拠りどころをもつことができないという事態)が、わが家を執拗に求める欲求(自己反省的眼差しの欠如)を生み出しているのではないか。では、どうすればよいのか。どうすれば支えのない状態に耐えられるのか。そこで、手がかりになるのが E. フロムの愛に関する議論、特に自己愛と利己心・ナルシシズムをめぐる議論である。

3. 愛についての検討

3.1. E. フロムにおける愛の概念

権威主義的欲求の背後には孤独感、不安感、無力感がある。したがって、権威主義的欲求といかに向き合うかという問題は、この孤独や不安を緩和する別の仕方を模索することである。E. フロムは「人間のもっとも強い欲求は、孤立を克服し、孤独の牢獄から抜け出したいという欲求」であり、人間はつねに「いかに孤立を克服するか、いかに合一を達成するか、いかに個人の生活を超越して他者との一体化を得るか、という問題」の解決を迫られてきた

と言う(フロム 1991:25)。人間の抱えるこの孤立の克服という問題に対するフロムの答えが「愛」である。「生産的活動で得られる一体感は、人間どうしの一体感ではない。祝祭的な融合から得られる一体感は一時的である。集団への同調によって得られる一体感は偽りの一体感にすぎない。完全な答えは、人間どうしの一体化、他者との融合、すなわち愛にある」(同:37)。

A. ニーグレン(1995)は、愛をエロースとアガペーに区別している。この区別に従えば、フロムの愛の概念はアガペー的なものであるが、ニーグレンの解釈との決定的な相違は自己愛の位置づけにある。フロムの愛の概念は決して自己愛を否定する自己犠牲的なものではない。彼は、聖書の記述に触れながら次のように述べている。「聖書に表現されている『汝のごとく汝の隣人を愛せ』という考え方の裏にあるのは、自分自身の個性を尊重し、自分自身を愛し、理解することは、他人を尊重し、愛し、理解することとは切り離せないという考えである。自分自身を愛することと他人を愛することとは、不可分の関係にあるのだ」(フロム 1991:94)。フロムにおいて、自己愛と他者愛は不可分の関係にあり、もっと言えば、自己愛こそが他者愛を可能にするという。このことは、フロムにおける自己愛と利己心およびナルシシズムの区別から明らかである。

利己心は、まさにこの自分自身が好きでないことに根ざしている。自分が好きでない人、自分自身を認めていない人は、自分自身に関してたえず不安を感じている。本当に自分が好きであることと自分自身を肯定することを基盤としてしか存在しえない内なる安定がない。基本的に自分自身に安心と満足がないから、自分のことを心配し、何もかも自分のために手に入れることに貪欲にならなければならない。いわゆるナルシシスト的な人にも同じことが言える。(・・・)こういう人たちは、表面的には自分のことをとても愛しているように見えるが、実際は自分のことが好きではないのであり、彼らのナルシシズムは一一利己心と同様に一一自己愛の根本的欠如の過剰補償なのである。(フロム 1997:113-114)

つまり、利己心やナルシシズムは自己愛から生じるのではなく自己愛の脆弱さに由来する。人は自分自身に対する不安から利己的、ナルシシズム的になる。逆に言えば、自己愛に 基づく「内なる安定」こそが利己心やナルシシズムの克服を可能にする。

3.2. 愛と自己反省

以上のフロムの議論を手がかりに権威主義的欲求と愛の関係について検討する。結論を先に述べれば、自己愛こそが権威主義的欲求を緩和する鍵となる。自己を愛することによって自己反省が可能になり、自己反省に基づいて他者を愛することが可能になる。

他者への攻撃性は、自己のネガティブな要素を承認できない自己愛の脆弱さに根ざしている。自分にとって不都合な要素を他者に投影することが他者嫌悪の一因である。自己愛とは、自己のネガティブな要素を締め出そうとするナルシシズムとは対照的に自己の他者性に開かれていることを意味する。自己愛の豊かな人は、固定化された自己像を超え出て、自己

の多様性を承認する。自分のなかに潜む暴力性や権威主義的欲求(不安を抱えた人と比べれば相対的に微弱であるとしても)にも反省的眼差しを向ける。自己愛とは、自己の他者性を愛すること、自己がもはや自己の同一性を維持し得ない領域において自己の存在を肯定することである(自己肯定に根差した自己否定)。

この自己愛に基づいてアドルノの理想は初めて可能になる。「外部からも自分自身においても抑圧されていない人は、支えなどはもとめないだろうし、おそらくは自己自身をさえもとめようとはしないだろう」(アドルノ 1996:119)という先述したアドルノの主張は、フロムの議論を経由することで次のように解釈できる。他者からも自分自身によっても愛されている人は、自分の外部に確固たる拠りどころを求めることや自己の同一性に固執することから解放される。つまり、自分が支えとする対象や枠組みを絶対視する態度や固定化された自己像に執着し否定的要素を拒絶するナルシシズム的態度を抜け出して、それらが内包する抑圧と排除の暴力に向き合うことが可能になる。

自己に対する存在論的な安心は、自己の社会的な地位や属性に自らの存在意義を見出そうとする態度を不要にする。それは、自身を基礎づけているものに反省的眼差しを向け、それを相対化すること(地位や属性とは無縁の超越的な立場に自らを置くことではない)を可能にする。自分が何者であるかという問題に執拗に頭を悩ませることも、それが定かでないことに不安を覚えることもない。自分が何者だとしても、そこには存在に対する確かな肯定がある。自己嫌悪が他者や世界に対する不信感を生むように、自己に対する肯定は、世界や人間一般に対する愛(自己を取り巻く他者や世界に対する安心感や信頼感などの肯定的な感情)となる。「一人の人をほんとうに愛するとは、すべての人を愛することであり、世界を愛し、生命を愛することである」(フロム 1991:77)。

他者を愛するとは、端的に言えば相手を信頼すること、承認すること、思いやることである。しかし、多様で複雑な他者を前にして相手を思いやることは常に不完全である。純粋な愛の理念は到達不可能な目的地であり、到達したという自認はその理念を裏切る。愛が声高に喧伝されるとき、また愛が他者非難や自己正当化のために担ぎ出されるとき、愛は蔑ろにされている(愛の名のもとに暴力が正当化される事例は枚挙にいとまがない)。むしろ、愛とはこの到達不可能な理念へと到ろうとする努力それ自体にほかならない。他者を十全に愛せないもどかしさのなかにこそ真の愛の経験がある。

他者を愛するためには自分自身を問い直し続けることが不可欠であり、この持続的な問い直しを可能にするものが自己愛に基づく自己反省である。愛的な態度とは反省的なものであり、常に自らの弱さ、愚かさ、不完全さに自覚的である (6)。他者に対する愛情は、われわれに逡巡、後悔、自省を促す。相手のためを思ってなされた行為であったとしても、それが本当に相手のためになったのかと問わずにはいられない。他者を愛するとは、相手のことを思い、相手のために悩み試行錯誤することであり、こうした態度は、自分自身に対する確かな信頼に基づいてこそ可能になる。そして、それを抜きにして他の誰かを愛することなど不可能なのである。

4. 愛について検討することの社会的意義

4.1. 他者を非難することの不可能さ

E. フロムによれば、「愛は性格に条件づけられた憎しみと同様に、つねに存在する基本的態度――愛するレディネス、基本的共感と呼んでもよいもの――に根ざしている」(フロム1997:109)。そして、彼はこの基本的共感の発達を促す積極的条件として「子供の時に他者から愛される経験をしたこと」(同:109)を挙げている。ここでは、フロムが指摘している「基本的共感」と、その発達を促す「愛される経験」を手がかりに「共感」と「責任」について再検討し、現代社会における愛の意義について論じる。

まず、「共感」について、先述したフロムの自己愛とナルシシズムの区別を参考に、2つの 共感概念(ナルシシズム的共感と他者愛的共感)を区別する。ナルシシズム的共感は、自分 の感性を絶対的な基準として、それに合致する事柄や意見に対しては肯定的、合致しない事 柄や意見に対しては否定的な態度を示すものである。これに対して、他者愛的共感は、分け 隔てのない無条件の共感であり、相手の立場や境遇に寄り添って他者を理解しようとする態 度を示すものである。SNSの普及によって共感の影響力は増しているが、それはあくまでも 前者の共感的態度である。そこでは、客観的な事実や普遍的な価値よりも自身の素朴な感性 に照らして共感できるか否かが判断基準として重要になっている。現代社会において重要な のは、こうした前者の共感ではなく、後者の他者愛的共感である。

次に、「責任」についても同様に、先述したフロムの自己愛と利己心の区別を参考に、2つの責任概念(利己主義的自己責任と他者愛的自己責任)を区別する。利己主義的自己責任とは、当事者にすべての責任を押し付けて、その責任を追及する他者非難的態度である。これに対して、他者愛的自己責任は、分け隔てのない無条件の応答責任であり、他者の抱える困難について、その責任の一端を引き受けようとする自己反省的態度である。社会学的な想像力を働かせれば、他者の抱える困難が自分と無関係とは言えないことは明らかであるが、一般的に自己責任という言葉が用いられる場合は前者を意味している。自己責任が常に他者非難の文脈で語られるのは、自己責任論が他者に対する責任の放棄を意味しているからである。他者の自己責任を殊更に騒ぎ立てるのは責任の重荷を回避しようとする自己防衛的態度である。に関わる欲望現代社会において重要なのは、こうした前者の自己責任ではなく、後者の他者愛的自己責任である。

他者から「愛される経験」が自己愛ひいては他者愛を形成するという前提に立てば、安易な他者非難は不可能になる。なぜなら、他者から無条件の愛情を受けられるか否かは他者に依存しており、本人の意思を超えた問題だからである。他人に愛情を向けることができない人がいたとしても、その当人を責めることはできない。誰かに愛情を向けられた人だけが自分を愛することができ、それゆえに誰かに愛情を向けることができるのだとすれば、他者を愛することのままならない人を前にして私たちにできることは、当人を責める代わりに愛情を向けることだけである。M. ブーバーは次のように言う。「このとき彼にとって《悪しき人

間》とは、より深くそのひとにたいする責任が彼に託されているところの人間、よりいっそう愛を受けることを必要としている人間にほかならない」(ブーバー 2014:145)。愛のない者に対する非難もまた愛のない行為である。加害者の加害行為の背景に対する共感的理解を抜きにして差別や暴力の連鎖を断つことはできない。ブーバーは、これに先立って責任について次のように述べている。

われわれが世界に義務と負い目を感ずるのは、世界が疎遠なものである限りにおいてであって、親密なものである世界にはわれわれは、ただ愛によってのぞむのだ。 (・・・) といっても、このとき人間は責任から解除されているわけではない。ただ彼は、限定された、おのれの効果を気がかりに追跡するような責任がもたらす苦痛を、無限なる責任というものの振動力と取り替え、またそれを、感取し得ぬ世界現象全体にたいする愛にみちた責任の力と取り替え、神の顔前において世界のなかへ深く引きいれられるということと取り替えてしまったのである。たしかに彼は、倫理的判断なるものを永遠に廃棄してしまったのだ。 (同:144-145)

ここでブーバーが言う「愛にみちた責任」こそ、先の2つの責任概念のうち他者愛的自己 責任に相当するものである。それは、義務と負い目からではなく他者愛的共感から生じる。 他者が苦しんでいるのを放っておけないのは、その苦しみを自分の苦しみとして受け取って しまうからである。それは、道徳や正義(「他者を助けるべきだ」という規範)の問題ではな く愛情(「他者を助けたい」という衝動)の問題である。

4.2. 迷惑を受容しあう社会

現代は、権威主義的欲求が高まりやすい社会的環境にある。例えば、自由や多様性の拡大は不確定要素をも増大させ不安感を引き起こす。不安感が高まると今度は自由や多様性を抑制しようとする動きが出てくる。現代社会が抱える課題の一つは、自由や多様性の尊重と安心な社会の両立はいかにして可能かという問題である。共同体的な連帯(「わが家」に限定された排他的な同胞愛)が多様性を抑制する同質的な連帯であるとすれば、愛は、そのような同一性に基づく連帯を超え出る。愛という観点は、個人の自由や多様性を尊重しつつも個人が不安や孤独に陥らないような社会の可能性を模索する。

権威主義的欲求は、自由や多様性の増大がもたらす社会秩序の解体に対する恐れとして現れる。いかにして安心な社会を実現するかという問題を考えるとき異なる二つの方向性がある。一つは、規範の強化という方向性である。自由や多様性を強力な規範(法や道徳)によって抑制することで失われつつある社会秩序を再建し、安心できる社会の実現を目指す。こうした方向性は他者や世界に対する不信感に根差している。もう一つは、愛という方向性である。他者に対する承認や思いやりを通して安心できる社会の実現を目指す。この方向性を採用するためには他者に対する相互の信頼感が不可欠である。両者は別の論理で動いている。愛が、目の前にある事態の複雑さに応答し、正解などないことを知りながらも試行錯誤し、反省を繰り返しながら他者に寄り添うものであるとすれば、規範の強化は、これとは逆

に、個別の事態がもつ複雑性を排して、決められた手続きに従うことで、試行錯誤すること の責任から自らを解放することである。

規範の強化は逸脱に対する非難を生む。例えば、「時間を守る」という規範に従って待ち合わせに遅れない人は、遅刻した相手を規範の逸脱者として非難する。一方、思いやりに従って待ち合わせに遅れない人は、遅刻した相手のことを気遣う。両者とも時間を守るという行為は同じであるが、動機の相違が他者に対する態度の決定的な差異を生む。前者は規範によって自他の行為を規制するが、後者は相手のことを思いやるがゆえに、結果的に相手に迷惑をかける行為は避けつつも相手にかけられる迷惑は受容する(あるいは、相手の行為を迷惑という観点で捉えない)。「人を非難してはならない」という規範が、結局は非難した人に対する非難を生むように、規範の強化は排除の連鎖を生むだけである。

日本の自己責任論は「周りに迷惑をかけてはならない」という規範に基礎づけられている。社会的弱者とされる人々を非難する言説や多様性を否定する主張の背後には社会的な負担が増大することに対する周囲の迷惑という観念がある。この規範に従えば、高齢者、障害者、性的マイノリティといった存在は社会の負担を増やす厄介な迷惑者であり、彼らを切り捨てることは社会的に正当なこととされてしまう。現代社会において愛という方向性が採用するのは、他者に迷惑をかけないためのモラルやマナーの徹底ではなく他者の行為を迷惑と感じないような優しさや思いやりの涵養である。互いの迷惑を牽制しあう社会ではなく互いの迷惑(不十分さ)を受容しあう社会である。

4.3. 平和な社会の基礎

自己愛の脆弱さは「自己防衛」「他者非難」となって表出する。相手から非難されないために規範を守り、規範を守らない相手を非難する。これに対して、自己愛は「自己反省」「他者理解」として表出するの。自己に対する不信感を抱えた人は、自分と異なる意見に出くわすと自己を否定される不安を感じ、それを拒絶する。道徳や世論など自己を超えた枠組みを後ろ盾に意見の正当性を主張し「正論」で相手を打ち負かそうとする。これに対し、自己愛の豊かな人は、自己に対する基本的な信頼に基づいて自己の意見の背景を問い直し、他者の意見の背景を理解しようと努める。相互理解は自己反省と他者理解によって可能になる。異質な他者との共生は相対主義的な相互の不干渉では成り立たず、相互の存在を肯定しつつ共に自らの意見や態度を批判的に乗り越えていく必要がある。自己反省と他者理解を欠くと、介入は強要に、信念は独善に、批判は非難になる。

愛は、「世界全体にたいして人がどう関わるかを決定する態度、性格の方向性のことである」(フロム 1991:76)。平和を望む欲求は人間一般や世界に対する愛なしには生じない。ゆえに、愛こそが平和な社会の基礎になる。愛(自己愛)が特定の他者との親密な関係性のなかで育まれるものであるとしても、そこで育まれた愛の発露(他者愛)は親密な関係にとどまるものではない。むしろ、そうした関係性こそが愛を無条件なものへと拡大する。一般化された愛的な態度は、会ったこともない名前も知らない他者に対しても向けられる(8)。それは、地球の裏側で暮らす人々が抱える紛争や搾取の問題に心を痛めるということであり、日

本社会のなかで困難を抱えながら生きている人々を迷惑な存在として切り捨てることのできない態度である。愛のない者は自分ことで苦しみ、愛のある者は他人ために苦しむ。多様な個人の権利を保障しようとすればするほど複雑な問題に直面せざるを得ず社会的な負担も増大することになる。これを無駄な負担と考えて拒否するか、必要不可欠な負担と考えて受容するか、という社会政策の選択を左右するのは、規範や知識だけでなく、どちらをより望ましいものと感じるかに関わる欲望の方向性である(9)。

昨今の社会状況を受けて道徳意識の低下を嘆く声も聞かれるが、必要なことは道徳の復興ではない。確かな道徳の要請こそ権威主義的欲求に根差している。社会の不寛容さ(愛のなさ)は今に始まったことではない。今、必要なことは、むき出しになった愛のない社会を再び規範のベールで覆い隠すことではなく、愛のない社会を愛のある社会に変えることである。愛は戒律・教義ではない。愛は、形式化された規範の適用ではなく多様な他者の呼びかけに応答することである。こうした愛的な態度は、教育やしつけによって育まれるものではない。規律を教え込んでも愛情深くはならないし、愛情を注いでも必ずしも規律を遵守するようにはならない。愛のある者が他者に暴力を振るわないのは「暴力を振るってはならない」という規範からではなく「暴力を振るいたくない」という衝動からである。「自己肯定感を持ちなさい」と言うだけではナルシシズムを助長する。他者に愛的な振る舞いを求めるならば、愛の大切さを説くのではなく、まず自らが他者を愛さねばならない。なぜなら、愛的な態度は他者から愛された人の基本的な態度にほかならないからである。ゆえに、愛は実践的な課題である。

権威主義的欲求は、自分の従うべき秩序、果たすべき役割、生きるべき意味を求める。道徳や宗教はこれらの要請に応えるものであるが、自己愛はもはやこうした道標を欲しない。愛は、道徳や宗教を基礎づけるものではなく、道徳や宗教に注がれていた救いを求める欲求を、そこから引き上げさせるものである。私たちが生きる原動力は、自己の生に対する愛からもたらされるべきであって、この生を意味づけることに求めるべきではない。意味とは、自己を超えた枠組みに対する信仰からもたらされるものだからである。人は、意味をめぐって相争う。本来、生きることに意味や価値などない。それでも、この無意味な人生を生きるに値すると思えるかどうか、つまり、意味という拠りどころを持たずに、有限性の不安を乗り越えて、この人生を「生きたい」と思えるかどうかは、他者から愛情を注がれるか否かにかかっている。

人はまた、真理や正義をめぐって、つまり絶対的な「正しさ」をめぐって相争う。愛は、これとは異なる規準を提供する。それは、「正/誤」「善/悪」ではなく「優しさ」という規準である。ここで提出される課題は「いかにして正しい社会を実現するか」ではなく「いかにして優しい社会を実現するか」である。

5. おわりに

5.1. 優しい社会の実現に向けて

人は有限性の「不安」から逃れるために無限に包まれる安らぎを求める。絶対的な拠りどころを求め、拠りどころの絶対性をめぐって対立する。昨今の社会状況の背後には、孤独や不安を抱える人間の「権威主義的欲求」がある。それは、確固たる「支え」へと埋没することによって不安を解消しようとする欲求である。その欲求は「自己反省」の欠如や「わが家」をめぐる「抑圧と排除の暴力」として表出する。「不安」を起点とするこの連鎖は、「自己愛」によって絶つことができる。自己の存在に対する確かな肯定が「不安」を緩和する。「自己愛」が「支え」となることで「自己反省」が可能になり、「自己反省」を通して「わが家」の絶対性は掘り崩され「抑圧と排除の暴力」は軽減される。

愛の論理は、「他者非難の不可能性」に気づかせ「自己責任」の意味を再提示する。さらに、安心な社会の実現に向けて「道徳の徹底」とは異なる道のりを模索し、「迷惑を受容しあう社会」の方向性を提示する。「平和な社会」の実現を望むのであれば、愛という基本的態度についての検討を欠くことはできない。「平和な社会」の基礎となる「自己愛」は他者から愛されることによって育まれる。他者から愛されることが「自己愛」を可能にし、「自己愛」が他者を愛することを可能にする。

しかし、例に漏れず現代社会は愛の乏しい社会である。公共空間には他者非難が溢れている (10)。自己愛の付与あるいは剥奪は身近な他者の存在に依存しているが、それは他者の個人的な資質のみならず、身近な他者との関係等を媒介にして、彼らを取り巻く社会の影響を受ける。過酷な自由競争を強いられ、自助努力、自己責任のもとに見捨てられる社会では、愛は希薄になる。そのような社会は人びとの生活から心の余裕を奪い去り、漠然とした生きづらさを植え付ける。誰も他人の面倒まで見ている余裕はない。育児や介護は家族の責任、降りかかる困難は個人の責任として捨て置かれる。誰もが自己を維持することに追われ、相互の理解や助け合いを可能にする「内なる安定」は負の螺旋を描くように奪われていく。他者を責め立て、異なる意見の者同士がいがみ合い、社会の分断は深まる。周囲の大人たちがこうした態度で子どもたちに接すれば、子どもたちの自己愛の形成は困難になる。自分が見捨てられていると感じる社会が他人を見捨てることを厭わない人々を育む。

いかにして愛のある社会を実現するか、この悪循環を好循環に変えるか。非常に難しい課題であるが、ここでは二つの論点を提示したい。愛のある社会の実現のための第一の論点は、愛情の格差を是正することである。社会的孤立が問題となっているが、経済的格差が自己責任では語れないように人間関係の自由化がもたらした人間関係から得られる恩恵の格差、他者と親密な関係性を築けるか否かをめぐる格差の問題は、自己責任で片付けることはできない。この格差が、不安や憎悪に根差した攻撃性を育む温床となる。

これと関連して、もう一つの論点は自律した主体という個人像を問い直すことである。権 威主義的欲求は、脆弱で依存的であらざるを得ない諸個人に対して、自律的な主体という観 念を強制することから生じる。他者に依存せずに生きられる人間などいない。にもかかわらず、その依存関係を隠蔽し、自律した主体という虚勢を張って生きることを強いられる状況のなかで権威主義的欲求は生じるのである。このとき愛の議論が捉えねばならないのは、主体を侵害する暴力ではなく、主体を形成し維持することそのものが内包している暴力性である(II)。優しい社会とは、自分の弱さに反省的眼差しを向け、支え合って生きることのできる社会、能力や生産性の有無に関わらず多様な個人の生が大切にされる社会である。それは、自分が困った事態に陥ったときに周囲の他者や公的な制度が助けてくれることを信頼できる社会である(I2)。

5.2. 愛の限界について

最後に、本稿の議論に反省的眼差しを向けてその限界について考える。もちろん、本稿は多くの限界を抱えている。例えば、死の問題を考えてみる。この問題を考える場合、自己反省ほど厄介な代物もない。なぜなら、反省能力によって獲得された自己意識、自己の有限性を自覚したこの個人主義的な自己意識こそが不安を生じさせる源泉であり、有限性を乗り越えようとする権威主義的欲求を生み出す元凶にほかならないからである。K. ヤスパースは次のように言う。「死に抗して絶対者へのかかわりがくりかえし求められ、そして、くりかえし限定された有限者が絶対的とみなされる」(ヤスパース 1997:334)。

愛によって死の問題を克服できるか。確かに楽観的な見通しは立たない。しかし、そこに自己反省的な眼差しを向けることはできる。死がもたらす不安や恐怖を直視せずに認識の埒外へと抑圧し、あるいは、死を超えたつながりを切望するロマン主義、全体主義、原理主義という幻想(大田 2011:277)によって死を克服しようとする試みこそ、拠りどころをめぐる抑圧と排除の暴力の根底にあるものである。個人の生と死を超えて連続性を担保するもの、個人の生と死に意味を与えるもの、それは人間にとって非常に重要なものだからこそ人はそれをめぐって抗争する。まずは何らかの支えによって死を肯定的に意味づけることを避けねばならない。死に意味を与え、死を引き受けることを可能にする支えに自己反省的な眼差しを向けて、その絶対性を解体せねばならない。「潔く死ぬこと」が称賛される社会は何より危険である。愛は死の恐怖を取り除いてはくれないが、死の恐怖に直面させてくれる。自己の生と他者の生のかけがえなさを痛感させる。このときわれわれは、G. バタイユが『内的体験』において主題として掲げた次の問題に直面する。この問題にいかに向き合うかが今後の課題となる。

苦痛を免れようというので、腹黒くも宇宙の全体とおのれ自身とを混同してしまう人間は、誰も彼も、まるで自分が宇宙の全体であるかのようにして一つ一つの事物を判断する。これは、腹の底で自分を不死の人間に見立てているのと同じやりくちである。こうした不明瞭な幻影は、生を享けると同時に、この生を耐え忍ぶのに不可欠な麻薬として私たちが手に入れるものなのだ。だが、私たちがひとたび麻酔から醒め、私たちのあるがままの姿を知るに至ったときはどうなるのか。饒舌家どものあいだに、そ

してまた、饒舌から射し込んでくる見せかけの光をひたすら憎悪するより仕方のないこの夜のなかに、深く迷い込んでいる私たち自身の姿を見たそのとき、私たちはいったいどうすればいいのだ? (バタイユ 1998:13-14)

注

- (1)「パーソナリティの力とは、基本的には、いろいろな欲求(動因、願望、情動)」(アドルノほか 1980:16)であり、権威主義的性格とは、この欲求がある程度の持続性を持って相対的に強い傾 向を指す。
- (2) 同様の指摘は、E. ホッファー(1969)、H. アーレント(1974)、P.L. バーガーほか(1977)、J. ヤング(2007)など多くの論者にみられるが、特に重要なのは K. ヤスパース(1997)の議論である。ヤスパースは「疑念の余地のない絶対的なもの」「支え〔拠り所〕」が失われた状態を「限界状況」と呼ぶ(ヤスパース 1997:293)。人間には「何らかのものが究極的かつ確固として存在すべきだ」という内なる欲求があり(同:385)、「堅固な世界観的殻」によって限界状況から逃れようとする(同:359)。それは「有限的なもの」「個別的なもの」を「無限的な全体へと絶対化する」ことによって「一つの閉鎖した全体」のなかで生きることであり(同:389)、こうした絶対化が「反省に対する不安」を生み「暴力的」「原則一本槍的」「狂信的」な態度を生じさせることになる(同:386)。
- (3) 現代社会の個人主義的な権威主義者には熱しやすく冷めやすい側面もある。依存の対象が自分の意に沿わなくなったとき、つまり、欲求を充足してくれる対象でなくなったときには、容易くそれを捨てる準備ができている。
- (4) 陰謀論は、複雑な世界を単純化する。それは、面倒な手続きなしに隠された真実へと至る近道であり、社会に漠然とした不満をもつ人々を惹きつける。陰謀論は、それを信じる者の不満や不信感が「世界が誰かに操られている」という形で表出したものであり、彼の攻撃性が絶対的な悪とされた標的に投影されたものである。陰謀論はその信奉者に自尊心を与え、自分だけが隠された真実に気づいているという優越感と、倒すべき敵と対峙したときに生じる一体感を与える。ただし、単純に陰謀論というレッテルを貼ることにも問題はある。多くの場合、自分にとって都合の良い情報は真実とされ都合の悪い情報は陰謀論とされる。問題の核心は自分が信じていることを正しいと思い込みたい欲求である。陰謀論やフェイクニュースの問題性は、それが虚偽であること以上に、それが自己防衛と他者非難のために利用されていることにある。
- (5)「わが家」をもつことに対する危惧とそれに代わるものの模索については下記の議論も参考になる。例えば、アドルノの「わが家」をもたぬ態度を知識人のそれとして非常に高く評価する E. サイードは、民族の同一性を前提とする「の政治学」に潜む排他性を指摘し(サイード 1992)、これに対して「世俗的解釈の政治学」を主張する(サイード 1995)。彼は、そのなかで「家を持たざるもの」の可能性に言及している。E. レヴィナス(2010)は、平和を 2 つに区別し、同一性(異質なものの同化)に基づく「〈真理〉を起点とした平和」に対して「他性との関係としての平和」を対置する。彼によれば後者の平和は「窓を閉め切ってわが家にあり、外部から自分を否定するものを斥けるような人間のブルジョア的平和ではもはやない」(レヴィナス 2010:137)。J. デリダは、「無条件の歓待」について次のように論じている。「絶対的な歓待のためには、私は私の我が家(mon chez-moi)を開き、(ファミリー・ネームや異邦人としての社会的地位を持った)異邦人に対してだけでなく、絶対的な他者、知られざる匿名の他者に対しても贈与しなくてはなりません」(デリダ 1999:64)。
- (6) 以下、本稿で用いる「愛的な態度」「愛のある者」等の用語は、議論を簡略化するために便宜的に用いるが、決して愛があるか否かといった単純な二元論を意味しない。「愛された経験が愛的な態度を形成する」と言った場合、それは「他者から愛情を受けた人ほど他者に対してより愛情に基づ

く態度を示しやすい」という意味であり、そこには当然グラデーションがある。

- (7) 自己反省と他者理解には知的な能力も関与しており、自己愛さえあれば両者が可能になるとは言い難い。社会的弱者とされる人々に対する非難や多様性を否定する主張の背後には、浅慮とそれ自体への無自覚がある。ただし、どんなに知的な能力に恵まれていたとしても、愛に恵まれず不安に苛まれている人は、認知的にも自己防衛的にならざるを得ない。他者の異なる意見に耳を貸す余裕がなく、また、答えの出ない問いに耐えられず単純な答えを与えて安心しようとする。自己を客観的に認識する能力、他者に対する社会学的な想像力、思考の柔軟さ、曖昧さに耐え複雑なものを複雑なままに理解する能力、これらは知的な能力と自己愛の双方があって初めて可能になる。
- (8) 一般化された愛的な態度は、現実的な状況に応じて、特定の親密な他者を優先的に扱うこと、自由 や多様性に一定の制限を加えることを否定するものではないが、愛のある者にとってそれは「苦 渋の選択」である。
- (9) 自己愛に根差した平和的態度とは対照的に自己憎悪に根差した破壊性というものがある。本稿で論じてきた秩序への欲望に基づく権威主義的攻撃は、死への衝動とも呼ぶべきこの破壊性とは区別される。両者は権威主義的性格の構成要素とされているが(アドルノほか 1980)、前者は絶対化された枠組みを維持しようとする自己防衛であり、後者は枠組みをも含めた根源的な破壊衝動である。前者が有限性の不安に対処する代理充足(飼い慣らされた死の欲動)だとすれば、後者は有限性の根本的な解決である。社会政策に対する態度にはこうした衝動も影響を与えている。
- (10) 背景には SNS の影響もある。SNS では極端な意見が注目されやすく、私的な領域にとどまっていた「本音」が広く拡散されるようになった。近代社会が築いてきた理念に対する無知に裏打ちされた素朴な差別感情や無邪気な正義感が一定の共感を得ることで影響力を増している。ただし、SNS はあくまで一つの増幅装置である。
- (11) この点に関してはフェミニズムの議論が参考になる。岡野八代は「ケアの倫理」の社会的可能性について次のように論じている。「ケアの倫理がわたしたちに突きつけているのは、自律的な主体が存在し、自由意志において政治社会を構成するといった契約論的な社会の構想が、これまで考えられてきたように他者の包摂を可能にしているどころか、じつは、厳格に閉じられた自律的主体だけの世界を構築してきたのではないか、というラディカルな問いである。ケアの倫理は、主権的な主体の暴力的な包摂による社会の構想からいったん離れてみることを可能にしてくれる」(岡野 2012:184)。
- (12) 地域社会の共助を謳う地域福祉の推進が結局のところ国家の公的責任の放棄でしかないとすれば、 共生の土台を掘り崩し「地域共生社会」の実現をますます困難なものにしているのは、そのよう な政府の社会政策それ自体にほかならない。新自由主義的な能力主義のなかで蔑ろにされている 優しさや思いやりの価値を再評価し、例えば、労働のあり方から見直さねばならない(自立のた めの労働から共生のための労働へ)。

参考文献

アドルノ, T.W. (1986) 『三つのヘーゲル研究』渡辺祐邦訳、河出書房新社

- -----(1995)『認識論のメタクリティークーフッサールと現象学的アンチノミーにかんする諸研究』 古賀徹・細見和之訳、法政大学出版局
- ----(1996)『否定弁証法』木田元・徳永恂・渡辺祐邦・三島憲一・須田朗・宮武昭訳、作品社
- ―――(2009)『ミニマ・モラリアー傷ついた生活裡の省察』三光長治訳、法政大学出版局
- アドルノ, T.W. ほか (1980)『権威主義的パーソナリティ』田中義久・矢沢修次郎・小林修一訳、青木書店

アーレント, H. (1974)『全体主義の起原 3-全体主義』大久保和郎・大島かおり訳、みすず書房

大田俊寛 (2011)『オウム真理教の精神史―ロマン主義・全体主義・原理主義』春秋社

岡野八代(2012)『フェミニズムの政治学一ケアの倫理をグローバル社会へ』みすず書房

サイード, E.W. (1992)「知の政治学」大橋洋一訳『みすず』no.377、pp.2-16

———(1995)「インタヴュー」ウィック, J. &スプリンカー, M. (インタヴュアー)、木下誠訳『現代思想』第 23 巻第 3 号、pp.72-109

杉田水脈 (2018)「『LGBT』支援の度が過ぎる」『新潮 45』 2018 年 8 月号、pp.57-60

立岩真也・杉田俊介 (2017)『相模原障害者殺傷事件―優生思想とヘイトクライム』青土社 k

デリダ, J. (1999)『歓待について-パリのゼミナールの記録』デュフールマンテル, A. (序論)、広瀬浩司訳、産業図書

ドゥルーズ, G. &ガタリ, F. (1986)『アンチ・オイディプス―資本主義と分裂症』市倉宏祐訳、河出書房 新社

ニーグレン, A. (1995)『アガペーとエロース』岸千年・大内弘助訳、新教出版社

バウマン、Z. (2001)『リキッド・モダニティー液状化する社会』森田典正訳、大月書店

バタイユ, G. (1998) 『内的体験-無神学大全』出口裕弘訳、平凡社

バーガー, P.L. /バーガー, B. /ケルナー, H. (1977)『故郷喪失者たち―近代化と日常意識』高山真知子・馬場伸也・馬場恭子訳、新曜社

フロム, E. (1965)『自由からの逃走』日高六郎訳、東京創元社

―――(1991)『愛するということ』鈴木晶訳、紀伊國屋書店

——(1997)「利己心と自己愛」『愛と性と母権制』滝沢海南子・渡辺憲正訳、新評論、pp.84-120

ブーバー, M. (2014)「我と汝」『我と汝・対話』田口義弘訳、みすず書房

ホッファー, E. (1969)『大衆運動』高根正昭訳、紀伊國屋書店

ホルクハイマー, M. &アドルノ, T.W. (2007) 『啓蒙の弁証法―哲学的断想』徳永恂訳、岩波書店ヤスパース, K. (1997) 『世界観の心理学』重田英世訳、創文社

ヤング, J. (2007) 『排除型社会一後期近代における犯罪・雇用・差異』青木秀男・伊藤泰郎・岸政彦・ 村澤真保呂訳、洛北出版

レヴィナス, E. (2010)「平和と近さ」『他性と超越』合田正人・松丸和弘訳、法政大学出版局、pp.132-145

「すがわら おもい/専門学校非常勤講師/社会学」

「愛」で虐待は防げるか?

一 児童虐待事件に関する新聞記事のフレーム分析 一

Can "Love" Prevent Abuse ?

A Frame Analysis of Newspaper Articles on Cases of Child Abuse –

木野村 樹里 KINOMURA, Juri

0 問題関心と研究の背景

我が国における児童虐待事件が社会問題として認知され、問題視されるようになって久しい。もはや、児童虐待事件の増加を近年の傾向として語るのは憚られるほどに、児童虐待の相談件数は長いあいだ右肩上がりの増加を続けている。21世紀を迎え、子どもを取り巻く環境は大きく変化した。少子高齢社会、特に3.11東日本大震災後の日本では「絆」なる言葉がもてはやされ、そこで強調される「家族」の重要性には疑問をさしはさむ余地も残されていない(ように見える)。児童虐待の増加が叫ばれ、子を持つ人びとの多くが自らも虐待の加害者となるのではないかという不安を抱えていることは疑いの余地もない。それにもかかわらず、実際に自らの子を手にかけた加害者に対しては同情的な反応を示す一方で、再犯防止あるいは同種の犯罪の抑止のために加害者を厳しく処罰すべきであるという意見がみられる。自らが加害者になるかも知れないという不安を抱えているはずの人びとでさえそうなのだ。

ここ数年来、親子心中や一家心中、子殺しや児童虐待が連日のように社会問題としてマス・メディアによって報道されている。マス・メディアによる報道からは、ある時期からこれらの事件が急増したかのような印象を受ける。1975年前後もこれらの現象が社会問題として関心を集め、心理学的・社会学的研究がさかんに行われている。

1975年前後も現在と同様に子殺しや子ども虐待が連日のようにマス・メディアで取り扱われ、世の耳目を集めていた。当時の研究は立場こそ違えどもいずれも加害者に焦点をあてており、子殺しの原因について考察を加えたものである。当時の研究としては、稲村博・中谷謹子・佐々木保行・佐藤カツコなどが挙げられる(1)が、中谷や佐々木の研究は「母性」が本能ではないことが自明視される以前の女性擁護の立場のものである。当時、世間一般あるいはマス・メディアが「母性喪失」などをとりあげて問題視していたことが背景にある。その後、1980年代半ばには内山絢子・山岡一信、菊田昇らがやはり子殺しの原因に着目した研究を行っている(2)。近年では田間泰子(2001)が、新聞は子どもや家族について報道することによって、どのような「現実」を構築しているのか、という問題関心から、新聞紙上の言説のうち分析対象を特に子捨てと子殺しという出来事の記事に絞り、分析を行っている。これらの研究はいずれも、子殺しの加害者は母親である、という前提を共有しており、そのうえで母親による子殺しの要因が世間一般あるいはマス・メディアがとりあげている「母性

喪失」が当てはまるか否かを論じている。

しかし、これらの研究はあまりにも「母親」は一般的に「愛」をもって子に接する生き物である、ということを前提としすぎているのではないか、という疑問が残る。「愛」という語ではなく「母性」という語に置き換えられてはいるものの、やはりそこには「愛」らしきものが前提されているように見受けられる。確かに子は親からのケアによって生存を確保し、成長する存在であるが、果たして「愛」は当たり前に誰しもが与えられるようなものなのであろうか。本稿では、新聞記事のフレーム分析を通して、これまで自明視されてきた親から子への「愛」、親の子に対する「責任」という観念がいまだに人々の間で信頼を置かれているのかについて検討する。現代においても、親の「愛」や「責任」によって子の育成が支えられると期待されているのであろうか。人々は「愛」によって虐待を防ぐことができると考えているのだろうか。

1 先行研究

1970年代、子捨てや子殺しの事件が社会問題として関心を集め、心理学的・社会学的研究がさかんに行われていた。本論では、1970年代の子殺しに関する研究のなかから田間泰子による「母性」言説に関する研究を概観する。

田間泰子は、新聞は子どもや家族について報道することによって、どのような「現実」を 構築しているのか、という問題関心から、新聞紙上の言説のうち分析対象を特に子捨てと子 殺しという出来事の記事に絞り、分析を行っている (田間 2001)。そこで田間は 1973 年から 1975年と、1953年、1963年、1968年、1978年、1983年の朝日・読売・毎日新聞の三紙 (縮刷版) に掲載された子捨て・子殺し関連の記事を分析するなかで、母親が加害者となる子 捨て・子殺しの原因を母性喪失に求める言説は1973年の特徴であったことを指摘している。 田間は、記事を具体的事件記事と一般的なレベルでの「現実」を構築する記事に分類し、具 体的事件記事においては報道される子捨て・子殺しの犯人は、父親もかなりの割合を占める こと、とくに事件報道件数の増加は父親が犯人として含まれる事件の報道が寄与しているこ とを指摘している。一方で、一般化されたレベルでの子捨て・子殺しの物語として語られる 場合、母親は単独で語られるだけでなく父親と共に語られるがゆえに、ほとんど常に語られ ることになり、圧倒的に母親が加害者となることを指摘している。また、この一般化された レベルでの子捨て・子殺しの物語が、父親による事件報道が続くなかでも「父と子」の物語 が作られず、「母と子」の物語がたやすく作られていったこと、子どもを犠牲者とする物語 の作られ方に大きな偏りがあり、具体的な事件報道記事における父親による子捨て・子殺し の「現実」は、加害者としての父と犠牲者としての子どもの物語を作る素材とはならず、む しろ母性喪失を原理とする加害者としての母親と犠牲者としての子どもの問題に変貌するこ とを明らかにしている。

田間の研究は子捨て・子殺しの物語が、母性喪失を原理とする加害者としての母親と犠牲者としての子どもの問題として扱われることを指摘している点で、本論の問題関心にも通ずる。田間は、母親が加害者となる子捨て・子殺しの原因を母性喪失に求める言説が 1973 年の

特徴であり、その後、73 年をピークとして急激に消失したこと、そしてそれは 74 年前半期にはまだ母性を母親たちに帰属させていたが、後半期以後には母性すら母親の独占物ではなくなるという、母性の意味連関の拡散・消失をともなっていたことを指摘している。しかしその一方で田間は、父親がほとんど全く語られなくなったために、相対的に母親が語られ続けているという結果を指摘し、「〈子と母〉という排他的意味連関は、物語において、底流として生き延びたというべきではないだろうか」(田間 2001: 94) とも指摘しているのである。

そこで問題となるのが、新聞紙上から消えた「母性」はどこへ消えたのか、ということだ。 たしかに「母性」という言葉は、時代の流れとともに容易には用いられなくなったのかもし れない。しかし、田間が指摘するように、〈子と母〉という排他的意味連関が物語における 底流として生き延びたのであれば、これまで「母性」という語が内包していた意味内容が、 そう易々と消失するとは考えにくい。「母性」という外身を脱ぎ捨てた意味内容は、別の語 のなかに入り込み、いまなお記事のなかに残存しているのではないか。男性の育児参加が叫 ばれるようになった時代の変化を考慮に入れると、それは父親にも適用可能な語や表現に姿 を変えていると考えられる。

2 新聞報道における児童虐待事件

新聞記事には原則として、いつ (When) どこで (Where) だれが (Who) なにを (What) なぜ (Why) どのように (How) 成したのか、という六要素 (いわゆる 5W1H) が含まれるが、個々のニュースによってこの六要素のうちのどれが一番重要性をもつかは違ってくる (共同通信社 2006)。「事件」、とくに「犯罪」と呼ばれるものには「加害者」と「被害者」が存在し、「被害 (加害) 内容」がある。さらに我々はそこにその加害者の「動機」ないし「(事件の) 背景」を想定する。従って、事件報道にはこれらの要素が織り込まれる必要がある。誰が加害者となり、どのような加害行為があり、被害者は誰であるのか。そして、その加害行為の理由ないし背景は如何なるものなのか。我々が事件報道で重視するのは 5W1H のうち、だれが (Who) なにを (What) なぜ (Why) 行ったのか、という 3 点である。事件報道には事実のみを伝えるものと、登場人物やその行為の内容、背景、動機などをクローズアップし、より生々しくその事件を描き出すものとがある。後者のようなパターンをとる事件報道は時として、当該事件だけでなく類似する事件の印象形成にも影響を及ぼす。

一般の文章では結論を最後に書くが、ニュース報道記事は結論を先に出し、次に経過的に重要なこと、説明的なことを順次書く「逆三角形」という文体をとる (共同通信社 2006)。これは、「読者にまずニュースのポイントを伝える」(共同通信社 2006:10) ことになり、記者によってあらかじめこの記事をどのように読むべきかという視点、枠組みが提示されているのである。また、記事の見出しに関しても「読者を本文へ引きつけ、いざなう看板、案内標識であるとともに、記事の勘所を前もって知らせ、本文を読み進めやすくする役目を果たす。簡潔な記事の極致」(共同通信社 2006:10) でもあると指摘されている。読者である我々はそうしてあらかじめ提示された視点、枠組みを通して事件に接し、その事件がいかなるもので

あったのかを理解する。それは単に記事中にある単語の出現頻度で測られるわけではない。 記事中のすべての段落が同様の重さを持つわけでもなく、どの文章が記事の核心であり結論 であるか、という判断がまずあり、そのうえでの判断による。それゆえ、本論ではあえてア ナログな方法で記事の内容分析を試みる。記事の見出しと本文を併せて読み込み、その記事 がいかなる枠組みに依拠しているのかを析出した。

分析対象となる記事の収集は、以下の手順で行った。

読売新聞のオンラインデータベース・ヨミダス歴史館で検索期間を 2000 年 1 月 1 日から 2012 年 12 月 31 日に指定し、以下の検索式を用いて全文検索を行った。田間が 1980 年代 後半まで分析を行っているため、本論ではそのあとの時代である 2000 年代以降を対象とした。検索式は文字数制限の関係上、2 つに分割している (表 1)。検索式 2 では、検索式 1 で 抽出されたものを除外するため、検索式 1 に含まれる語彙を除外するよう指定した。

そこで抽出された記事 152,642 件のなかから、さらに以下の条件に合致する記事を抽出 した。

分析対象事件:

- 1. 広義の「家族」(同居/非同居を問わない) のなかで、年長者(親) が年少者(子) に 危害を加えた事件(死亡の有無は問わない)。年長者は「保護責任者」にあたるも のをいう。
- 2. 事件記事のほか、投書・社説・コラム等。
- 3. 児童擁護施設、保育所等の施設で起こった事件を除く。
- 4. 加害者-被害者が実質的に保護-被保護の関係にないものを除く。
- 5. 宗教関係の事件を除く。

表 1

検索式 1:

(子 OR 娘 OR 息子 OR 幼児 OR 児童 OR 乳児 OR 新生児 OR 赤ちゃん OR 女児 OR 男児 OR えい児 OR 乳飲ん子 OR 長女 OR 次女 OR 二女 OR 三女 OR 長男 OR 次男 OR 二男 OR 三男) AND (殺害 OR 死亡 OR 遺棄 OR 置き去り OR 放置 OR 遺体 OR 死体 OR 死なせた OR 捨て子 OR 棄児 OR 虐待 OR せっかん OR 心中 OR 道づれ OR 自殺 OR 殺した OR 殺された OR 殺す OR 死なす)

検索式 2:

(四女 OR 五女 OR 六女 OR 七女 OR 四男 OR 五男 OR 六男 OR 七男) AND (殺害 OR 死亡 OR 遺棄 OR 置き去り OR 放置 OR 遺体 OR 死体 OR 死なせた OR 捨て子 OR 棄児 OR 虐待 OR せっかん OR C OR - OR ORL OR OR # OR) NOT (7 OR OR 87 OR 長女 OR 次女 OR 二女 OR 三女 OR 長昇 OR 次男 OR 二男 OR 三男)

この2段階目の抽出にあたっては、見出しだけでは対象記事であるか否かの判断がつかないため、記事を読み事実関係を確認したうえで、対象記事か否か判断した。その結果、抽出された12,129件の記事に関して、どのようなフレームを用いて事件の加害者を報道しているのか確認した。4つのフレームのうちいずれかのフレームをもつものが1,923件あり、10,229件は加害者を描くいずれのフレームも持たない記事であった。なお、一記事に対して複数のフレームを持つ記事もあった。

なお、定義に合致するとしても、明らかにそれが一般的にいう「親子」とは到底みなされえないものに関しては除外している。たとえば、2010 年 4 月に発覚した高槻保険金殺人、2011 年 11 月に発覚した尼崎連続変死事件などがそれである。2002 年 3 月に発覚した北九州監禁殺人事件のような特殊な事件も除外している。

本論で収集した記事の分類にあたっては、以下の4つのフレームに分類した。我々が事件 報道で重視するのは記事に含まれる 5W1H のうち、 だれが (Who) なにを (What) なぜ (Why) 行ったのか、という 3 点である。そのうち、なぜ (Why) の部分の記述に重点を置き、分類を 行った。このなぜ (Why) は加害者自身によって語られている場合 (加害者の言葉として「」 つきで引用される場合) や、裁判の経過を伝える記事では裁判関係者等によって語られてい る場合、記事を書いた記者によって推測されている場合などがある。記事は新聞記事の構成 の特徴から、見出しと経過的に重要なこと、説明的なことに分けられ、なぜ (Why) は見出し と経過的に重要なことの部分に含まれる。そのため、主に記事の見出しと記事中の経過的に 重要なことが書かれている段落で加害者がどのような人物として描かれているのかを元に、 設定した4つのフレームに分類した。また、経過的に重要なこととしてではなく説明的なこ ととして加害者の過去に触れている場合、その内容にも着目した。当該事件との因果関係が 不明であるにもかかわらず、過去の通院歴などを記事に織り込んだ場合、見出しや経過的に 重要なこととして扱われないにもかかわらず、その文章が当該記事全体の印象を左右するか らである。一つの記事に対して複数のフレームをもつものも当然存在する。たとえば、なぜ (Why) が加害者の思い悩みの場合かつその思い悩みのもとになったのが精神的な病である場 合、どちらかを強調せず、どちらも同程度の重さで扱っている場合などがそれである。

本論では語彙に着目するのではなく、記事の文脈や微妙なニュアンスからフレームに分類 していく。どのような文章がそのフレームに分類されたのかを逐一挙げることが困難である ため、それぞれの典型的な例を以下に示す。

(1) 親不適格フレーム

以下の記事は親不適格フレームの例である。

2001.02.16 出産直後の男児殺害事件 19 歳の母親を少年院送致/神戸家裁姫路支部 大阪 夕刊 夕社会 15 頁 204 字 01 段 兵庫県姫路市南畝町で昨年十二月、生後間もない男児の遺体が見つかった事件で、殺人、死体遺棄容疑で送致された同市内の無職少女 (19) に対する審判が十五日、神戸家裁姫路支部であり、篠原礼裁判官は「人格、社会性が未熟なための身勝手な犯行で矯正教育が必要」などとして、中等少年院送致の決定を言い渡した。

決定によると、少女は昨年十二月十一日早朝、自宅で出産した男児を浴槽の湯につけて殺害、同日夜、遺体を道路わきに捨てた。

上の例では、裁判官の発言を記事化することで、加害者が「人格、社会性が未熟なため」に「身勝手」な行いをする人物であるということを新聞の読者に伝えようとしていると考えられる。この「身勝手」という語彙は、家庭内に限ってみれば、保護責任者である親は子どもを第一に考え生活すべきである、というごく一般的に多くのひとが持っている考えに反した行動をとった人間を非難するために用いられていると解釈することができる。「身勝手」と同様に、「自己中心的」、「教育的配慮に欠く」、「未熟」、などの語彙も同様に、加害者を非難するために用いられている。そのため、このような語彙を用いて加害者を非難する文脈の記事を親不適格フレームとして扱った。

これらの語彙は、「母性喪失」などのように女性のみに適用されてきた語彙とは異なり、男性の加害者に対しても用いることができる。

(2) 煩悶フレーム

以下の記事は煩悶フレームの例である。

2005.03.01 「一緒に死ぬつもりだった」 尼崎中央署、園児絞殺容疑の母親起訴=阪神 大阪朝刊 阪神 33 頁 282 字 02 段

尼崎市北竹谷町 3 のマンションで保育園児の大亀一樹君 (5) が絞殺された事件で、殺人容疑で逮捕された母親の無職大亀美代子容疑者 (33) が尼崎中央署の調べに 「夫婦関係で悩んでいて、子供と一緒に死ぬつもりだった」と供述していることが 28 日、わかった。地検尼崎支部は同日、大亀容疑者を殺人罪で起訴した。

起訴状によると、大亀容疑者は、内縁の夫(33)に浮気を邪推されたことなどで自暴自棄になり、2月7日午後8時から同30分ごろ、自宅居間で長男一樹君の首を電気コードで絞めて殺害した。

大亀容疑者は昨年 10 月に長女を出産したばかりで、
 逮捕直後は「育児に悩んでいた」と供述していた。

この記事では、当初は育児に悩んでいたと供述していた加害者が、取り調べが進むうちに、夫婦関係に悩んでいたと供述したことを伝えている。どちらの理由にせよ、加害者が思

い悩んでおり、そのことによってこの事件が引き起こされたという説明がなされている。この事件を説明するにあたって、この「悩んでいた」という言葉がなければ、意を決して殺害したとも受け取ることが出来るため、加害者の言葉として「」つきでわざわざこの「悩んでいた」という言葉を用いることで初めてこの事件は、思い悩みによって引き起こされたものであると解釈することが可能になる。

(3) 精神疾患フレーム

以下の記事は、精神疾患フレームの例である。

2001.02.19 奈良の長女薬殺未遂事件 坂中被告は「解離性障害」の可能性高い 鑑定で診断 大阪夕刊 夕社会 15 頁 425 字 03 段

奈良市の長女薬殺未遂事件で、殺人未遂罪で起訴された同市青山、准看護婦坂中由紀子被告(43)が犯行時に、自分の意識や人格と無関係な精神活動が現れる「解離性障害」の可能性が高いと奈良地検の精神鑑定で診断されていたことが十九日、わかった。自らの優しさを強調するために、わざと子供を病的な状態に陥らせる「代理ミュンヒハウゼン症候群」の可能性もあるとしている。

関係者の話では、鑑定書では坂中被告について、解離性障害の可能性が高かったと診断。同障害は自分自身で受け止めたくない意識を取り除こうとして起き、自分が体験したことが思い出せなくなり、極端な場合は多重人格になるという。

しかし、鑑定書は坂中被告が善悪を判断する能力は著しく落ちていなかったとして、 責任能力がなかったとは言えないと結論付けている。

代理ミュンヒハウゼン症候群は児童虐待の一種ともされ、これに陥った母親は、自ら 傷つけた子供を献身的に看護して優しい母親を演じ、周囲にアピールすることが目的だ という。

記事のタイトルから記事の本文まで、加害者が解離性障害や代理ミュンヒハウゼン症候群であった可能性を指摘している。責任能力については「なかったとは言えない」としているが、記事全体の流れとしては、加害者がなんらかの精神的な病を患っていたことを指摘し、それゆえにこの事件が起きたと解釈している。そのため、このような記事は精神疾患フレームとして扱った。

(4) その他の非難フレーム

以下の記事はその他の非難フレームの例である。

2012.04.28 長女に殺虫剤針 継父 罪認める=福岡 西部朝刊 福岡 31 頁 435 字 01 段

福岡市南区の少女虐待事件で、道交法違反 (無免許運転) や傷害罪などに問われた継父の無職男 (36) の公判が 27 日、福岡地裁 (鈴嶋晋一裁判官) であり、長女に対する傷害罪について、男は「間違いありません」と起訴事実を認めた。

検察側の冒頭陳述などによると、男は物心つく前に母親と死別し、父親と 2 人で生活。酒に酔った父親に、棒でたたかれたり、ひもで縛られたりした。 父親を見て自己中心的で短気な性格になり、19 歳の時には、交際女性の幼児 2 人を虐待するなどして死亡させ、傷害致死罪などで懲役 4 年以上 8 年以下の不定期刑を言い渡された。今回の犯行に至った経緯を、「長女との同居当初は、暴力を振るわないと決心していたが、次第にイライラして、殴打などの暴行を加えるようになった」と主張した。

起訴状によると、男は1月3日、自宅ベランダで、ビニールテープなどで長女の手足を縛り、手に電気コードで通電してけがをさせ、同7日にも、殺虫剤の針を長女の右足に刺して噴射するなどして重傷を負わせた、とされる。

この記事では加害者の (加害者自身の親との関係はあるものの) 自己中心的で短気な性格によって事件が起こったという説明の仕方をしている。さらに、過去の事件を引き合いに出すことで、加害者のそもそもの性格として「自己中心的で短気」であることを印象づけている。加害者の発言として「暴力を振るわないと決心していたが、次第にイライラして」という部分を取り上げることで、自らの衝動を制御することが出来ない人物としてこの加害者を描き出している。このような記事はその他の非難フレームとして扱った。

また、加害者の行為の責任を認めながらも、加害者がその行為に及んだ原因を第三者の影響に求め、加害者から加害者性を剥奪するような記事 (たとえば、加害者の交際関係に言及し、交際相手が関与したことをほのめかし、加害者をも被害者化するような記事) もその他の非難フレームとして扱った。

(5) 各フレームの割合

抽出された 12,129 件の記事に関して、どのようなフレームを用いて事件の加害者を報道しているのか確認したところ、4 つのフレームのうちいずれかのフレームをもつものが 1,923 件 (15.8%) あり、10,229 件 (84.3%) は加害者を描くいずれのフレームも持たない記事であった。いずれかのフレームをもつ記事のうち、4 つのフレームの割合は以下のとおりであった (図 1)。

母親が加害者となる子捨て・子殺しの原因を母性喪失に求める言説にみられる「母性」が 意味していた内容はいかなるものなのか。田間によれば、「母性」は戦後の中絶容認の歴史に おいて婚内子を生み育てるためにだけ女性たちに強要されていた。それが 1973 年 2 月中旬 からの子捨て・子殺し事件の連日の報道をきっかけとして母性喪失の言説が氾濫し、その沸

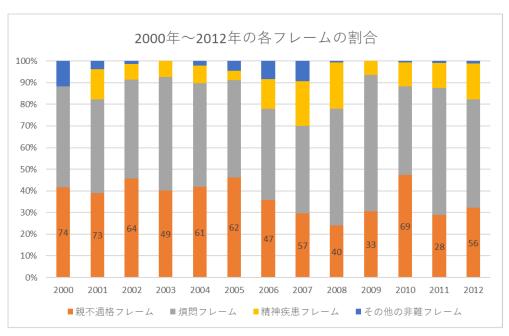


図 1

騰点において達成されたのが、母性喪失を組み込んだ中絶と子捨て・子殺しとのカテゴリー 統合だったと田間は指摘している。「母親は、この閉鎖的な意味空間のなかで非常に規範的 な非難を受けていた」のである (田間 2001:96)。

「母性」という用語が、研究上の概念としてもっとも確固たる地位を占めているのは、医学分野およびその接近領域である。大日向雅美によれば、保健衛生の面で用いられた母性は、妊娠・分娩・産褥期の女性を対象として用いられた狭義のものから、妊産婦のみならず広く女性一般を対象として用いられる広義のものへと変化していく(大日向 1988)。広義の概念での母性は、より一般的な母性の意味に近く、「母親らしさ」あるいは「女性が母としてもつ特性」という意味で用いられていると考えられる。

「母性」に対し矢木公子 (1990) は、「高度経済成長期以降の人口集中が著しい現代日本の都市社会においては、自然や社会条件から、極端な職住分離・夫婦の役割分担の固定等によって、この養育の担い手が母親に限定されてしまった」ことをあげて、「この養育が母性の範疇であるということを社会全体に、そして一人ひとりの女性の内面に浸透させたのが、母性イデオロギーである」と説明している (矢木 1990)。しかし、大日向は、「母性」が単なるイデオロギーではなく、もはや「社会的通念」として存在していることを、以下のように指摘している。

概念規定の曖昧さを一方に残しながら、他方では、母性は絶対的なもの、崇高なものという社会的通念が存在していることである。とりわけ日本社会においては、子育てにおける母親絶対の論理が広く根深く浸透していることがみられる。(大日向1988:44-45)

「母性」はこれまで、イデオロギーとして語られ、とらえられてきたが、こと子殺し事件に関しては、「社会規範」の様相を呈する。医学的な根拠を越えた価値観をも含有するようになった「母性」は、内藤和美 (1990) によれば、日本社会のなかで 1 つの規範を成してきた。それは、「一面では、家庭内しかも母親という役割に限られたものではあっても、女性にある地位を与え、また、母親としてのアイデンティティを補強するなど、プラスの作用をもってきた」が、「他方、社会的規範としてのそれは、個々人とりわけ女性の自我発達・自己実現の疎外につながる側面をもって」きた (内藤 1990:80)。

「母性」は、女性にとっても男性にとっても、女性を家庭内に留めておくために必要なタテマエであったといえる。現在では、これまで女性に集中してきた養育の責任は男性にも負わされるようになってきた。そのなかで、これまで「母性」という言葉であらわされてきた、親の子に対する態度や接し方は、もはや「母親らしさ」ではなく「親らしさ」に言い換えられるべきものとなっている。それに伴い、「母性喪失」というように表されていたものは(文脈に依存はするものの)「身勝手」、「自己中心的」、「教育的配慮に欠く」、「未熟」などの語彙に置き換えられ、あるいは特定の語彙を用いずに、けれども文章全体としては明らかに親としての適格を欠いているというニュアンスを含む文章で描かれ続けてきたものと推測される。加害者を親としての適格を欠く人物として描くことからこれらの記事を本論では「親不適格フレーム」をもつ記事として扱った。結論を先取りしていえば、1973年をピークに「母性」という語彙は新聞上からはほぼ姿を消したが、その語彙に含まれていたであろう「母親らしさ」(「親らしさ」)を欠いている人物として加害者を批判する記事は現在も残存している。

では、加害者を親としての適格を欠く人物として描く記事は 2000 年から 2012 年の 13 年間ではどの程度の割合でみられるのか。先述したとおり、収集した記事 12,129 件中、本論で設定した 4 つのフレームのうちいずれかのフレームをもつものが 1,923 件あり、そのうち

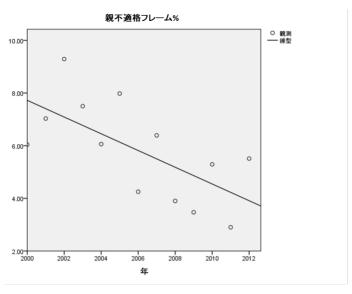


図 2

「親不適格フレーム」は 713 件であった。これはいずれかのフレームをもつ記事の 37.08% を占める。また、いずれかのフレームをもつ記事全体に占める「親不適格フレーム」の割合を掲載年別にみてみると、ゆるやかに減少していることがわかる (図 2)。また親不適格フレームにおける掲載年の影響を分析するために分散分析を行った。その結果、掲載年の効果は有意であった (F(1,11)=8.555,p<.005)。以上のことから、親としての適格を欠いている人物として加害者を描く記事は残存しているものの、ゆるやかに減少しているといえる。

親の子に対する態度や接し方は、もはや「母親らしさ」ではなく「親らしさ」に言い換えられるべきものとなっていることは先に述べた。同様に、「母性」という語は「親としての適格」という語に置き換えられ、父親にも適用可能な語に姿を変えた。親としての適格のなさを非難する際、その人物が「身勝手」、「自己中心的」、「教育的配慮に欠く」、「未熟」などの語彙で表されることから、「親らしさ」や「親としての適格」を担保するものは、子に対する「愛」と「責任」であると解釈できる。つまり、表現こそ変容したものの、親は子を愛すべきであり、愛に基づく責任を果たすべきであるという観念は存続し続けているといえる。ただし、こうしたフレームがやや減少傾向にある点は注目に値する。

では、約10年を経過した現在はどのようになっているのだろうか。読売新聞のオンラインデータベース・ヨミダス歴史館で2021年4月1日から2022年3月31日までの1年間に限定し、児童虐待事件に関する記事を収集したところ、以下のような結果であった。

ただし、今回は前回のような煩雑な検索式でなく、「児童虐待」「子 殺害」「親 死亡」の キーワードで検索を行い、重複記事を除外した。

抽出された 395 件の記事に関して、どのようなフレームを用いて事件の加害者を報道しているのか確認したところ、4 つのフレームのうちいずれかのフレームをもつものが 56 件

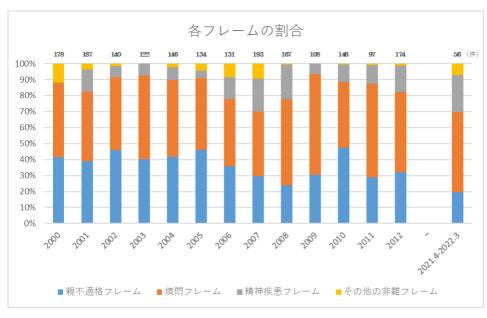


図 3

(14.2%) あり、339 件 (85.8%) は加害者を描くいずれのフレームも持たない記事であった。加害者を描くフレームをもつもののうち、「親不適格フレーム」が 11 件、「煩悶フレーム」が 28 件、「精神疾患フレーム」が 13 件、「その他の非難フレーム」が 4 件であった (図 3)。

「親不適格フレーム」は 11 件で、これはいずれかのフレームをもつ記事の 19.6% にすぎない。2000 年から 2012 年にかけて「親不適格フレーム」の割合が減少してきたことは前述したが、2022 年ではさらにその割合は減少していることがわかる。また、加害者を描くいずれのフレームも持たない 339 件 (85.8%) をみてみると、その多くが児童相談所に対する批判であった。

児童虐待事件について、「親不適格フレーム」で語られることが減少しているということ はどういう意味をもつのであろうか。

日々の事件を新聞やテレビなどのマス・メディアを通して知る我々は、マス・メディアによってあらかじめ提示された視点、枠組みを通して事件に接し、その事件がいかなるものであったのかを理解する、ということは先述したとおりである。しかし、マス・メディアが提示した視点がそのまま人々の認識になるといった一方向的なものではなく、マス・メディアによる報道は人々がどのようにそれらの事象を理解しているかを反映するものでもある。

「煩悶フレーム」の割合は約20年間でほとんど変化していないこと、加害者を描くいずれのフレームも持たない記事のうち、児童相談所に対する批判が多くを占めることを考慮すると、もはや加害者を「親としての適格がない」と非難したところで何ら意味がないという認識をマス・メディアも提供しており、人々もまたそのような認識に変化してきた、と考えられる。非難される対象が親から児童相談所へと変化したことは、すなわち、親の子に対する「愛」への信頼の失墜であるといえよう。つまり、人々はもはや「愛」によって虐待を防ごうとは考えていない。親の「愛」と「責任」に対する信頼は失われており、そこに子の安全を託すよりも児童相談所といった制度の介入を望んでいるのである。

3. 「愛」と「責任」

「母性」という語彙は新聞上からはほぼ姿を消し、その語彙に含まれていたであろう「母親らしさ」(「親らしさ」)を欠いている人物として加害者を批判する記事は減少の一途を辿っている。これは、子を持つならば当然に「親らしさ」を持たなければならない、持っていて然るべき、といった批判が成り立たない時代に突入したと捉えることができる。児童虐待事件の加害者となった親に対し、社会的に望ましいとされているケアを子供に提供できないこと、愛情をもって子供に接することができないことを非難したところで児童虐待事件が減ることはないことが認識された結果、非難の矛先は児童相談所に向けられることとなったのであろう。もはや、虐待死から子供を救えるのは、親の持つ「親らしさ」、「愛情」「責任」などではない、と人々が認識しているということである。

では、これまでほとんど自明のものとされてきた、母親の子に対する献身的な態度や愛着などはそもそも自明のものであったのだろうか。大日向の愛着に関する研究からひも解いて

いきたい。

大日向 (1979) は、母親が子どもに向ける感情の個人差を、母親自身の対人関係のあり方との関連性をもとに分析している。この場合の「対人関係」とは、母親が情緒的な絆と精神的な支えを求め得る他者との関係のことである。調査期間は 1978 年 5 月 6 月、東京都内および横浜市で開催された集会の出席者に調査票を配布し、協力を得た。子どものいる既婚女性の有効数は 175。調査は質問紙による文章完成法を用いて行われ、対人関係の枠組みは 8 つの項目 (表 2)、母親感情の測定は 25 項目 (表 3) で測定されている (大日向 1979)。

表 2

母親の対人関係の枠組みの測定

- ① 私が一緒に行動して楽しい人は――: 行動レベルの絆をもとめ得る対象
- ② 私が安心して一緒にいることができる人は――: 行動レベルの絆をもとめ得る対象
- ③ 私が満ち足りた会話をすることができる人は――:精神的な支えとなり得る対象
- ④ つらいとき、困ったとき、私が相談する人は――:精神的な支えとなり得る対象
- ⑤ 私が自分の考えや意見を率直に交し合える人は一一:精神的な支えとなり得る対象
- ⑥ 私のことを必要としている人は一一:精神的な支えとなり得る対象
- ⑦ 私が心から信じている人は――:精神的な支えとなり得る対象(相手に対する援助)
- ⑧ 私がその人のためならできるだけのことをしてあげたいと思う人は——: 精神的な支えとなり 得る対象 (相手に対する援助)

表 3

母親感情の測定

- A. 子どもに献身的にかかわり、密着化する感情
 - 2) 子どものこととわれ知らず夢中になってしまう
 - 5) 母親であるということが今の自分のすべてになっている
 - 8) わが子をみていると、まだまだ母親の私がそばにいてやらねばと思う
 - 11) 子どもの教育や将来のためなら、どんなことでもするつもりでいる
 - 14) わが子をみていると、お腹を痛めた自分の子だという感慨がわいてくる
 - 16) 何といっても子どもには産みの母親がいちばん良いのである
 - 19) 子どもが小さいうちは、母親は家庭にいて子どものそばにいてやるべきである
 - 25) 子どもをもってみると女性として生まれてきて良かったと思う
- B. 子どもに対してその人格性、独立性を認識し、客観的にかかわろうとする感情
 - 3) 自分が本当に子どもにとって望ましい母親かどうか考えることがある
 - 6) 成長したわが子をみていると、自分が産んだ子というよりは、何か別の人間という感じがする
 - 9) 子どもに手がかからなくなったので、これからが私の人生だと思う
 - 12) わが子といえども自分の思いどおりにいかないことも多いものだと思う
 - 17) 親の期待や思惑にとらわれず、のびのびした人生を子どもに送らせたい
 - 20) わが子の性格や能力を考えると、それぞれ自分とは違った個性があると思う
 - 22) 子どもに対しては、親というよりは共に生活している仲間という気持ちが強い
 - 23) 親が子どものためと思ってすることが、はたして本当に子どものためになっているの

か疑問である

- C. 子どもの成長に寂しさを抱き、育児空白による疎外感を味わっている感情
 - 1) わが子が赤ちゃんだった頃がたまらなく懐かしい
 - 4) できることならもう一度子どもを産んでみたい
 - 7) 子どもが乳飲み子の頃のほうが手はかかるが、母親としてはいちばん張りがある
 - 10) 最近子どもが急に大人っぽくなって寂しい
 - 13) いざ子どもに手がかからなくなると、手もちぶさたで心の中にポッカリ穴があいたようである。
 - 15) 最近私はどことなく体の調子が悪い
 - 18) 最近自分は一人ぼっちだなあと思うことが多い
 - 21) 何かしたいと思っても、どうしてもこれをしたいというものがない
 - 24) 母親が子どものことを考えるほどには、子どもは母親のことを考えないものである

大日向によれば、「従来、母子関係の心理は母と子の枠のなかの問題としてあつかわれてきた。とりわけ、わが子に対する母親としての感情は、それ以外の他者に対する感情とは質的に異なる特殊なものとされてきた」(大日向 1979:171)という。しかし大日向は、母親が情緒的・精神的な絆を誰に対して求めているか、その対象は母親の対人関係のどこに位置づけられているかによって子供に対する感情に違いが生じると考え、当該研究を行った。対人関係の枠組みの測定項目 8 項目中 4 項目以上、同一対象が選ばれているときをその母親の対人関係のなかの中心的構成要因、4 項目未満のときに周辺的構成要因としている (大日向1979:182)。

子ども/夫/学生時代の友人・近所の人・仕事やサークル等の仲間 (S・A:Social Agent) について、位置づけをみてみたところ、子どもを中心的構成要因としている人は 47.5%、周辺的構成要因としている人は 49.7%、夫を中心的構成要因としている人は 82.9%、周辺的構成要因としている人は 16.0%、S・A を中心的構成要因としている人は 21.7%、周辺的構成要因としている人は 50.3% であったという (大日向 1979:183)。子どもが母親の対人関係のなかで占める位置については、母親の学歴や就業の有無による顕著な違いはみられず、年齢による差がみられた一方、S・A に関しては母親の年齢・就業の有無・学歴の違いによって、対人関係に占める位置が異なる傾向が示された (大日向 1979:185-186)。大日向は、有職者や高学歴の母親において S・A が対人関係の枠組に含まれる比率が高いことから、また、母親感情を測定した 25 項目の因子分析の結果から、子どもに献身的にかかわると同時に密着化しようとする感情傾向は、対人関係の枠組みが子どもと夫という F・A(Family Agent) のみで構成され、S・A(Social Agent) を構成要因に含まない母親たちにより顕著であること、また、情緒的・精神的な絆を求める対象として夫と・子どもを対人関係の中心とする母親たちにおいては、子どもの成長への寂しさの感情が弱いとともに、子どもの人格の独立性を認め客観的にかかわろうとする感情も弱いことを明らかにしている (大日向 1979:195-196)。

親の子に対する「責任」についてはどうであろうか。大日向はとくに言及してはいないが、母親感情の測定に使われた 25 項目には、単に親の子に対する「感情」を測る項目だけでな

く、子に対する「責任」に関するものが含まれていると読み取ることができる。たとえば、 「8) わが子をみていると、まだまだ母親の私がそばにいてやらねばと思う」や「11) 子どもの 教育や将来のためなら、どんなことでもするつもりでいる」といった具合である。一見する と子に対する愛着を測る項目のようにも見えるが、これらの項目は親の子に対する「責任」 ともいえるものを含んでいる。「そばにいてやらねば」というのは、単に「そばにいる」こと ではなく、そばにいて「何かを提供してやらねばならない」というニュアンスを含む表現で ある。「どんなことでもするつもり」という文言もまた、親、とくに母親に対して(無意識に、 まったく無頓着に) 求められてきた子に対する献身的なふるまいを端的に表すものとなって おり、親は子に対して何かを提供する「責任」があるというニュアンスを含んでいる。母親 の「感情」を測定するための項目に、自然とこういったニュアンスを含むものが入り込んで くるということそのものが、すでに「親」になった人間に対して世間が向けているまなざし 一すなわち、親は子に対して「愛」と「責任」を同時に持つ存在であるという認識が自明のも のだと捉えられてきたということを表している。親から子への感情として語るとき、往々に して「愛」と「責任」は明確に区別されることなく、不可分のものとして扱われるのである。 これらのことを踏まえると、これまで自明視されてきたであろう親の子に対する「愛」や 「責任」といったものは、決して自明のことではなく、母親を取り巻く環境、特に対人関係 によって大きく左右されるということは明らかであること、また、近年になってようやく 人々の意識のうえでもそれが認識され、「自明ではないもの」として扱われるようになって きた、といえるだろう。このような状況下においてはもはや大多数の人々は個人が持つ「愛」 や「責任」によって児童虐待が防げるなどとは到底考えることができず、より大きな枠組み である児童相談所などのシステムに頼らざるを得ないのである。その結果が、「親不適格フ レーム」の減少であり、児童相談所を批判する記事の増加であるとみることができる。

一般に、「親」である人間に期待されることとは、愛に基づいて子を育てるという責任を果たすことである。その責任を果たしていることがすなわち親としての「適格」を持った人間であることの証左であり、責任を果たしていない/果たせていない人間に対して与えられるのが親として「不適格」である、という評価である。これまで確認してきたとおり、虐待が公に語られる場面において、「愛」や「母性」という語はすでに使用されなくなっているが、親の「適格」を問題とするとき、そこではやはり「愛」と「責任」について言及されていると考えるべきであろう。人々は「愛」と「責任」に信頼を置き、それによって子の育成が支えられると期待していたのである。しかしながら、「親不適格」というフレームで語られる事件記事の減少からは、すでに人々の「愛」への信頼や期待が失われていること、換言すれば、愛によって虐待を防ぐことができるという発想が失われた、ということがいえるのではないだろうか。

おわりに

もはや個人の「愛」や「責任」に期待できる時代は終わり、公的なシステムに頼らざるを得ないような時代になったかに思えるが、児童虐待を防ぐためには本当に公的なシステムに頼る以外手段はないのであろうか。公的なシステムによって生命の危機を脱した子供たちのその後について、どのような場所で、どのように生きていくのかまで想像できる人がどの程度いるのであろう。子供の成長にとって、他者、特にケアを提供する年長者とのかかわりが不可欠であることは疑いようもない。しかし、そのケアの担い手を1人ないし2人の「親」に限定し、そこからすべてのケアを受けるべきだと考える必要はないように思う。子供たちが必要とするケアを複数の年長者が分担して与えることで、ケアの全体量を賄うことによって、子供たちが不自由なく成長することが可能になるような、社会の側の発想の転換が必要ではないだろうか。高度経済成長期以降に一般的となった閉じられた家族内での子育てから、それ以前の地域全体での子育てへ再び回帰する必要があるように思われる。少人数からのheavy な「愛」だけに頼らない、多人数からの light な「愛」(3) による子育てへの転換こそが、子供の生命だけでなく、子供の人生そのものを児童虐待から救うことにつながるのではないだろうか。

[**謝辞**] 本研究の一部は、平成 25 年度井上円了記念研究助成を受けて行われた。この場を借りて深く御礼申し上げます。

注

- (1) 稲村 (1978)、中谷 (1973)、佐々木 (1980)、佐藤 (1977) など
- (2) 内山・山岡 (1984)、菊田 (1985) など
- (3) 少人数からの heavy な「愛」/多人数からの light な「愛」というと、heavy な「愛」は親からの「愛」であり、light な「愛」は近隣住民を含む地域の人々からの「愛」を想像するだろう。昔の子供のように、地域で子供を育てること、それを自分自身も担わなければならないことを負担だと思うひと、不安に思うひともいるだろう。果たして、自分の子でもない他人の子供に対して、「愛」など注げるものであろうか?と。おそらくその時に想像しているのは、どこかの誰かの子供が虐待されていることを察知した場合に、自らがその子の家庭に首を突っ込み、解決につなげるような「おせっかい」の担い手にならねばならない、ということだろう。そういった light な愛のあり方もあるだろうが、筆者としてはより広い意味で light な「愛」を想定している。たとえば、子供が出歩くには不自然な時間帯に一人で出歩いている子供を見かけたときに、自らが直接その子に対してできることがなくとも、しかるべき機関につながるよう情報を提供することも light な「愛」の範疇である。児童養護施設や児童相談所などの施設が自らの居住区に設置されることを許容することも、light な「愛」と考えられるかもしれない。これらの公的な施設を必要としている子供がいる以上、それを許容することは、その子の育成にかなり遠くからではあるが寄与しているからである。一口に「light な」といっても、そのなかでも濃淡のグラデーションが存在するのが当然であり、どのように関わりをもつかは人それぞれである。

参考文献

稲村博(1978)『子殺し-その精神病理』誠信書房

内山絢子・山岡一信 (1984)「子殺し・配偶者殺しの男女別犯行特性」『科学警察研究所報告』第 25 巻 第 1 号 pp.82-87

大日向雅美 (1979)「研究IV: 母親の対人関係と子どもへのかかわり方との関連性について」(2016) 『[新装版] 母性の研究』日本評論社 pp.171-197

-----(1988)「母性概念をめぐる現状とその問題点」天野正子・斎藤美奈子・江原由美子編 (2009) 『新編 日本のフェミニズム 5 母性』岩波書店 pp.41-67

菊田昇 (1985)「日本の子殺し-その原因と対策」『ジュリスト』No.847 pp.39-44

共同通信社編(2006)『記者ハンドブック新聞用字用語集』(第10版)共同通信社

佐々木保行編 (1980)『日本の子殺しの研究』高文堂出版社 (広井多鶴子・小玉亮子編 (2009)『文献選集 現代の親子問題 第 II 期「問題」とされる親と子 第 16 巻日本の子殺しの研究』日本図書センター)

佐藤カツコ (1977)「母親による子殺しとその背景」『犯罪社会学研究』第2号 pp.93-105

田間泰子 (2001)『母性愛という制度―子殺しと中絶のポリティクス』勁草書房

内藤和美 (1990)「『母性』概念の発展的解消から再構築へ」昭和女子大学女性文化研究所編『昭和女子 大学女性文化研究所紀要』第5巻 pp.75-88

中谷謹子 (1973)「『核家族』化と嬰児殺し」『ケース研究』No.35 pp.2-15

矢木公子 (1990)『イデオロギーとしての母性』城西大学女子短期大学部

[きのむら じゅり/株式会社マーケティング・リサーチ・サービス/社会学]

『総合人間学』第 17 巻 書籍紹介

書籍紹介



著者 野口友康

書名「犠牲のシステム」としての予防接種施策

一日本における予防接種・ワクチン禍の歴史的変遷

出版社 明石書店

出版年 2022 年 10 月 12 日

概要 新型コロナウイルス感染症 (Covid-19) ワクチン接種 の副反応・死亡疑い報告が数多くなされているのに、 なぜ迅速に救済されないのだろうか。救済されない 人々は今後どのようになるのだろうか。一部の健康 被害者は集団訴訟を提起することを表明している。 実は、このような状況は、今に始まったことではなく、過去にも繰り返し発生してきた。本書では、日本における予防接種・ワクチン禍の変遷を理論的枠 組みにあてはめることにより、「犠牲のシステム」としての予防接種施策の構造的問題を明らかにする。

定価 4,950 円 + 税

書評記事 https://book.asahi.com/jinbun/article/14728058

書籍紹介 『総合人間学』第 17 巻



■主要目次 第1部 フォイエルバッハの「食」の哲学 第1章 「食の哲学」への道程 第2章 「身体」と「食」の構想 第3章 「食の哲学」入門 ーフォイエルバッハを参考に「食と宗教」について考える 第4章 ルードヴィと・フォイエルバッハ 「犠牲の秘密」。 または人間は彼が食べるところのものである」 (解線) 補 稿 フォイエルバッハ研究の軌跡 第1部 食と社会 一現代日本の食の問題 第5章 コロナが変える「食(事)の世界 ー にいちと経済」で振れる「食の思想」を考える 第6章 「孤食」について哲学する 第7章 (私食)とイデオロギー 第8章 現代日本の〈食〉の問題とジェンダー 終 章 「食」のゆくえ

著者 河上睦子

書名 人間とは食べるところのものである

- 「食の哲学」構想-

出版社 社会評論社

出版年 2022 年 10 月 20 日

概要 第 I 部は、フォイエルバッハという 19 世紀の哲学者によって始まった「食」論は、哲学という視角からの「食」についての入り口・端緒であるといえる。その多くは宗教批判哲学のなかで展開されているが、「食」の人間学的意味をめぐる根源的な問いを追究している。その理論内容の考察である。

第Ⅱ部は、現代日本の食の世界が抱える諸問題についての考察である。人間の生存の基盤である食は、歴史・文化・生活のなかで多様に変化してきたが、現代社会においてはグローバルな資本主義社会の発達のもとで、多くの問題を抱え、食の役割や意味も不明瞭になりつつある。そうした食の「現実」が変える諸問題について取り上げる。

定価 本体 2,200 円 + 税

『総合人間学』第 17 巻 書籍紹介



監修 古沢広祐

書名 こども **SDG**s ブック 自分が変わると世界も変わる!

出版社 金の星社

出版年 2022 年 9 月

概要 小学生高学年むけの SDGs の入門書です。「知る」「考える」「やってみる」の流れで、地球で安心して暮らすために、私たちの現状と未来について学びます。世界や日本の現状、具体的な取り組み事例などを知り、身近な問題に置きかえて考えることで、SDGs を楽しく理解できる本です。私たち一人ひとり、自分の小さな一歩が、未来につながることが理解できます。

定価 1,540 円 (本体 1,400 円 + 税)

URL https://www.kinno-

hoshi.co.jp/search/info.php?isbn=9784323075068



書名 SDGs クイズブック 楽しく学ぼう! 17 の目標 (全4巻)

出版社 金の星社

出版年 2023 年 3 月

概要 小学生の中学年以上むけ、SDGs の事例を問う問題と選択肢、ヒントを見ながら考えるクイズを楽しみながら学べる本です。SDGs について、「気候変動」「海・陸」「平和」「パートナーシップ」をテーマにしたクイズを収録、17の目標を楽しく学ぶことができます。解説では、陽気な SD じいや、助手のズズといっしょに、楽しみながら、地球と自分の未来について考えます。

揃定価 11,440 円 (本体 10,400 円 + 税)

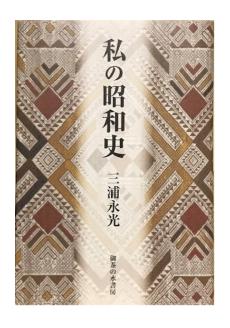
各巻定価 2,860 円 (本体 2,600 円 + 税)

URL https://www.kinno-

hoshi.co.jp/search/info.php?isbn=9784323933542



書籍紹介 『総合人間学』第 17 巻

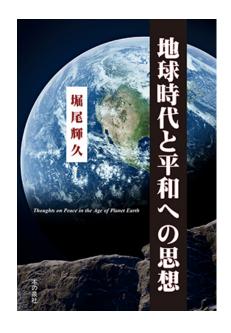


著者 三浦永光

書名 私の昭和史

出版社 お茶の水書房 出版年 2022 年 11 月

概要 著者の人生とともに、昭和に刻まれた戦争への関与についての昭和史。付録に、母(三浦清子)が残した自分史(大正から昭和)を収録、年代史的に時代背景を伴う個人史です。 I、昭和の戦時期の歩み。 II、書評など。 III、父と戦争と母、山田の想い出、私の長瀬村の想い出、昇君と節子おばさんを想う。付録。



著者 堀尾輝久

書名 地球時代と平和への思想

出版社 本の泉社

出版年 2023 年 1 月 21 日

概要 本書は現代を地球時代と捉え、その根拠と、そこでの主要な課題を問い、さらに、戦争と平和の問題を軸に、国連憲章と日本国憲法が象徴する、戦後の世界と日本の改革の理念と現実の問題、それに私自身の自分史を重ねて考えてきたもの。第一部は地球時代とその課題を問う論稿、第二部は地球平和憲章への取り組み、第三部は平和への思想として、多様な視点からのエッセイ風のもの。憲法9条と幣原喜重郎、丸山真男の平和思想、アインシュタインとフロイト、沖縄と福島にどう向き合うか、安保法制違憲訴訟の原告としての陳述(地裁・高裁)も入れた。最後はウクライナ戦争の問題を加えた。卒寿を迎えた著者は本書を遺書のつもりで纏めた。

定価 3,200 円 (税込)

『総合人間学』第 17 巻 書籍紹介

学会誌書籍版『総合人間学 17』



特集 ポストヒューマン時代が問う人間存在のゆらぎ

一人間能力拡張 (AI・アバター等) がもたらす将来世界とは?一

出版者 本の泉社

出版年 2023 年 6 月

目次 ヒトの過去・現在・未来

「自己決定する主体」の物語について上柿崇英 QVID TVM (次はなんだ?)

-「人間を超える」という人間の根源的な欲求について 久木田水生 生成 AI (Generative AI) による画像生成は

学会情報 『総合人間学』第 17 巻

総合人間学会会則(2019年6月15日改定)

- 第1条(名称) この会は総合人間学会(Japan Association of Synthetic Anthropology)という。
- 第2条(目的) この会は、人間の総合的研究を進め、その成果の普及をはかることを目的とする。
- 第3条(事業) この会は、第2条で定めた目的達成のために、つぎの事業を行う。
 - 1. 1年に1回以上の研究大会の開催
 - 2. 研究機関誌の定期的発行
 - 3. 国内外の諸学会、関係諸機関・諸団体との連絡
 - 4. 学会賞の授与
 - 5. その他必要な事業

第4条(会員)

1. 入会

この会は、この会の趣旨に賛同し、入会の意志を表明し、入会にあたって会員 1 名の推薦を受け、理事会の承認をえた者をもって会員とする。入会希望者は、別に定める様式の入会申込書を事務局に提出する。会員は一般会員と賛助会員とする。

- 2. 会費
 - 会員は、総会において定められた会費を、事業年度ごとに納入しなければならない。会費の額は、付則に定める。
 - 二 納入した会費等は返還しない。
- 3. 退会
 - 退会を希望する会員は、所定の退会届に必要事項を記入し、事務局に提出する。理事会は、当該の退会届を審議のうえ退会を承認する。退会が承認された会員は、会費の未納分を納入しなければならない。
 - 二 理事会は、会員が死去し、または賛助会員である団体が解散したとき、退会を承認 する。
 - 三 会費を3年間滞納した会員は、自動的に退会扱いとする。
 - 四 会費滞納により退会となった者も、理事会の承認を得て再度入会することができる。 ただし、理事会での承認は、未納となっている3年分の会費が支払われることを原 則とする。
- 第5条(機関)この会は、次の機関をおく。
 - **総会** この会の最高の議決機関であり、次のことを行う。年に1回定例会を開く。また、理事会の決定を受けて臨時会を開くことができる。
 - 1. 活動方針および予算の決定
 - 2. 活動報告および決算の承認
 - 3. 会則の変更
 - 4. 理事の承認
 - 5. 会長・副会長・事務局長・事務局次長・編集委員長・副編集委員長・運営担当 理事・ 監事の承認
 - 6. 名誉会長・顧問の承認
 - 7. 事務局所在地の決定
 - 8. 活動にあたって必要な諸規定の制定
 - 9. その他重要事項の決定
 - 理事会 総会により承認された理事を構成員とし、次のことを行う。
 - 1. 会長・副会長・事務局長・事務局次長・編集委員長・副編集委員長・運営担当理事・

『総合人間学』第 17 巻 学会情報

監事の候補者選出

- 2. 名誉会長・顧問の候補者選出
- 3. 事務局幹事・編集委員・編集事務幹事の選出
- 4. この会の運営について協議し決定する。
- 5. その他緊急事項の決定

運営委員会 会長・副会長・事務局長・編集委員長・運営担当理事をもって構成し、この会の運営にあたる。運営委員会は各種委員会等の事業推進に必要な委員会等の委員の選出・委員長の選出を行う。

事務局 代表である事務局長、事務局次長、事務局幹事をもって構成し、この会の事務を執行 する。

編集委員会 代表である編集委員長と副編集委員長、編集委員および編集事務幹事をもって構成し、研究機関誌の編集にあたる。

研究談話委員会 本学会の研究活動の企画・実施・研究成果の普及・交流等の活動

広報委員会 本学会の広報活動および会員拡大の推進

研究大会実行委員会 研究大会の企画・実施等の活動

第6条(役員) この会は、次の役員をおく。役員の任期は、名誉会長・顧問を除き2年とし、再任を 妨げない。ただし、会長の任期は2期4年を限度とする。

会長 本会を代表し、総会および理事会を招集する。

副会長 会長を補佐し、会長に事故ある場合には代行する。

事務局長 事務局を代表し、事務を統括する。

編集委員長 編集委員会を代表し、学会誌編集事務を統括する。

理事 理事会を構成し、役員の候補者選出、事務局幹事、編集事務幹事選出などこの会の運営に ついての協議、決定にあたる。

監事 この会の会務(会計・役員の選考管理など)を監査する。

顧問 理事会の要請を受けてこの会の活動のあり方について意見を述べる。

名誉会長 この会の活動のあり方について意見を述べる。

- 第7条(役員の選挙) この会の次の役員は、以下の方法で選考される。また、候補者選考に関する規 定は別に定める。
 - 1. 理事会で理事及び監事候補者名簿を作成し、総会で承認を得る。
 - 2. 理事会で会長・副会長・事務局長・編集委員長・副編集委員長・運営担当理事の候補者名簿を作成し、総会で承認を得る。
 - 1. 理事: 35 名程度
 - 2. 監事:2名
- 第8条(事業年度) この会の事業年度は、毎年の総会の翌日から翌年の総会の日までとする。
- 第8条の2(会計年度)この会の会計年度は、毎年の4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 第9条(会則の変更)この会則は、総会において変更することができる。
- 付則 1 この会則は、成立した日から効力を発揮する。
 - 2 この会則の第4条の規定にかかわらず、この会設立当日までに会員になる場合は会員の推薦を 必要としない。
 - 3 この会則の第5条、第6条、第7条の規定にかかわらず、2006、2007年度の役員および機関 の構成員は、本学会設立準備委員会が提案し、設立総会において選出する。
 - 4 この会の会費の金額は、年額一般会員 5,000 円、賛助会員 1 口 20,000 円とする。

(以上、2006年5月27日制定)

5 第7条の規定にかかわらず、第2期(2008年度・2009年度)の役員の選挙(理事および監査の選挙)は、第1期理事会の提案に基づいて 2008年度総会において実施する。

(2007年5月26日制定)

6 付則4を改め、この会の一般会員会費の金額は、年額一般:7,000 円、学生:4,000 円とする。 ただし特別な事情のある会員については、運営委員会の承認により学生会員と同じ扱いとする。 (2008年6月8日制定)

(2009年6月6日改定)

7 会費は、原則的に事業年度単位で納入を受ける。

(2010年6月5日改定)

(2011年6月11日改定)

(2012年5月26日改定)

(2013年6月8日改定)

(2014年6月7日改定)

8 第5条に「ただし、会長任期を2期4年を限度とする」を追加する。

(2016年5月21日改定)

9 本学会の設立は 2006 年 5 月 27 日である。

(2017年6月10日制定)

10 この団体を次の所在地におく。

所在地:この会の本部は、事務局の住所におく。

11 第4条を改定する。それに伴い「第8条(会費の金額等)この会の会費の金額等は、付則で定 める。」を削除する。また、のこりの条項を繰り上げる。

(以上、2018年6月16日改定)

12 付則 6を改め、本会の一般会員がおさめる年会費の金額は7,000円とする。ただし、学生会 員・OD 会員・非常勤職にある会員・その他経済的事情のある会員の年会費の金額は 4,000 円 とする。

(以上、2019年6月15日改定)

OD:オーバードクター

投稿規定・執筆要項 (2022年度)

執筆に当たっては、下記の執筆要項を熟読し、各項目を厳守すること。執筆要項に従っていない原稿は受理できない場合がある。

1. 投稿および査読について

1-1. 投稿資格

- 1)総合人間学会会員であること。
- 2) 大会等において過去に研究発表をしていること。あるいは、会員としてすでに 2 年間経過していることが望ましい。
 - 3) 投稿時点で投稿年度までの学会費を完納していること。
 - 4) すでに投稿論文が掲載された者でも、次年度も続けて投稿することができる。

1-2. 投稿原稿

- 1) 本学会の趣旨にそうものであること(学会会則参照)。
- 2) 内容は、未公刊の論文、報告、研究ノート、エッセイであり、大会等での研究発表を踏まえたものであること。
 - (a)「論文」とは、独創性のある学術的な研究成果を展開したもの。
 - (b)「研究ノート」とは、研究を発展・活性化させる知見、問題提起、展望、資料紹介など。
- 1-3. その他依頼原稿・委員会報告等。

1-4. 文字数

枚数は論文、研究ノートは 20000 字以内(註・参考文献を含む)とする。ただし図表は 1 点につき 400 文字としてカウントする。文字数制限を超える場合は不受理とする。また改稿原稿も文字数制限 以内に収めること。委員会報告は 16000 字を目途とする。

1-5. 投稿方法

- (a) 原稿は指定された期日までに、下記の編集事務局宛に電子メールにて送付する。期日までに届かなかった場合は不受理とする。
 - (b) 原則として HP の投稿用テンプレートを用い、その書式に従って投稿するものとする。

1-5. 査読

すべての投稿原稿は匿名査読に付される。最終的な掲載の可否は編集委員会の審査を経て運営委員会 にて決定される。査読の結果改稿が求められた場合,改稿の期限は別途編集事務局からの指示に従う こと。期日を過ぎたものは投稿を辞退したものと判断される。

- **2. 査読**投稿論文・研究ノートは査読に付される。投稿論文の査読者は本学会員のなかから専門領域を踏まえて、編集委員会が 2 名を選定し、査読を依頼する。研究ノートは編集委員会にて査読する。報告については、各委員会が責任をもって提出する。
- **2-1. 査読者の任務**査読者は所定の日までに、対象の論文について評価をし、規定の査読報告書を作成し、それを編集委員会に提出しなければならない。

2-2. 查読者基準

- A:このままで掲載可能である。
- B: 若干の手直しがあれば、掲載可能である。
- C:大幅な手直しがあれば、再査読の上、掲載の可否を判断する。
- D:掲載は不可能である。
- **2-3. 查読の結果、改稿を求められた場合、改稿の期限は別途編集委員会の指示に従うこと。**期日までに提出がなかったものは投稿を辞退したものと判断される。最終的な掲載の可否は編集委員会の審査・決定を経て運営委員会にて承認される。**2-4. 査読に関する守秘義務**査読判定に関わった査読者お

よび編集委員会委員は守秘義務を負う。2-5 『総合人間学研究』という学術誌に掲載する論文及び報告等は、学際的な学会の論文として、専門分野の異なる読者にも伝わるように、難解な専門用語は避け、また必要に応じて説明を加えること。

3. レイアウト

3-1. ページ設定

原稿の執筆には原則として Microsoft Word を用い、以下の設定に合わせることとする(Microsoft Word が使用できない場合は汎用的なテキスト形式で作成する)。

(下記設定は査読の公平性を期し、執筆における統一を図るためで、掲載時の製版用レイアウトとは異なる)

用紙:A4 横書き

文字数と行数:40 文字×30 行

フォント: 英数字以外は MS 明朝、英数字は Century(10.5 ポイント)(ない場合は類似のフォントで $10\sim11$ ポイント)

余白: 上下 30mm, 左右 25mm

3-2. タイトル, 氏名の記載

1 ページ目 1 行目からタイトルを, またサブタイトルがある場合は改行してサブタイトルを記す。 タイトル, サブタイトルは中寄せにして, 12 ポイント, 太字にする。

次に英文タイトルを記す。

タイトルの次の行に氏名を記す。氏名は右寄せにして、本文と同じ 10.5 ポイントにする。

氏名の英語表記を記す

氏名の下に二行を空け、本文を開始する。

3-3. ページ番号

ページの下に、「ページ数/総ページ数」の形式でページ番号を記す。

3-4. 章構成章番号,節番号には半角数字を用い,丸数字(①,②,③,④,⑤.....)あるいはローマ数字(I, II, III, IV, V......)等の環境依存文字は使用しない。

3-5. 引用

本文中での引用は、引用文の後に「...引用文...」(ランシエール 2005:24) のように記述する。

3-6. 脚注

脚注はすべて文末脚注とし、本文の後に1行空けて「注」と太字で記した上で、次の行から記載する こと。

また, 注は (1), (2), (3).....の形式で表記し, Microsoft Word 固有の脚注機能を用いないこと。

3-7. 参考文献

参考文献は、文末脚注の後に1行空けて「参考文献」と太字で記した上で、次の行から記載すること。 記載は和文献、外国文献の順とし、またそれぞれ執筆者のアイウエオ順、アルファベット順に並べる。 例)

H.M. マクルーハン (1986) 『グーテンベルクの銀河系—活字人間の形成』森常治訳、みすず書房 H.M.McLuhan (1962) *The Gutenberg Galaxy: The Making of Typographic Man*, Routledge & Kegan Paul

3-8. 自著の引用等

匿名査読の妨げにならないよう, 2-2 における執筆者表記の他は本文中に氏名, 所属等, 執筆者を同定できる情報を記載してはならない。また, 自著を引用する場合にはその他の文献と同様に表記し,「拙著」等の表現は用いないこと。

3-9. 論文の最後に著者名、所属、専門分野を入れる。

例) [きたざと たろう/津田大学/哲学]

4. 本文表記

『総合人間学』第 17 巻 学会情報

- 4-1. 文章は「である」調とし、分かりやすい表現にする。
- 4-2. 和文における句読点は「、」「。」を用いる。
- 4-3. 常用漢字、現代かなづかいとする。
- **4-4.** 専門分野の異なる読者にも伝わるように、難解な専門用語は避け、また必要に応じて説明を加える。
- 4-5. 当該分野でのみ通じる略号は使用しない。
- **4-6.** 年号は原則として西暦年に統一し、半角数字で表記する(数字の後に「年」を追加する必要はない)。

ただし、特に必要がある場合は、それ以外の年号の併記も可とする。

4-7. 数値に関しては半角数字(1, 2, 3......)で表記する。ただし,「第一, 第二, 第三......」, また「一つ, 二つ, 三つ......」等については漢数字を用いること。

5. 図表

図表には 1, 2, 3......のように通し番号を振る。また本文中に記載した図表等は、オリジナルデータも提出する。原則として投稿時の電子媒体にて送付することとする。ただし、電子データの総容量が 1MB を超える場合は、電子メールではなく CD-ROM または USB メモリ等にデータをコピーした上で郵送すること。

6. その他

- 6-1. 上記の執筆要項に従っていない原稿は受理できない場合がある。
- 6-2. 提出された原稿は、その表記に関してのみ、編集事務局にて修正を加える場合がある。
- **6-3.** 掲載された原稿の著作権は、掲載された時点から本学会に帰属する。執筆者本人を除き、本学会の許可なくして複製することを禁ずる。

本規定は、2017年6月10日より実施する。(2022年7月改定)

なお、投稿に当たっては、必ず本学会サイトにて最新の情報を確認すること。

投稿先/連絡先

総合人間学会編集委員会

編集事務局メールアドレス:

editor@synthetic-anthropology.org

(編集幹事)

郵送ご希望の場合はお問い合わせください。

お知らせ

Announcement

今年度より、このオンラインジャーナルに掲載の記事(論文・研究ノート・報告)は、国立研究開発法人科学技術振興機構 Japan Science and Technology Agency: JST)が運営する文献検索システム(J-STAGE)にて、公開することとなりました。

まず、本巻(第 17 巻)掲載記事の公開手続き終了後、順次過去の巻号にも遡って公開すべく、準備を進めていく予定です。

なお、公開にあたり、追って著者には抄録(要旨)、キーワード等、必要事項の記載をお願いすることになるかと思いますが、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

総合人間学会編集委員会

あとがき

Postscript

河上 睦子 KAWAKAMI, Mutsuko

総合人間学会は、現在、改革期に入っている。この背景には、日本および世界の状況変化と、AI技術の発達による学術界の変貌があるのは言うまでもないだろう。私たちの学会に限って言えば、学会設立に貢献された名誉会長お二人(小林直樹氏と小原秀雄氏)が、近年亡くなられたこともある。現在、学会では創設時のままであった学会組織を根本的に改造することが試みられている。この学会の歴史を少し振り返ってみよう。

総合人間学会は、2006 年に人間についての総合的な「知」をめざして設立されたが、その後の日本を含む世界的大波動のなかで、人間に関する更なる学際知の要請を踏まえて、多様な視点から人間に関する研究・実践・活動を志向してきた学会である。

この学会に所属している会員は、上に掲げられている学会の「知」の理念および精神をもとに、個別の専門知を超えて、現実社会を見据えた総合的・実践的な人間知の探究の精神を継承し、日々の活動をしている者が多い。それゆえ特定の機関や学会に所属している研究者だけでなく、退職者や非常勤の専門家や実践者、法律家、ケア等の援助者、宗教者なども参加し、多様で自由な知的実践活動を行っており、若者や高齢者や自由人も活動している。こうした多様で実践的な学会活動のなかで、この『総合人間学』という学術ジャーナル誌も、学会に属する会員たちの自由な知的活動の一つとして、これまで現実社会への重要な「窓」であったし、いまもそうであろう。

総合人間学会では、創設以来これまで、年一回の総会、シンポジウムの開催、学術誌および書籍版『総合人間学』の発行、若手会員たちによるシンポジウムやワークショップの開催、個々の会員たちによる多様な実践活動などを行ってきた。そして新たな人間世界への知の創造を見つめて、多様な改革を試みてきたように思う。

だが 2019 年以後、コロナという世界的な流行病の蔓延のなかで、こうした新たな学会活動(改革の試みも含めて)も一面では閉塞的状態に追いやられ、「内」へと向かわざるをえなかったようである。それでも 2022 年頃から、いまだコロナ色の消えない世界のなかで、日本社会も少しずつ現実から「外」へと向かうようになり、私たちの学会も新たな未来を見すえて、学会改革への歩みを始めるようになった。この学会改革の息吹きは、現在、学会全体の制度・機構改革の開始や、KW 集発刊委員会における「人間に関わる総合知」の新たな創造にみることができよう。

こうした総合人間学会における新たな歩みの始まりのなかで、この(オンラインジャーナル)『総合人間学』(17巻) 2023 年を、皆様にお届けする。

だがお届けする今年度のオンラインジャーナル学術誌には、当初多くの投稿論文(9 稿)の申し込みがあったが、学術の世界をめぐる厳しい現実を踏まえてか、結果的には「(査読)論文」2稿、「研究ノート」3稿、「若手シンポジウム報告」3篇しか掲載できなかったことは、残念である。

それでも最後に、大変うれしい報告をしたい。この『総合人間学』に掲載されている投稿論文が J-STAGEという文部科学省所管の国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が運営する電子ジャーナルの無料公開システムに、今年度より掲載されることになったのである。現在、掲載に向けての準備がなされているが、この学会における更なる知の活動の開始を意味しているように思う。

[かわかみ むつこ/相模女子大学名誉教授/哲学・人間学]

総合人間学

第 17 巻(オンラインジャーナル)

 ${\tt Synthetic\ Anthropology\ Vol.17}$

2023 年

ISSN 2188-1243

発行日 2023 年 5 月 31 日 (第一版)

編集者 総合人間学会編集委員会

発行元 総合人間学会

〒 112-8606 東京都文京区白山 5-28-20 東洋大学社会学部社会学科 松崎良美研究室内

web : http://synthetic-anthropology.org/
mail : contact@synthetic-anthropology.org

Online Journal

SYNTHETIC ANTHROPOLOGY CONTENTS

⟨Articles⟩	1
Synthetic Anthropology of Property – Exploring the	e Naturalistic Roots of Human Rights -
	ANAMI, Shinichi · · · · · 1
Scientific Attitudes Toward the Sacred – A Compa	rison of Natural and Moral Science –
	OGURA, Kenji · · · · · 17
⟨Research Note⟩	33
Changes in "Comprehensiveness" as Seen through	
First and Third Year Reports of the Course "Sy	nthetic Anthropology"
	MATSUMOTO, Makoto · · · · · 33
A Reconsideration of Naoki Kobayashi's Anthropole	ogical Considerations of Violence
	OTA, Akira · · · · · 45
A Study on the Great Acceleration of Humans, Cul	tural Evolution,
and Self-domestication in the Anthropocene	
 Toward the Construction of a Synthetic Anthon 	ropological Science (4) –
	FURUSAWA, Koyu · · · · · 61
⟨Young Researcher Symposium⟩	79
Thinking about "Love" in an Age of Uncertainty	HONDA, Toshiki · · · · · 79
On the Social Potential of Love	
 How to Face the Authoritarian Needs of Mod 	ern Society –
	SUGAWARA, Omoi · · · · · 80
Can "Love" Prevent Abuse?	
 A Frame Analysis of Newspaper Articles on C 	
	KINOMURA, Juri · · · · · 96
⟨Book Reviews⟩	113
(Infomations)	118
Regulations	118
Posting Provisions	121
Announcement	124
Postscript	KAWAKAMI, Mutsuko · · · · 125

Vol.17, May 2023

edited by

Japan Association of Synthetic Anthlopology